

後期基本計画

第1章	計画の概要
第2章	基本方針別（分野別）の個別施策
第3章	未来戦略の具体施策
第4章	地域別の振興方策

第1章 | 計画の概要

1 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

後期基本計画は、前期基本計画に続き、基本構想を実現するための具体的な方策を示すとともに、計画的な行財政運営の執行を図ることを目的として策定するものです。

(2) 計画の役割

後期基本計画は、次の役割を担います。

- ア) 十日町市の行財政運営を合理的・計画的に執行するための指針となります。
- イ) 今後、個別に策定される各種行政計画の最上位計画として、調整機能を果たします。
- ウ) 予算編成の指針となります。
- エ) 市民および民間事業者などの活動の指針となります。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

後期基本計画は、基本構想で掲げた「基本方針（3つの基本方針とまちづくりの推進に向けて）」の個別施策および「未来戦略（－5つの戦略－）」の具体施策、地域別の振興方策で構成します。

(2) 計画の期間

後期基本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

3 基本方針の個別施策とまちづくりの目標値

全国的な人口減少や少子高齢化に歯止めをかけるために国が推し進める「地方創生」を追い風として、十日町市の持続的な発展・成長を目指し、『選ばれて 住み継がれるまち とおかまち』を実現するための取組が必要です。

第1章の「基本方針の個別施策」に記載している53の施策は、「基本構想」を具現化するための施策であり、これからのまちづくりを推進していくうえで、特に重要と捉える事業を中心に記載しました。

また、市民参加によるまちづくり、協働によるまちづくりが欠かせないなかで、市民やまちづくり団体などと、より良いパートナーシップを築くために、相互に共有することができる「共通の目標」が必要と考えます。このため、前期基本計画に引き続いて、後期基本計画で示す今後5年間の取組における目標を数値化しました。数値化に際しては、市民にとって分かりやすいものとなるよう配慮しました。ここで掲げる「まちづくりの目標値」の達成度調査ほか、定期的に実施する市民アンケート結果などに基づき、各施策の達成度を点検・検証します。

4 未来戦略と具体施策

第2章には、社会情勢の変化や地域固有の課題、多様化する市民や来訪者のニーズなどを踏まえて、第二次総合計画基本構想の計画期間である10年間で、重点的に推進する政策を「未来戦略と具体施策」として掲げました。「基本構想」で定めた各未来戦略の「施策の方向」を実現するための取組を第1章の各施策から抽出し、戦略（政策）としてまとめています。

後期基本計画においても、5年後の令和7年度の目標値を定め、各戦略の達成度を検証します。

5 地域別の振興方策

十日町市には、地域の身近な課題は、地域住民自らの判断と責任で、自主的・自立的に解決を図るという地域自治の考え方に基づき、地域振興につながる事業を実施する13の地域自治組織があります。

第二次総合計画基本構想で掲げた、市内13地域ごとの振興方針をふまえ、この基本計画で示す「地域別の振興方策」は、各地域において特に関わりの大きい具体的な施策を掲載しています。各地域の具体的な施策の実施に際しては、地域住民はもとより、地域自治組織との緊密な連携や調整のもとで進めていくべきものとして位置づけます。

6 後期基本計画とSDGs*の関係

SDGsは2030年までに世界全体で達成すべき目標であり、目標達成には世界各地の自治体の取組が必要不可欠です。

十日町市が目指すまちの姿、「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」を実現するための施策は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す方向性と合致します。後期基本計画の進捗を図ることがSDGsの推進に資するものと考えます。

後期基本計画では、個別施策とSDGsで示す17の目標を関連付けた関連表を掲載しています。また、個別施策ごとにSDGsの17の目標を掲載することで十日町市の取組とSDGsの関係を整理しています。

SDGsの目標達成に向けて、再生可能エネルギーの創出の推進（目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに）や、スマート農業*の推進（目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう）、生活交通の維持向上（目標11 住み続けられるまちづくりを）などに重点的に取り組み、持続可能なまちづくりを進めます。

7 行政改革の取組

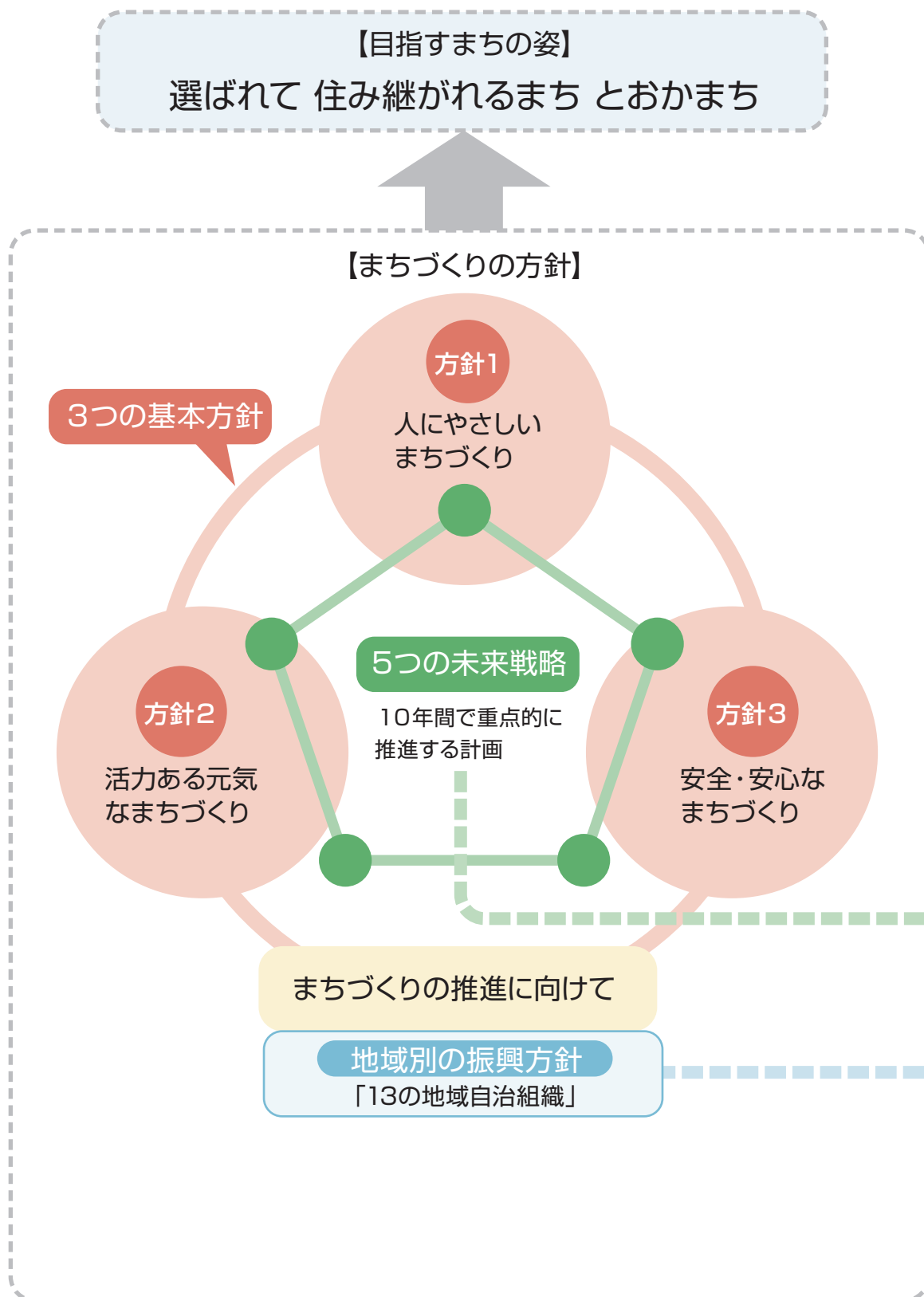
十日町市では、平成18年度から2次にわたる行政改革大綱「十日町市行政創造プラン」を策定し、行政改革に継続的に取り組んできました。これまでは、総合計画とは別に策定・運用してきた行政改革の取組を、本基本計画に盛り込み「まちづくりの目標値」と一体的に管理・推進することにより、効果的・効率的な自治体運営に取り組めます。

また、長期的な視点と計画性をもって公共施設などの更新・統廃合・長寿命化、借地の早期解消を進め、将来にわたり持続可能な管理運営を行うとともに、遊休財産の計画的な処分や民間事業者への貸付けを行うなど、維持管理費の削減や賃料収入の確保に努めます。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

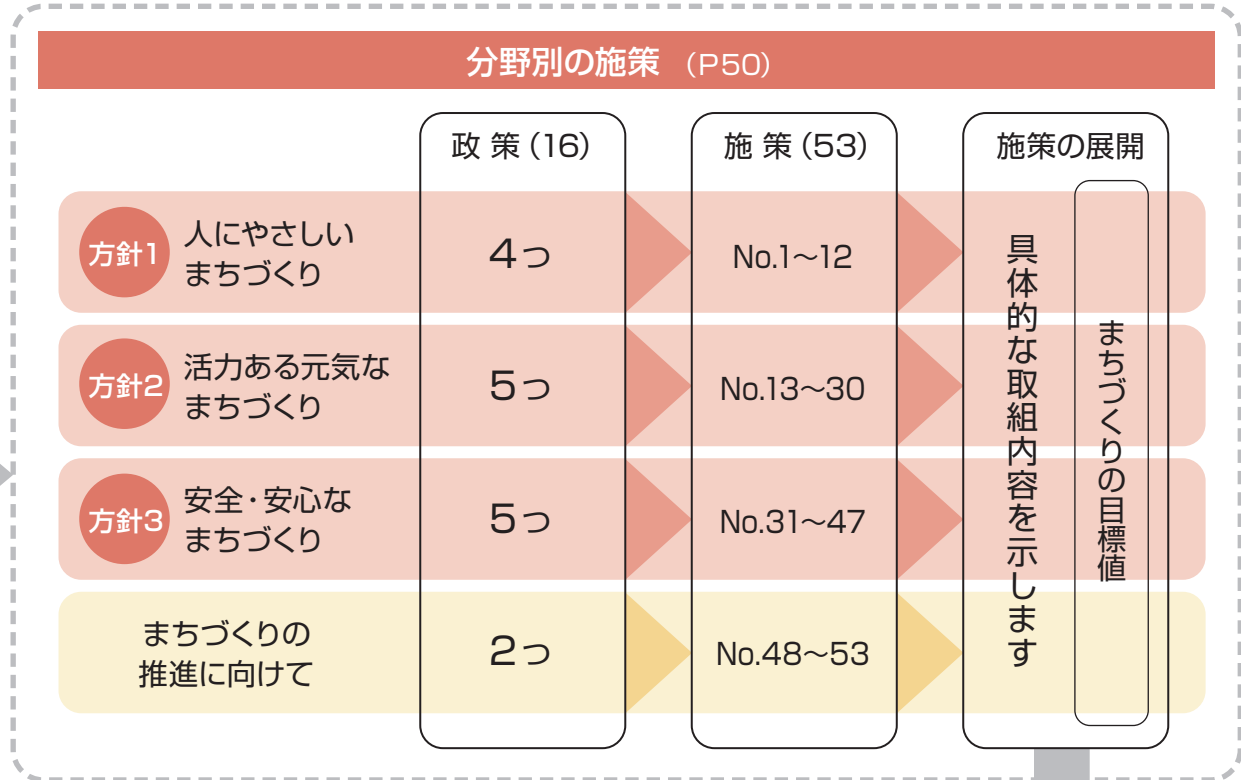
■ 基本構想の構成

基本構想 (計画期間：H28～R7年度)



基本計画 (計画期間：R3～7年度)

【全体の施策】



【重点・地域別の施策】

未来戦略の具体施策 (P156)

分野別の施策から、戦略の方向に該当する取り組みを位置づけます。

- 戦略1：次代を担う「人財」を育てます
- 戦略2：十日町市への人の流れを加速します
- 戦略3：新しい力で産業を活性化します
- 戦略4：再生可能エネルギーを最大限創り出します
- 戦略5：健康な高齢者を増やします

地域別の振興方策 (P172)

分野別の施策から、各地域で行う主な取り組みを位置づけます。

- 1.十日町中央地域／2.高山地域／3.十日町西部地域／4.十日町南地域／
- 5.中条飛渡地域／6.大井田地域／7.吉田地域／8.下条地域／9.水沢地域／
- 10.川西地域／11.中里地域／12.松代地域／13.松之山地域

■ 施策体系図

目指すまちの姿

「選ばれて

基本方針１ 人にやさしいまちづくり

子どもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて自分らしく心豊かに暮らせる十日町市を目指します。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、創造性ある将来を切り拓いてもらうために、質の高い教育・保育サービスを提供し、夢の実現を応援します。また、日常生活に不安や困難を抱える人を、地域全体で支え合いができる環境づくりを推進します。

政策１ 安心して子どもを産み育てられるまち

施策 ①幼児教育・保育の充実	施策１
②子育て支援の充実	施策２
③子育て環境の充実	施策３

政策２ ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

施策 ①学校教育の充実	施策４
②特色ある教育活動の推進	施策５
③学校教育施設の整備	施策６
④高等教育などの推進	施策７

政策３ 地域で支え合う福祉のまち

施策 ①福祉のまちづくりの推進	施策８
②高齢者福祉の充実	施策９
③障がい者福祉の充実	施策１０

政策４ すべての市民が尊重され活躍できるまち

施策 ①人権尊重の推進	施策１１
②誰もが活躍できる社会の実現	施策１２

基本方針２ 活力ある元気なまちづくり

十日町市のさまざまな魅力を磨き上げ、広く内外と連携を図り、山も里もまちなかも元気な十日町市を目指します。

まちの活力向上のために、観光や交流、生涯学習、文化芸術活動などにより市内へ切れ目なく人の流れをつくり出すとともに、農林業や商工業の振興による雇用の創出を図ります。

政策１ 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策 ①地域資源を活用した観光産業の推進	施策１３
②大地の芸術祭の里ブランドの活用	施策１４
③関係人口*の拡大・深化	施策１５
④中心市街地の活性化	施策１６

政策２ 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策 ①担い手の育成・確保	施策１７
②生産基盤の整備・多面的機能の発揮	施策１８
③農業所得の向上	施策１９
④森林の整備・森林資源の活用	施策２０

政策３ 力強い産業と雇用を育むまち

施策 ①地域雇用の維持・創出	施策２１
②市内企業の持続的な発展	施策２２
③産業の新しい展開と成長に向けて	施策２３

政策４ 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策 ①市民による学びの場づくりへの支援	施策２４
②文化芸術活動の充実	施策２５
③文化財の保存・活用の推進	施策２６
④スポーツの振興	施策２７

政策５ 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

施策 ①中山間地域対策の強化・充実	施策２８
②移住・定住の促進	施策２９
③男女の出会い・交流機会の充実	施策３０

住み継がれるまち とおかまち」

基本方針3 安全・安心なまちづくり

市民が一年を通じて、安全・安心で快適な生活を送ることができる十日町市を目指します。

防災や大雪対策の充実を図るとともに、医療・救急体制や道路、上下水道などの公共インフラを整備します。また、豊かな自然環境を将来にわたって保全しつつ、地域資源の効果的な活用により、持続可能な脱炭素・循環型社会の構築を推進します。

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策 ①防災対策の充実	施策31
②消防・救急体制の充実	施策32
③交通安全対策の推進	施策33
④防犯対策の推進	施策34

政策2 生涯元気で健やかに暮らせるまち

施策 ①健康づくりの推進	施策35
②地域医療の充実	施策36
③地域包括ケアシステム*の推進	施策37

政策3 環境にやさしく自然と調和するまち

施策 ①脱炭素・循環型社会の推進	施策38
②豊かな自然環境の保全	施策39
③水資源の確保・活用	施策40

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策 ①道路網の整備	施策41
②上下水道の整備	施策42
③生活交通の確保・利便性の向上	施策43
④住宅・公園などの整備	施策44
⑤計画的な土地利用の推進	施策45

政策5 雪とともに生きるまち

施策 ①市道除雪の充実	施策46
②市民の暮らしを支える雪処理支援・利雪親雪の促進	施策47

まちづくりの推進に向けて

政策1 協働のまちづくりの推進

施策 ①地域自治の推進	施策48
②市民活動の推進	施策49

政策2 時代に即応した自治体経営

施策 ①効果的な行政運営・広域連携の推進	施策50
②健全な財政運営	施策51
③情報社会の進展に即応した広報・広聴活動の推進	施策52
④Society5.0*時代に即応した自治体への転換	施策53

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

第二次十日町市総合計画後期基本計画の施策構成

まちづくりの柱	政 策	施策No	施 策
基本方針1 人にやさしい まちづくり	(1) 安心して子どもを産み 育てられるまち	1	① 幼児教育・保育の充実
		2	② 子育て支援の充実
		3	③ 子育て環境の充実
	(2) ふるさとを愛し自立して社会で 生きる子どもを育てるまち	4	① 学校教育の充実
		5	② 特色ある教育活動の推進
		6	③ 学校教育施設の整備
		7	④ 高等教育などの推進
	(3) 地域で支え合う福祉のまち	8	① 福祉のまちづくりの推進
		9	② 高齢者福祉の充実
		10	③ 障がい者福祉の充実
	(4) すべての市民が尊重され 活躍できるまち	11	① 人権尊重の推進
		12	② 誰もが活躍できる社会の実現
基本方針2 活力ある元気な まちづくり	(1) 怒涛の人の流れで活気あふれる まち	13	① 地域資源を活用した観光産業の推進
		14	② 大地の芸術祭の里ブランドの活用
		15	③ 関係人口*の拡大・深化
		16	④ 中心市街地の活性化
	(2) 活力ある農林業と魅力的な里山 のあるまち	17	① 担い手の育成・確保
		18	② 生産基盤の整備・多面的機能の発揮
		19	③ 農業所得の向上
		20	④ 森林の整備・森林資源の活用
	(3) 力強い産業と雇用を育むまち	21	① 地域雇用の維持・創出
		22	② 市内企業の持続的な発展
		23	③ 産業の新しい展開と成長に向けて
	(4) 誰もが自由に楽しく学び 多様な文化にふれあえるまち	24	① 市民による学びの場づくりへの支援
		25	② 文化芸術活動の充実
		26	③ 文化財の保存・活用の推進
		27	④ スポーツの振興
	(5) 住み慣れた地域でいきいきと 暮らせるまち	28	① 中山間地域対策の強化・充実
		29	② 移住・定住の促進
		30	③ 男女の出会い・交流機会の充実
基本方針3 安全・安心な まちづくり	(1) 災害に強く安心して暮らせる まち	31	① 防災対策の充実
		32	② 消防・救急体制の充実
		33	③ 交通安全対策の推進
		34	④ 防犯対策の推進
	(2) 生涯元気で健やかに暮らせる まち	35	① 健康づくりの推進
		36	② 地域医療の充実
		37	③ 地域包括ケアシステム*の推進
	(3) 環境にやさしく自然と調和する まち	38	① 脱炭素・循環型社会の推進
		39	② 豊かな自然環境の保全
		40	③ 水資源の確保・活用
		41	① 道路網の整備
	(4) 暮らしや経済活動を支える 基盤の充実したまち	42	② 上下水道の整備
		43	③ 生活交通の確保・利便性の向上
		44	④ 住宅・公園などの整備
		45	⑤ 計画的な土地利用の推進
	(5) 雪とともに生きるまち	46	① 市道除雪の充実
		47	② 市民のくらしを支える雪処理支援・利雪親雪の促進
まちづくりの 推進に向けて	(1) 協働のまちづくりの推進	48	① 地域自治の推進
		49	② 市民活動の推進
	(2) 時代に即応した自治体経営	50	① 効果的な行政運営・広域連携の推進
		51	② 健全な財政運営
		52	③ 情報社会の進展に即応した広報・広聴活動の推進
		53	④ Society5.0*時代に即応した自治体への転換

担当課	関係課				未来戦略の施策				
					戦略1	戦略2	戦略3	戦略4	戦略5
子育て支援課									
子育て支援課	健康づくり推進課								
子育て支援課	健康づくり推進課								
学校教育課					①				
学校教育課					①②③				
教育総務課									
企画政策課	教育総務課	医療介護課	産業政策課						
福祉課	医療介護課								
医療介護課	福祉課								②③
福祉課									
市民生活課									
企画政策課	産業政策課	福祉課							
観光交流課	各支所地域振興課					②			
観光交流課						①			
観光交流課	企画政策課					②			
都市計画課									
農林課							③		
農林課									
農林課									
農林課									
産業政策課							①		
産業政策課	観光交流課						②		
産業政策課							②		
生涯学習課									
生涯学習課									
文化財課						②			
スポーツ振興課					③	②			
企画政策課	農林課								
企画政策課	農林課	産業政策課				③			
企画政策課									
防災安全課	建設課	農林課	健康づくり推進課						
防災安全課									
防災安全課									
防災安全課	市民生活課								
健康づくり推進課									①②
医療介護課									
医療介護課									③
環境衛生課	エネルギー政策課							①②	
環境衛生課									
建設課	観光交流課								
建設課									
上下水道課								①	
企画政策課									
都市計画課	農林課								
都市計画課	農林課								
建設課									
建設課	都市計画課	福祉課	農林課	企画政策課					
企画政策課									
企画政策課	都市計画課								
企画政策課	総務課	財政課							
財政課	税務課								
企画政策課									
総務課									

* の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

第二次十日町市総合計画後期基本計画の施策とSDGsにおける17の目標との関連表

まちづくりの柱	政 策	施策No	施 策
基本方針1 人にやさしい まちづくり	(1) 安心して子どもを産み育てられるまち	1	① 幼児教育・保育の充実
		2	② 子育て支援の充実
		3	③ 子育て環境の充実
	(2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち	4	① 学校教育の充実
		5	② 特色ある教育活動の推進
		6	③ 学校教育施設の整備
		7	④ 高等教育などの推進
	(3) 地域で支え合う福祉のまち	8	① 福祉のまちづくりの推進
		9	② 高齢者福祉の充実
		10	③ 障がい者福祉の充実
	(4) すべての市民が尊重され活躍できるまち	11	① 人権尊重の推進
		12	② 誰もが活躍できる社会の実現
基本方針2 活力ある元気な まちづくり	(1) 怒涛の人の流れで活気あふれるまち	13	① 地域資源を活用した観光産業の推進
		14	② 大地の芸術祭の里ブランドの活用
		15	③ 関係人口*の拡大・深化
		16	④ 中心市街地の活性化
	(2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち	17	① 担い手の育成・確保
		18	② 生産基盤の整備・多面的機能の発揮
		19	③ 農業所得の向上
		20	④ 森林の整備・森林資源の活用
	(3) 力強い産業と雇用を育むまち	21	① 地域雇用の維持・創出
		22	② 市内企業の持続的な発展
		23	③ 産業の新しい展開と成長に向けて
	(4) 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち	24	① 市民による学びの場づくりへの支援
		25	② 文化芸術活動の充実
		26	③ 文化財の保存・活用の推進
		27	④ スポーツの振興
	(5) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち	28	① 中山間地域対策の強化・充実
		29	② 移住・定住の促進
		30	③ 男女の出会い・交流機会の充実
基本方針3 安全・安心な まちづくり	(1) 災害に強く安心して暮らせるまち	31	① 防災対策の充実
		32	② 消防・救急体制の充実
		33	③ 交通安全対策の推進
		34	④ 防犯対策の推進
	(2) 生涯元気で健やかに暮らせるまち	35	① 健康づくりの推進
		36	② 地域医療の充実
		37	③ 地域包括ケアシステム*の推進
	(3) 環境にやさしく自然と調和するまち	38	① 脱炭素・循環型社会の推進
		39	② 豊かな自然環境の保全
		40	③ 水資源の確保・活用
	(4) 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち	41	① 道路網の整備
		42	② 上下水道の整備
		43	③ 生活交通の確保・利便性の向上
		44	④ 住宅・公園などの整備
		45	⑤ 計画的な土地利用の推進
	(5) 雪とともに生きるまち	46	① 市道除雪の充実
		47	② 市民のくらしを支える雪処理支援・利雪親雪の促進
まちづくりの 推進に向けて	(1) 協働のまちづくりの推進	48	① 地域自治の推進
		49	② 市民活動の推進
	(2) 時代に即応した自治体経営	50	① 効果的な行政運営・広域連携の推進
		51	② 健全な財政運営
		52	③ 情報社会の進展に即応した広報・広聴活動の推進
		53	④ Society5.0*時代に即応した自治体への転換

[illegible]

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

第2章 | 基本方針別（分野別）の個別施策

施策1



基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

施策① 幼児教育・保育の充実

施策の方針

子育て世代の多様なニーズに対応するため、幼児教育・保育の充実や施設整備を行い、安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、子育てと子どもの育ちを支えるため、家庭や地域と協力しながら、保育所・認定こども園*と学校などとの連携を強め、質の高い幼児教育・保育の提供を図ります。と小中学校との連携を強め、質の高い保育・教育の提供を図ります。

現状と課題

- ・女性の社会進出による共働き家庭の増加や就業形態の多様化に対応するため、市内3か所目の病児・病後児保育施設を開所するなど、ニーズに応えた幼児教育・保育の充実を進めてきました。令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されたことで、就学前児童に対する制度が大きく変わるなか、引き続きニーズに対応した幼児教育・保育の提供や人材確保に対する支援が必要です。
- ・幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な時期です。近年の「気になる子*」の増加や「小1プロブレム*」などの問題に対応するため、保育所・認定こども園と小学校の職員間における情報交換や、療育機関との情報共有などを進めてきました。引き続き、家庭や子どもに関わる機関が相互に連携し、適切な支援による幼児教育・保育を充実することが必要です。
- ・令和2年4月の水沢保育園および千手保育園の民営化によって、第2次公立保育園の統廃合および民営化計画における公立4保育所の民営化が計画どおりに完了し、保育施設などの8割以上が私立の施設になりました。今後は定員の適正化を図りつつ、幼児教育・保育の充実に向けた私立保育施設などへの支援が引き続き求められています。



きらきら西保育園



保育の様子

施策の展開

1. 幼児教育・保育の充実

- ① 保育所での延長保育や休日保育、乳児保育、認定こども園での一時預かりなど多様化するニーズに応えるため、幼児教育・保育を充実します。
- ② 病気または病気の回復期にあって、保育が必要な子どもに対する病児・病後児保育を実施し、保護者が安心して育児と仕事を両立できるよう支援します。
- ③ 保護者の就業形態の多様化に対応するため、幼児期の教育・保育を一体的に行うことができる認定こども園の運営を支援します。
- ④ 障がいを持つ・発達が気になる幼児に、心身の発達と自立などを促進できるよう必要な保育を行うとともに、その保護者に必要な支援を行います。
- ⑤ 幼児教育・保育の充実のため、人材確保が必要な保育所・認定こども園には必要な支援を行います。
- ⑥ 「気になる子」や「小1プロブレム」の問題解決に向け、小学校や特別支援学校、発達支援センターとの連携を強化し、支援が必要な子ども一人ひとりの特性に応じた、きめ細かな幼児教育・保育に取り組みます。

【主要事業】 特別保育助成事業、病児・病後児保育事業、私立保育園運営事業、認定こども園運営事業、私立保育所運営支援事業、認定こども園運営支援事業、保育補助者雇上強化事業

2. 保育施設などの整備・適正化

- ① 公立保育所では、少子化の進行や施設の老朽化を考慮し、必要な施設整備や改善を行い、私立保育所、地域保育所および認定こども園と均衡を図りながら、定員の適正化を推進します。
- ② 私立保育所および認定こども園の施設整備に対して支援を行います。

【主要事業】 公立保育所施設整備事業、私立保育所施設整備支援事業、認定こども園施設整備事業、認定こども園施設改修支援事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
待機児童数	0人	0人



施策2

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

施策② 子育て支援の充実

施策の方針

母子の心身の健康を保持増進し、子育て家庭の精神的・経済的な不安や負担を軽減できるよう、妊娠から子育て期まで各段階に応じた切れ目のない支援を推進します。

現状と課題

- ・十日町市の出生数は年々減少傾向にあり、人口減少の一因となっています。人口減少は経済活動や市民生活に大きな影響を及ぼすことから、出生数を増加に転じさせる取組が必要です。
- ・子ども医療費助成の拡充、不妊に悩む夫婦への助成、妊産婦医療費助成などの経済的支援をはじめ、「子育て世代包括支援センター*」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる総合相談体制の充実などを進めてきました。しかし、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化など、子育てを取り巻く環境が変化するなかでは、子育て家庭の精神的・経済的な負担が高まりつつあり、子育て家庭の状況に応じた支援制度の充実が必要です。
- ・疾病の早期発見・適正受診につなげるため、産婦健診や産後ケア事業を新たに実施し、また、産科医療機関と連携した産後うつ予防や相談支援の取組を進めてきました。引き続き母子の健康管理、妊産婦健診や乳幼児健診の受診率向上のほか、個別相談や訪問などにより、母子保健の充実を図ることが必要です。
- ・ひとり親家庭は子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担い、収入や子どもの養育などの面でさまざまな困難に直面することとなるため、これまで児童扶養手当や医療費助成などによる経済的支援や、資格取得を含む自立・就労支援、相談支援などに取り組んできました。ひとり親家庭への総合的な支援とともに、近年社会問題となっている子どもの貧困問題への対応も求められています。



ベビースキンケア講座の様子



乳幼児健康診査の様子

施策の展開

1. 子育て支援制度の充実

- ① 「ハローパパママ学級」、「子育て支援センター」での育児講座、孫育て教室や親支援講座の開催など、子育て家庭の学びの機会を充実します。
- ② 気軽さを確保した「子育て支援センター」、総合性・専門性を有する「子育て世代包括支援センター」など、それぞれの特性を生かした相談機能の向上と相互連携を進め、子育て相談体制の充実を図ります。
- ③ 児童手当の支給や幼児教育・保育の無償化、0～2歳児の家庭に対する保育料の軽減など、子育て世帯の生活基盤の安定を図るための経済的支援を行います。
- ④ 子どもの健全な育成と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、引き続き子どもの医療費を助成します。

【主要事業】 地域子育て支援センター事業、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業

2. 母子保健などの充実

- ① 不妊に悩む夫婦や流産を繰り返す妊婦に、特定不妊治療や不育症の治療費助成を行います。
- ② 「子育て世代包括支援センター」機能の充実を図り、妊娠・出産・子育てに対する専門的で切れ目のない相談支援体制を構築し、育児の不安や負担感の解消に努めます。
- ③ 妊産婦および乳幼児健康診査の一層の充実を図り、適正受診と疾病の早期発見につなげます。

【主要事業】 子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））、不妊・不育治療費助成事業、妊産婦医療費助成、妊婦・産婦健診、産後ケア事業、新生児訪問、乳幼児健康相談、乳幼児健康診査事業

3. ひとり親家庭などへの総合的な支援の充実

- ① 児童扶養手当の支給や医療費助成など、生活の安定を図るための経済的支援や、生活上の問題や悩みを抱えるひとり親家庭への相談支援を行います。
- ② ひとり親家庭の経済的な自立に向け、就労に必要な能力開発や資格取得を支援するとともに、子育てと就労の両立が図れるよう、ハローワークとの連携に努めます。
- ③ 子どもの貧困問題には、幼児教育・保育の無償化や軽減、子ども医療費助成、ひとり親家庭に対する就労支援など、さまざまな支援を組み合わせて対応します。

【主要事業】 児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭等医療費助成事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
出生数	298.6人／年 (H27～R元年度平均)	300人／年 (R3～7年度平均)
4か月児健康診査受診率	99.2%	現状維持
1歳6か月児健康診査受診率	99.6%	
3歳6か月児健康診査受診率	98.2%	

* の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策3

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

施策③ 子育て環境の充実

施策の方針

子どもが心身とも健やかに成長できるよう、子どもの居場所づくりや特に配慮が必要な家庭への対応を行うとともに、地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・親子間のふれあいや、子育て相談の場となる子育て支援センター「くるる」のリニューアル、児童センター「めぐらんど」および屋外広場のオープンなど、子どもの居場所や遊び場づくりを推進してきました。今後はさらに各施設のサービスの充実を図り、親子や子どもの居場所を確保することが必要です。
- ・地域全体で子どもと子育て家庭を支えるため、ファミリー・サポート・センター*運営事業や地域子育て応援カード事業などに取り組んできました。市民や企業などと連携した子育てを応援する環境づくりが必要です。
- ・近年、児童虐待が社会的な問題になっており、平成30年3月に「子ども家庭総合支援拠点*」を設置するなど、児童虐待の早期発見・早期対応に加え、未然に防止するための取組を進めてきました。引き続き関係機関との連携や体制の強化が必要です。
- ・児童虐待と同様、配偶者からの暴力、特に夫から妻に対する暴力なども社会問題となっています。このようなDVに関する相談も増加しているため、早期の実態把握とともに、迅速な対応と確実な保護が必要です。



子育て支援センターくるる



児童センター「めぐらんど」(全景)

施策の展開

1. 親子や子どもの居場所の確保

- ① 子育て支援センターが有する複合機能の充実などにより、子育てを支える環境を確保します。
- ② 保護者の就労などで留守家庭となる子どもに放課後の生活の場を提供するため、放課後児童クラブなどを運営し、事業を充実します。
- ③ 児童センター「めごらんど」では、子どもの遊び場の提供をはじめ、子育て相談機能や体験活動、交流の機会の提供など、サービスの充実を図ります。

【主要事業】 地域子育て支援センター運営事業、放課後児童健全育成事業、児童センター運営事業

2. 地域との連携強化

- ① ファミリー・サポート・センターを活用して、子育ての手助けが必要な人と、手助けをしたい人との仲介を行い、市民相互で助け合う取組を支援します。
- ② 地域子育て応援カード事業などを実施し、行政と地域が協力し、子育てを応援できる環境づくりを推進します。

【主要事業】 ファミリー・サポート・センター運営事業、地域子育て応援カード事業

3. 児童虐待の早期発見と防止体制の強化

- ① 児童家庭相談室を支援拠点として、専任の相談員を配置するとともに、関係機関と連携して児童虐待の防止に努めます。
- ② 妊娠期から必要な支援を開始し、乳幼児健診時や子育て支援センターにおける相談活動を強化します。また育児に関する保護者の不安やストレスの軽減に努めます。
- ③ 要保護児童対策地域協議会の機能の充実を図り、関係機関と連携しながら、虐待を早期に発見し、速やかな対応を行い、重篤化の予防に努めます。

【主要事業】 子ども家庭総合支援拠点運営事業、家庭相談員活動事業

4. 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護

- ① 広報活動によりDVに関する意識啓発を図り、関係機関の協力を得てDVに関する情報の収集に努めます。
- ② 女性福祉相談所、警察署、配偶者暴力相談支援センターなどと連携し、個々の事案に迅速に対応します。

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
ファミリーサポートセンターの登録者数 （依頼・提供・両方の計）	305人	330人
子育て支援センター利用者数	25,218人／年	26,000人／年
児童センター利用者数	31,220人／8か月	60,000人／年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策4

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

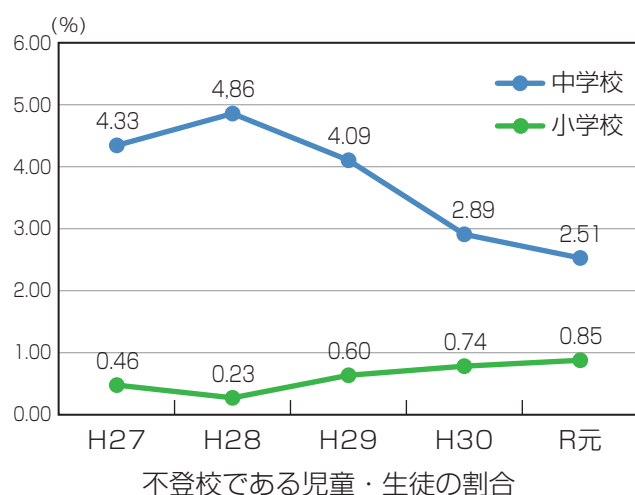
施策① 学校教育の充実

施策の方針

子どもたちの学力向上、不登校・いじめの減少、特別支援教育の拡充を目指し、小中一貫教育の取組などを通じて、学校教育の充実を図ります。

現状と課題

- ・十日町市の学校教育のめあてである「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きる子ども」の育成に向けて、各学校では教育活動に取り組んでいます。また、小中一貫教育の取組により、小学校と中学校で連続性のある教育活動と自己有用感を育む教育活動を展開し、学力の向上や不登校・いじめに対する取組を進めてきました。
- ・十日町市内小中学校の児童生徒の学力は、向上へ一定の成果が見られるものの、各種調査では全国と比べて同程度か、やや下回る状況が続いています。児童生徒が新学習指導要領で求める学力を確実に身に付けることができるよう、教員の指導力・授業力の向上を図る必要があります。また、プログラミング教育をはじめとするICT*を活用した学習について、教員の指導力の向上や、機器の整備に努める必要があります。
- ・新たに設置した「教育相談センター*」の成果もあり、不登校については中学校では過去5年間で減少傾向にあります。しかし、小学校では微増する状況が見られ、いじめについては認知件数が年々増加しています。これらを減少させるため、教員の指導力向上や児童生徒への日常のかつ継続的な指導が必要です。
- ・特別支援教育については、特別支援学校・学級に在籍する児童生徒や、集団行動への不適応や個別の支援が必要な児童生徒の割合が年々増加傾向にあります。受入のための人的支援とともに、学校側の見識を高めることや指導力の向上がより一層求められています。



若手教員による授業研究（学校訪問より）

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 小中一貫教育の推進

- ① 中学校区において、小学校と中学校が中1ギャップ*を乗り越える連続・連携した教育活動を展開し、学力向上の取組や不登校・いじめなどへの対応の充実を図ります。【戦1－①】
- ② 各中学校区内での児童生徒の交流活動などを積極的に行い、自己有用感を高め、コミュニケーション能力を身に付け・高めるなどの社会性を育みます。【戦1－①】

【主要事業】小中一貫教育推進事業

2. 学校・教員の指導力の向上

- ① 中学校区ごとに計画訪問を実施し、教員への具体的な指導・助言を行うことで指導力・授業力の向上を図り、児童生徒の学力向上につなげます。【戦1－①】
- ② 指導主事などによる学校訪問指導や、教職員相互のネットワークづくりによる情報共有、優れた指導力をもつ教員による授業研修会などを行い、教職員の指導力・授業力の向上を図ります。また、ICTを活用した授業の研究と整備を進め、教職員の指導・授業を支援します。【戦1－①】

【主要事業】指導力向上事業

3. 不登校・いじめに対する組織力・対応力の向上を図る支援体制の充実

- ① 不登校・いじめなどへの適切な初期対応や即時対応、早期解決に結びつく研修の充実、マニュアルの整備などにより、学校や教員の組織力・対応力の向上を図ります。
- ② 指導主事による学校訪問指導や、臨床心理士・相談員・スクールソーシャルワーカーを中心とする関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。
- ③ 教育相談センターおよび適応指導教室の相談支援体制の強化・充実を図ります。

【主要事業】不登校対策推進事業、いじめ防止対策推進事業

4. 特別支援教育の充実

- ① 関係機関との連携体制を構築し、幼保小中へのスムーズな移行を支援するとともに、学校支援の充実を図ります。
- ② ふれあいの丘支援学校・発達支援センターを中核としたセンター的機能の強化により、各校への指導・支援体制の充実を図ります。
- ③ 共生教育の理念のもと、支援を要する児童生徒が夢と希望をもって学び続けることができる教育環境づくりに努めます。

【主要事業】特別支援教育推進事業、教育支援員設置事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
標準学力検査NRTにおける全学年・全教科の児童生徒の平均偏差値	小学校：51.2 中学校：49.8	小学校：53以上 中学校：50以上
不登校である児童生徒の割合	小学校：0.85% 中学校：2.51% ※新型コロナウイルス感染症による休校により11か月分で算出	小学校：0.80% 中学校：2.90%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策5

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

施策② 特色ある教育活動の推進

施策の方針

コミュニティ・スクール*を活用し、地域と一体になって取り組む特色ある学校づくりを推進します。また、地域固有の歴史文化や大地の芸術祭などふるさと十日町市の魅力を学ぶ学習や英語教育、地元食材を使用した学校給食による食育の推進など、特色ある教育活動を展開します。

現状と課題

- ・コミュニティ・スクールの取組により、学校運営協議会を中心に学校と地域が一体となって教育活動を推進する学校区が見られるようになりました。また、放課後寺子屋塾の取組で、学習習慣の定着が見られ、学校運営協議会が独自に寺子屋塾を引き継ぎ、運営する中学校区も見られるようになりました。
- ・「ふるさと信濃川教室」の取組や十日町市の伝統産業である、きものなどの学習により、十日町市の自然環境や産業についての興味、関心が高まりました。今後は、独自教材である「ふるさと教材*」を活用し、ふるさと十日町市を学ぶ教育活動の充実と、各校が実施するキャリア教育*と連携した取組を推進する必要があります。
- ・「大地の芸術祭」を教材として活用し、海外の来訪者とのコミュニケーション能力を意識した英語教育を進めてきました。また、新学習指導要領により小学校で教科化・時数増となった外国語科・外国語活動への対応や、英語学習に意欲的に取り組む児童生徒の育成を進めてきました。これらの取組を今後も継続していくことが必要です。
- ・児童生徒の心と体の健康のため、体力の向上や食育の推進に取り組んできました。その結果、学校給食における地元農産物の使用割合は新潟県内トップになりました。引き続き地元食材の魅力をより一層理解し活用するとともに、望ましい食習慣の定着を推進することが必要です。



イングリッシュキャンプ（英語教育推進事業）



小学校での食育の授業実践

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. ふるさと十日町市を愛する教育活動の充実

- ① コミュニティ・スクールの取組を推進し、小中一貫教育や、学校・家庭・地域が一体となって取り組む特色ある学校づくりを充実します。【戦1－②】
- ② 小中学校の総合的な学習の時間を中心に、「ふるさと教材」や大地の芸術祭など地域資源を活用した教育を推進します。また、「まちの産業発見塾」や中学校職場体験活動において、学校・行政・企業などと連携し、キャリア教育の充実を図ります。【戦1－②】

【主要事業】 コミュニティ・スクール推進事業、キャリア教育推進事業

2. 英語教育の充実

- ① 小中学校での英語教育を一層推進するため、外国語指導助手（ALT）による授業支援や、研修の機会の提供と内容の充実など、学校サポート体制を強化します。【戦1－①】
- ② 小学校低学年対象の英語体験教室や、小中学生対象の夏休み英語交流学习、外国への語学研修・ホームステイ体験など、児童生徒が英語に親しみ、外国文化に触れる機会の充実を図ります。【戦1－①】

【主要事業】 英語教育推進事業

3. 心と体を育む食育・健康教育の推進

- ① 家庭・学校・地域・行政が連携して食育を推進し、学校給食を通じて食に関心をもつ子どもを育てます。また、引き続き地産地消を推進し、自然や人に感謝する心を育てます。【戦1－③】
- ② 安全・安心な学校給食を提供するため、給食施設の老朽化の解消と高い衛生管理による施設運営を図ります。【戦1－③】
- ③ 児童生徒の体力向上のため、各学校の運動習慣づくりと取組を支援します。【戦1－③】

【主要事業】 給食業務委託事業、学校給食施設改修事業、学校給食地産地消推進事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
住む地域や十日町市が好きと思う児童生徒の割合 ※基本構想より再掲 （十日町市小中一貫教育取組評価の質問）	小学3～6年生：95.7% 中学生：89.0%	小学3～6年生：96.8%以上 中学生：90%以上
「英語を話せるようになるために勉強したい」と思う児童生徒の割合	小学校：81.3% 中学校：77.9%	小学校：85%以上 中学校：80%以上
学校給食における地元農産物 （対象：野菜・キノコ）使用割合	38.6%	40%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策6

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

施策③ 学校教育施設の整備

施策の方針

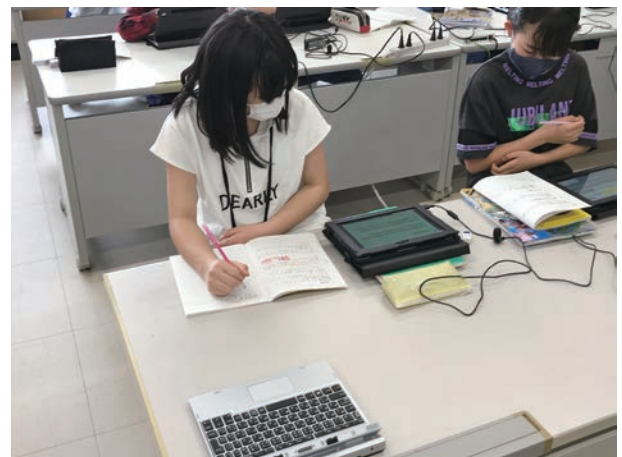
安全面や快適性に配慮した教育施設の整備を進めるとともに、新学習指導要領に対応する教育環境を整えるよう、I C T*機器やネットワーク環境などの充実を図ります。また、活力ある学校づくりを目指し、学校規模の適正化を推進し、子どもたちにとってより望ましい教育環境の整備を図ります。

現状と課題

- ・国庫補助金や合併特例債などさまざまな財源を活用した積極的な投資を行い、学校の校舎および屋内体育館などの耐震化が平成29年度に完了しました。また、トイレ改修による安全面・快適性に配慮した設備の充実や、全ての普通教室に冷房設備を設置することで、安心して学べる環境の整備に努めてきました。今後もトイレ改修や特別教室の冷房設備設置を計画的に進める必要があります。
- ・G I G Aスクール構想*による児童生徒1人1台のタブレット端末や高速通信環境などの整備のほか、教職員の業務の効率化を図るため、校務支援システムの更新など学校のI C T化を進めてきました。今後は、このI C T環境を十分活用するための取組が必要です。
- ・少子化と過疎化の進行により、児童生徒数が減少する見込みであることから、令和元年度に第2次学区適正化に関する方針を策定しました。地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進するため、地域との話し合いを進める必要があります。
- ・教育施設の管理上の課題として、活用施設について長期の利用を可能とする改修を図る必要がある一方、活用が見込めない遊休施設については、計画的な除却が必要です。



改築した松之山中学校（H29.3 竣工）



タブレットを使用した授業

施策の展開

1. 学校教育施設・設備の整備

- ① 教育環境の維持向上を図るため、「十日町市学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した学校施設・設備を改修します。
- ② 教育環境の快適性を高めるため、トイレ改修（洋式化）、照明設備の改修（LED化）、特別教室のエアコン設置を順次行います。
- ③ スクールバスの安全な運行のため、計画的に車両を更新します。

【主要事業】 小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、スクールバス更新事業

2. 情報通信機器や教育備品の整備・更新

- ① 既存の授業用および教員用のコンピュータ関係機器を計画的に整備・更新します。
- ② 児童生徒全員が1人1台のタブレット端末を活用できる教育環境を構築し、学習場面に応じてICTを活用したさまざまな学びを実践できるようにします。
- ③ A4サイズの教科書・ノートに対応した、新JIS規格の机・いすを順次整備します。

【主要事業】 タブレットおよびコンピュータ関係機器の整備、学校用備品整備事業

3. 学校規模の適正化の推進

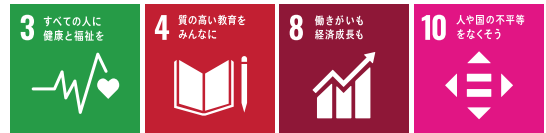
- ① 学校規模の適正化を図るため、保護者や住民への説明や意見交換を重ね、住民合意を得たうえで学校統廃合を推進します。
- ② 閉校施設の活用について、市全体の課題として検討し、活用の見込みのない施設については、計画的な除却を推進します。

【主要事業】 第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
トイレの改修率	65.4%	88%
授業にICTを活用して指導できる教員の割合	66.7%	全国平均値を上回る
遊休教育財産の削減率	64.3%	72.9%

施策7



基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

施策④ 高等教育などの推進

施策の方針

郷土愛を醸成し、将来の地域を支える人材を育成するため、高等学校などが実施するキャリア教育*やふるさと教育と連携を図ります。また、引き続き魅力ある高等教育機関の誘致を推進するとともに、大学生などに対する経済的支援制度の充実を図ります。

現状と課題

- ・ 高等教育機関が少ない十日町市では、若者が市外・県外へ進学します。学業のため、一度は離れた若者を、将来、生まれ育った地域に呼び戻すため、地域への愛着と誇りを育むキャリア教育やふるさと教育を推進することが必要です。
- ・ 令和2年度に新潟県立十日町看護専門学校が開校し、高等教育機関の誘致が実現しました。学びの選択肢を増やし、市内で高等教育を受けられる環境を整備するため、引き続き高等教育機関の誘致を推進することが必要です。
- ・ 教育費の負担の軽減や進学率の向上のため、大学生や高校生などを対象に、十日町市単独の奨学金制度を設けています。地域の未来を担う人材を育成・確保するため、奨学金制度を拡充することが必要です。
- ・ 医療従事者が不足するなか、地域医療を担う人材を育成するため、看護師などを目指し高等教育機関へ修学する学生に対し、支援することが必要です。



高校生を対象としたキャリア教育の推進



早稲田松代塾ジュニア「ラッタッタ」

施策の展開

1. 魅力ある高等学校づくりの支援

- ① 新潟県立川西高等特別支援学校について、通学が困難な生徒へのバス運行の提供により、特別支援教育の環境整備を図ります。
- ② 高校生の人生設計につなげてもらうため、U I ターン者や子育て世代などの市民を講師として高等学校に派遣し、この地域で暮らすことの意義を伝える講話や交流などの取組を推進します。

【主要事業】 十日町市川西高等特別支援学校通学バス運行事業、わか者・女性・子育て世代ジモト回帰促進事業（高校生を対象としたキャリア教育の推進）

2. 高等教育機関との交流

- ① 早稲田大学との継続した交流を生かし、域学連携による地域活力の創出に取り組みます。また、子どもたちが直接大学生とふれあう早稲田松代塾ジュニアなどの交流事業を推進します。
- ② 新潟県立十日町看護専門学校のカリキュラムには、当地域の歴史や文化を学ぶ科目が設定されています。十日町市や関係機関の職員などが講師として参画し、当地域の魅力を伝え、地域愛あふれる人材の育成に努めます。

【主要事業】 早稲田大学との域学連携事業

3. 高等教育機関誘致の推進

- ① 交流や連携協定を締結している大学・専門学校に対し、十日町市へのサテライトキャンパス*などの展開を積極的に働きかけ、高等教育機関の誘致を推進します。

4. 奨学金制度などによる支援

- ① 奨学金制度による支援を継続するとともに、地域の未来を担う人材確保のため、卒業後の地元就職者などに対し、奨学金の返還を軽減する支援を行います。
- ② 看護師などを目指す学生への修学資金貸与や、新潟県立十日町看護専門学校の学生に対し、通学費や家賃を支援することで、地域医療従事者の育成・確保に努めます。

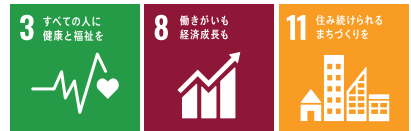
【主要事業】 奨学金等貸付事業、U I ターン促進奨学金等返還支援事業、看護師・理学療法士等修学資金貸与事業、看護学生支援事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
高等教育機関の誘致	1校	2校

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策8



基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策3 地域で支え合う福祉のまち

施策① 福祉のまちづくりの推進

施策の方針

すべての市民が安心して生活できるよう、日常生活への不安や困りごとを抱える方々を地域社会のなかで見守り、助け合う環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・医療・介護・福祉が連携し総合的なサービスの提供を図るため、関係機関が集まる拠点施設として、「医療福祉総合センター」を令和2年4月に開設しました。さまざまな課題に対応できる相談支援体制を整えた地域包括ケアシステム*の推進が必要です。
- ・高齢者世帯や障がい者世帯での生活保護受給割合が増加しており、疾病や失業が原因で生活保護が開始されるケースもあります。また、生活保護には至らない経済的・社会的な生活困窮者や成人のひきこもり者も増加しています。生活困窮者自立支援法に基づき社会的自立に向けた相談体制や支援の充実を図ることが必要です。
- ・短期入所生活介護*や地域に密着した小規模多機能型居宅介護*など、在宅介護に関わるサービスを充実させることで、家族などの介護者負担の軽減を進めています。一方で、単身高齢者および高齢者のみ世帯が増加していることから、地域での支え合いが必要な現状があります。地域の支え合い活動を推進するため、ボランティアの育成と活動を支援する必要があります。
- ・高齢により介護を必要とする人がいる一方、元気に地域活動や会社勤め、農業に従事している高齢者も多くいます。高齢者がこれまで培ってきた技術を生かし、活躍できる環境づくりが必要です。



ボランティアによる除雪作業



介護サポーターの養成実習

施策の展開

1. 経済的・社会的弱者への支援

- ① 生活保護受給者および生活保護には至らない生活困窮者に対して、実情を的確に把握してきめ細かな助言や指導を行うとともに、就労可能な年齢層への適切な支援を行うなど、自立助長を図ります。
- ② ひきこもり者への相談体制を充実するとともに、民間支援団体の活動を支援することで、ひきこもり者の社会的自立を目指します。
- ③ 生活福祉資金貸付制度や生活困窮者自立支援制度の各種扶助事業を活用し、総合的な支援を行います。
- ④ 要援護世帯に対して、屋根雪除排雪経費を助成します。

【主要事業】生活困窮者自立支援制度（自立相談支援事業・住居確保給付金・家計改善支援事業・ひきこもりサポート事業・就労準備支援事業）、生活保護受給者等就労自立促進事業、要援護世帯除排雪援助事業

2. 地域福祉推進体制の整備

- ① 社会福祉協議会をはじめとするさまざまな福祉団体と、地域福祉の一翼を担う民生委員・児童委員が連携を取りながらネットワーク化を図り、温かみのある福祉施策の推進に努めます。

【主要事業】民生委員児童委員活動事業

3. ボランティア団体の育成と活動支援

- ① 高齢者や障がい者などの生活弱者が安心して生活するためには、行政が行う福祉サービスだけでなく、地域の特性に応じて活動するボランティアの役割が非常に重要となっています。ボランティアが積極的に活動できるよう、ボランティア団体の人材育成と組織化促進を支援します。

【主要事業】介護予防ボランティア育成事業

4. 在宅生活環境整備の推進

- ① 在宅における介護サービスのさらなる充実を図るため、高齢者や障がい者が生活しやすい住宅への改築・改造を推進するとともに、制度の周知を図ります。

【主要事業】高齢者・障害者向け安心住まいの整備事業

5. 地域の支え合いの充実

- ① 高齢者がシルバー人材センターや老人クラブなどにおいて、これまで培った経験や知識を生かし、住み慣れた地域で活躍できる環境づくりを推進します。
- ② 地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、世代を超えて、地域で助け合いながら共存できる環境づくりを推進します。

【主要事業】十日町地域シルバー人材センター助成事業、老人クラブ助成事業、高齢者・障がい者安心サービス事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
生活困窮者などの新規就労者数	26人／年	30人／年
高齢者がシルバー人材センターに登録する割合（65歳以上80歳未満）	6.7%	8.6%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策9

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策3 地域で支え合う福祉のまち

施策② 高齢者福祉の充実

施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生きがいづくりや介護予防を推進します。また、世代を超えて、地域で支え合いながら共存できる環境づくりに努めます。

現状と課題

- ・ 高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の割合も増えることが予想されます。高齢者一人ひとりのニーズや生活背景に応じた介護予防ケアマネジメント*の実施により、高齢者の自立支援や介護予防に取り組む必要があります。
- ・ 新潟大学との調査により、要介護リスクの要因の把握や、医療、介護などの多職種との協働による高齢者の個別課題を検証してきました。そのデータや知見を活用し、高齢者の自立支援に資する取組が必要です。
- ・ 市内では病院の病床数が減少傾向にあり、また施設入所者定員数にも限りがあります。医療・介護・福祉・保健の総合的なサービスの充実と、高齢者が在宅で自分らしい生活が営めるよう、地域で支える体制づくりが重要です。
- ・ 高齢者を地域（在宅）で支えるための連携拠点として、十日町市医療福祉総合センターを令和2年に開設しました。また、地域住民が主体となるサービス提供体制を整備しました。今後、高齢者の在宅での暮らしを支えるため、医療と介護の連携に向けた仕組づくりが求められています。
- ・ 認知症は問題行動が目立ち始めてから相談や受診するケースが多くあります。認知症の理解および介護者へのサポート不足が高齢者虐待に発展した事例もあります。重度化を防止するため、認知症に関する啓発や家族への支援が必要です。



地域の通いの場



医療・介護関係者間の連携

施策の展開

※【戦〇－〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 介護予防の推進

- ① 高齢者が元気で活動的な生活を続けられるよう、介護予防の情報提供、運動教室や通いの場などの充実を図り、地域における介護予防の取組を推進します。【戦5－②】
- ② 十日町いきいき健康調査*、健康とくらしの調査*、KDB*などのデータを活用しながら、保健事業と介護予防事業の一体的な推進を図ります。
- ③ 医療・介護の専門職から助言を受け、高齢者の自立促進や重度化防止に向けた効果的な介護予防ケアマネジメントを推進します。

【主要事業】 一般介護予防事業、包括的支援事業、地域ケア会議推進事業

2. 在宅医療と介護の連携・生活支援の充実

- ① 医療と介護を必要とする高齢者に対して、サービスが一体的に提供できるよう、医療福祉総合センターを拠点に医療・介護関係者間の連携体制の構築や人材育成などを推進します。また、講演会などの開催により在宅医療・介護に対する市民意識の啓発を推進します。【戦5－③】
- ② 高齢者が住み慣れた環境で日常生活を送れるよう、地域で支え合う生活支援体制を構築するとともに、地域での提供が可能な総合事業などのサービスの充実を図ります。【戦5－③】

【主要事業】 医療福祉総合センター管理運営事業、在宅医療・介護連携推進事業、介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）、生活支援体制整備事業

3. 認知症予防と支援の拡充

- ① 認知症予防の取組を充実させるとともに、早期発見・早期対応に向けて医療・介護・福祉の関係機関による連携体制を構築し、重度化防止に取り組みます。【戦5－③】
- ② 相談窓口の充実や通いの場を確保するとともに、認知症に対する正しい知識を啓発し、地域で支え合う体制を構築します。【戦5－③】

【主要事業】 一般介護予防事業、認知症総合支援事業、認知症サポーター養成講座

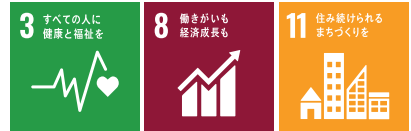
4. 福祉施設の整備・充実

- ① 在宅介護において、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護事業所*や認知症グループホーム*などの居宅サービスの充実を図ります。

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
新規介護認定者数	806人／年	900人／年 ※推計値1,018人
訪問型サービスB*利用者数	68人／月	140人／月

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策10

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策3 地域で支え合う福祉のまち

施策③ 障がい者福祉の充実

施策の方針

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、就労支援やグループホーム*の整備など障がい福祉の充実を図ります。

現状と課題

- ・第3次十日町市地域福祉計画に掲げる地域共生社会の実現に向け、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指し、自立した日常生活・社会生活を営めるよう、就労継続支援A型・B型*、一般就労など障がい者の特性を生かした就労支援を推進するとともに、作業工賃の水準を引き上げることが必要です。
- ・「手話」とはひとつの言語であるとの認識に基づき、平成30年9月に「十日町市みんなの心をつなぐ手話言語条例」を制定しました。障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現のため、バリアフリーのまちづくりを推進するとともに、手話の普及や障がい者への理解を深める啓発活動が必要です。
- ・十日町市発達支援センターでは、発達障がいやその疑いのある人の早期発見・早期支援に向け、関係部署と連携しながら乳幼児期から学齢期までの療育支援体制を構築し、適切な相談・支援に努めてきました。就学後の日中一時支援や放課後等デイサービスの提供とともに、義務教育終了後から青年期までの間についても、途切れのない支援が必要です。
- ・障がい者のさまざまな相談や適切な福祉サービス利用を支援するため、2つの障がい者相談支援センターと基幹相談支援センター*の機能強化を図り、相談支援体制を充実することが必要です。
- ・市内に精神科入院病棟がなくなり、社会的入院患者を地域で受け入れる体制づくりが求められています。地域で安心して暮らせるよう環境整備の支援が必要です。



1つ1つ丁寧に！トイレトペーパー包装作業中



グループホームエンゼルハウス春日Ⅰ

施策の展開

1. 自立と社会参加への支援

- ① ハローワークなどの関係機関と情報共有するとともに、事業主の協力を得ながら障がい者の就労の場の確保に努めます。
- ② 十日町市の業務のなかで授産施設が受託可能なものを積極的に発注し、障がい者の工賃水準の引き上げを目指します。
- ③ 障がい者が社会参加しやすい環境づくりのため、交通費助成を継続するとともに、福祉有償運送*の普及拡大に努めます。
- ④ 障がい者が生きがいを持って生活できるよう、文化・スポーツ活動などへの支援やバリアフリーのまちづくりを推進し、障がい者が住みよいまちづくりに努めます。
- ⑤ 障がい者が安心して生活できる社会を目指し、言語としての手話の普及や障がいに対する正しい理解がされるよう、広報紙などを通じた周知に努めます。

【主要事業】 障がい者就労支援事業

2. 療育体制の充実

- ① 障がいの早期発見や適正療育を推進するため、医療機関や保育園と連携を図るとともに、乳幼児健診および療育支援の充実に努めます。
- ② 障がい児（者）に対して家庭や地域が理解と認識を深めるとともに、「発達支援センター」および「ふれあいの丘支援学校」を中核に、福祉・医療・保健・教育の各分野が連携し、障がいの発見から相談・支援に至る一貫した療育体制の充実に努めます。
- ③ 放課後等デイサービスや日中一時支援を適切に利用できるよう受託事業所の支援員育成などを促進し、体制強化に努めます。

【主要事業】 発達支援センター運営事業

3. 在宅生活支援の充実

- ① 障がい者の生活支援とともに、重度・重複障がい児（者）家族などの負担が軽減されるよう、医療費助成や在宅サービスの充実に努めます。
- ② 年々増加、多様化する相談ニーズに対応し、個人ごとに必要な情報の提供や助言を行うため、相談員の確保や資質向上などの相談支援体制・訪問活動の充実に努めます。

4. 地域生活移行の推進

- ① 入所施設や病院で長期入所・入院していた人や在宅生活が困難になった人が安心して地域で暮らせるよう、グループホームの整備を支援し、地域生活への移行を促進します。

【主要事業】 グループホーム整備費助成事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
福祉事業所就労に（就労継続支援A型） おける平均月額賃金（就労継続支援B型）	68,680円／月 15,125円／月	81,930円／月 16,060円／月
グループホームの利用者数（棟数）	181人（28棟）	235人（39棟）

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策11



基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策4 すべての市民が尊重され活躍できるまち

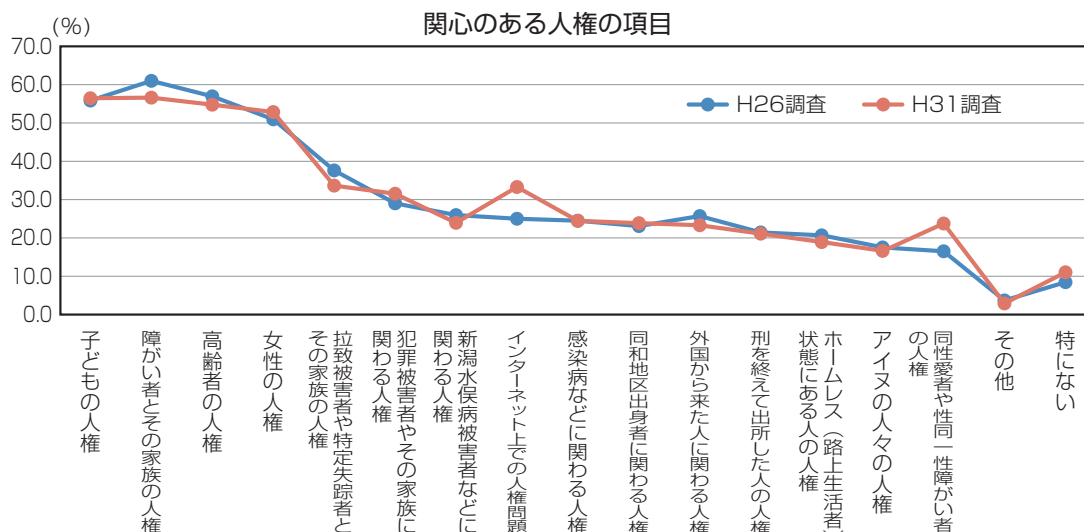
施策① 人権尊重の推進

施策の方針

差別や偏見を排除し、生命と尊厳を守りお互いを認め合える、一人ひとりの人権が尊重される社会を築くため、日常生活のあらゆる場を通じて、人権教育・啓発の推進に努めます。

現状と課題

- ・「第2期十日町市人権教育・啓発推進計画」の基礎資料とするために実施した、人権に関する「市民意識調査」の結果では、子どもの人権問題に高い関心があり、市民が身近な問題として意識していることがわかりました。また、障がい者とその家族、高齢者の人権に関する問題にも高い関心があり、家庭や社会のなかで、さまざまな問題を抱えていると考えられます。
- ・一方で、情報化の急速な進展や個人の価値観、生き方の多様化などに伴い、社会のあらゆる場面で差別や偏見が多岐化しています。女性差別や同和問題などのほか、インターネットを介したSNS*や動画サイトでの差別的な表現、LGBT*への偏見などの問題が発生し、新たな人権問題として理解が求められています。
- ・これらを解決するには、市民一人ひとりがあらゆる人権問題に対する知識を身につけ、人権に関する意識を高め・育てなくてはなりません。全ての市民が認め合い、安心して生活できる社会の実現を目指して、人権教育・啓発の推進を図ることが必要です。



市民意識調査結果比較（複数回答）

施策の展開

1. 人権教育の推進

- ① 一人ひとりの人権が尊重される社会を築くため、人権問題の実態を理解するとともに、市民の人権に対する正しい認識に関する啓発を推進します。
- ② 教育の現場でも人権教育に積極的に取り組み、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の一層の充実を図ります。
- ③ 市役所でも職員一人ひとりが確かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう職員研修の充実に努めます。

2. 広報・啓発の充実

- ① 人権に関する啓発を市報などで定期的に広報するとともに、「人権月間」にあわせて人権擁護委員と連携した啓発活動や広報紙の配布を行い、人権に対する正しい知識を習得するための効果的な活動を行います。
- ② あらゆる場を通じた人権教育を推進するため、市民を対象とした人権教育・啓発推進講演会を実施します。
- ③ 教育委員会などと連携し、子どもにも理解しやすい人権啓発紙を作成・配布し、学習現場での活用を通して人権教育を推進します。

【主要事業】 人権啓発広報紙の配布（市内小中学校、特別支援学校）、人権教育・啓発推進に関する講演会の実施

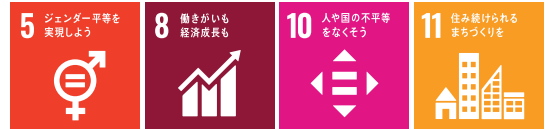
3. 相談・支援体制の強化

- ① 障がい者・高齢者・子ども・女性・LGBTなどの人権問題について、個別のかつ専門的に対応するため、相談窓口の充実や、相談を受けた後の支援体制の整備を推進します。
- ② 人権尊重のまちづくりを実現するため、「十日町市人権教育・啓発推進本部」を行政内に組織し、「十日町市人権教育・啓発推進計画」に基づく事業を計画的・効果的に推進します。
- ③ 人権に関する教育や啓発をより一層推進していくため、行政のみならず、関係機関や民間団体との連携・協働を図り、地域全体で取り組みます。

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
各種啓発活動（団体との共催含む）	2回	4回

施策12



基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策4 すべての市民が尊重され活躍できるまち

施策② 誰もが活躍できる社会の実現

施策の方針

女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが役割を持ち活躍できる地域社会の実現に向けた取組を推進します。

現状と課題

- ・元気で活力ある社会を築いていくためには、性別に関わりなく、子ども、高齢者、障がい者の誰もが多様な生き方を可能とし、その個性を輝かせ、持てる能力を十分に発揮することができる社会を実現していくことが必要です。
- ・市内女性の就業率は国や新潟県と比較して高い状況にあります。また、結婚・出産期は就業率が一旦低下しますが、十日町市ではその低下率が低く、女性が地域社会のなかで活躍しています。引き続き女性が働きやすい環境づくりを進めることが必要です。
- ・市内高齢者（65～69歳）の就業率は国や新潟県と比較して高い状況にあります。意欲がある高齢者が年齢に関わりなく働くことができる環境づくりを、さらに進めることが必要です。
- ・障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指し、就労支援事業所などと連携しながら、障がい者の希望や能力を生かした就労支援を推進することが必要です。
- ・日本で働く外国人の増加を踏まえ、新たな在留資格の創設に伴う外国人受け入れのための就労環境の整備や、外国人が多分野で活躍できる機会を増やすための取組を推進することが必要です。



市内のハッピー・パートナー企業*



外国人が活躍できる社会

施策の展開

1. 性別を問わず活躍できる社会の推進

- ① 多様なライフスタイルや子育て環境などに対応するため、性別を問わず社会で活躍していけるようワーク・ライフ・バランス*の取組を推進します。また、職場における男女平等を進め、男女とも育児休業や介護休業を取得し、また職場復帰がしやすい環境を整えるための意識啓発を進めます。
- ② 女性や子育て世代が働きやすい職場・オフィス環境の整備を促進するとともに、これらの人材を雇用する活動を支援します。

【主要事業】 ハッピー・パートナー企業登録促進、子育て応援企業バックアップ事業補助金、男女共同参画推進委員会

2. 高齢者や障がい者が活躍できる社会の実現

- ① 高齢者が長年培った経験や技術を社会で生かすための環境整備を進めます。
- ② 障がい者雇用を推進するため、ハローワークなどの関係機関と情報共有するとともに、事業主の協力を得ながら障がい者の就労の場の確保に努めます。

【主要事業】 シルバー人材センター助成事業、障がい者に対する訓練等給付事業

3. 外国人が活躍できる社会の実現

- ① 新潟県外国人材受入サポートセンターなどと連携し、在留資格要件の拡大に伴う外国人材の受入・就労環境の整備を支援します。
- ② 外国人が活躍できる社会の実現を図るため、JETプログラム国際交流員*の多分野（インバウンド対策、海外販路の拡大、多文化共生の業務など）での活躍機会の拡充を図ります。

【主要事業】 新潟県外国人材受入サポートセンターとの連携、JET プログラム国際交流員

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
<u>審議会などの女性委員の割合</u>	24.0%	40%
ハッピー・パートナー企業 （新潟県男女共同参画推進企業）登録数	44社	57社
65～69歳の就業率	52.69%	55%
障がい者の実雇用率	2.55%	2.63%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策13

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策1 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策① 地域資源を活用した観光産業の推進

施策の方針

地域に内在する自然・文化・食などさまざまな地域資源を守り、その魅力を高め活用することで、観光産業の推進を図ります。

現状と課題

- ・十日町市には、雪国の歴史文化に育まれた、優れた地域資源が数多く存在します。特に、きものに代表される「衣」、保存食などの「食」、雪国ならではの建築様式などの「住」、十日町雪まつりなど冬季を中心とした「祭」、国宝・火焰型土器に代表される「美」に、長く厳しい冬を耐え命が躍動する「春」を加えた、雪をルーツとした文化ストーリーは「日本遺産*」としてその価値が認められました。
- ・清津峡溪谷歩道トンネルのように、大地の芸術祭作品としてリニューアルすることで、景観と現代アートが融合し、国内外から多くの観光客が訪れる強力な誘客コンテンツに生まれ変わった資源もあります。
- ・これらの優れた資源の価値を維持し、次の世代へ引き継ぐことが重要です。その取組を持続していく仕組みを構築するとともに、地域経済活性化のために資源を活用する観光関連事業者や人材への支援をさらに強化する必要があります。
- ・少人数型や一定エリア滞在型への転換など、社会情勢とともに変化する国内外の新たな観光ニーズに対応した受入体制を強化する必要があります。
- ・地域の現状や市場の動向調査・分析を行うとともに、先端技術やSNS*を活用し、観光の魅力を分かりやすく発信する必要があります。
- ・来訪者の利便性および回遊性の向上を図るため、二次交通*の充実や地域資源を回遊するルート開発などの取組を強化させる必要があります。
- ・自然を生かしたアウトドア観光を推進するため、リニューアルにより利用者が増加しているキャンプ場や民泊・農泊など、拠点施設間や民間事業者との連携による取組を強化する必要があります。



雪国の食文化「越冬食」（雪見御膳）



清津峡溪谷歩道トンネル

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 観光資源の活用

- ① 「雪」をルーツとした、「衣・食・住・祭・美」など地域固有の生活文化と関連が深い資源を活用するとともに、大地の芸術祭の里の発信力を生かした特色ある観光産業の振興を推進します。
【戦2ー②】
- ② 清津峡や美人林、棚田などの地域資源の価値を維持するため、自然景観の保全活動などの取組を応援する仕組みづくりを推進します。【戦2ー②】
- ③ 先端技術を活用した動態分析などにより、施策のレベルアップを図ります。

【主要事業】「日本遺産」や「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）＊」ブランドの活用、先端技術の活用

2. アウトドア観光などの新たな魅力の充実

- ① 信濃川ラフティング、キャンプ、トレッキングなどを組み込んだ滞在型メニューの開発を支援し、自然環境を生かした特徴的なアウトドア観光戦略を展開します。
- ② 観光資源のルーツである「雪」を活用した体験プログラムの開発を支援し、冬季の滞在型観光＊を推進します。

【主要事業】滞在型体験プログラム観光商品の開発

3. 観光関連事業者の育成

- ① 世界基準で評価された食・リゾート・温泉地を核に、宿泊、飲食、土産、交通など観光関連産業との連携を促進し、国内外からの観光客の受入体制を強化します。【戦2ー②】
- ② 宿泊施設と旅行事業者が連携した滞在型観光商品開発などを支援し、少人数型の観光ニーズに対応した受入メニューの多様化を促進します。【戦2ー②】
- ③ 雪国観光圏をはじめ、広域連携による周遊プログラムの開発などを支援し、地域間相互の送客により地域経済活性化を図ります。【戦2ー②】

【主要事業】Snow Country Festivals、雪国観光圏、雪ふる里関係人口拡大事業

4. 効果的な観光情報の受発信と受入体制の強化

- ① 民間事業者の育成や広域ツアーガイドの育成・組織化など、国内外からの観光客の受入体制を整備し、二次交通の広域運行や回遊ルートの開発により来訪者の利便性を向上させます。
【戦2ー②】
- ② 継続的なマーケティング調査・分析＊の実施により、観光ニーズに応じた事業を展開し、国内外に向けた観光情報の効果的な発信や、民泊・農泊受入の強化など、滞在型観光の充実を図ります。
【戦2ー②】
- ③ 先端技術を活用したVRツアー＊の開発や、SNSを活用した観光情報のPRを効果的に実施します。【戦2ー②】

【主要事業】継続的なマーケティング調査、先端技術の活用

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
観光情報SNSアクセス件数（HP、facebook、twitter）	664,063件	670,000件
名所・景勝地の入込数	254,681人 （H27～R元年度平均）	372,000人 （R3～7年度平均）
市内宿泊者数	238,078人	250,000人
市内キャンプ場の利用者数 （大蔵寺高原・清田山・節黒城）	6,268人 （H27～R元年度平均）	8,900人 （R3～7年度平均）

＊の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策14

2

気候を
ゼロに

4

質の高い教育を
みんなに

8

働きがいも
経済成長も

9

産業と技術革新の
基盤をつくろう

11

住み続けられる
まちづくりを

12

つくる責任
つかう責任

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策1 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策② 大地の芸術祭の里ブランドの活用

施策の方針

大地の芸術祭で培った観光資源の付加価値を高め、「大地の芸術祭の里」ブランドとして磨き上げ、通年誘客の取組を推進することで地域の活力を創出します。

現状と課題

- ・平成12年から開催している「大地の芸術祭」は、世界的レベルの現代アートの国際展であり、東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラム「日本博」のコンテンツとして認定されるなど、アートを手法とした地域づくりのパイオニアとして国内外で高い評価を得ています。今後は、既存資源をさらに磨き上げ、誘客につなげる必要があります。
- ・これまでに蓄積された芸術祭作品のなかでも、拠点施設や空き家・廃校を活用した作品は、通年誘客のための運用や新たな活用策が求められています。そのためには民間企業や団体が参画できる体制づくりが必要です。
- ・現存の恒久作品については、活用するための価値ある作品を選択し、質の高い維持管理を進める必要があります。
- ・今後恒久的に設置する作品は、清津峡溪谷歩道トンネルをモデルとした大地の芸術祭による地域経済効果をさらに高める作品づくりを進めるとともに、地域文化や越後妻有らしさを生かした、自立かつ持続可能な大地の芸術祭の里ブランドを推進することが必要です。
- ・国内外からの誘客を促進するため、二次交通*の充実や、地域全体で来訪者を快く迎え入れる体制の強化をさらに推進する必要があります。
- ・こへび隊やオフィシャルサポーター、協賛企業との連携を継続し、地元サポーターなどによる運営組織の構築や、地域における新たな担い手の育成が必要です。
- ・大地の芸術祭の持つブランド力や発信力を、産業や定住促進、教育などの他分野において活用し、地域の発展につなげる必要があります。



四季プログラム（まつだい農舞台）



奴奈川キャンパス

施策の展開

※【戦〇－〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 大地の芸術祭の里ブランドの構築

- ① 自然体験などほかの観光資源とあわせた季節毎の多彩なプログラムを実施します。【戦2－①】
- ② 大地の芸術祭の里ブランドとポテンシャルを基に雪国観光圏など広域圏で連携し、海外からの観光客への受入体制の整備や、誘客に向けた情報発信を強化します。【戦2－①】
- ③ 持続可能な活用・経営のため、芸術祭拠点施設や関連施設の魅力を高め、民間企業や多様な団体が参画できる体制づくりを構築します。【戦2－①】
- ④ 空き家・廃校を活用した作品のうち、宿泊施設ではサービスの質を高め、何度も訪れたいくなるような観光コンテンツに磨き上げます。【戦2－①】
- ⑤ 大地の芸術祭の里ブランドを生かし、企業と連携した商品開発やサービスの提供により、地域経済全体の底上げとなる仕組みづくりを検討します。【戦2－①】

【主要事業】国際発信・他分野連携事業、地域おこし企業人交流プログラム、雪国観光圏事業

2. 大地の芸術祭の推進

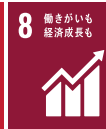
- ① 3年に1度開催する「大地の芸術祭」を、通年誘客に向けた周知の機会として捉え、持続可能な体制・規模で実施します。【戦2－①】
- ② 地域の実情に沿った作品の活用や、価値ある既存作品の維持管理により、大地の芸術祭の質の向上を図ります。【戦2－①】
- ③ 集落・町内会の主体的な参加や、地区・団体・企業などさまざまな単位における市民参画を促進し、通年で運営できる体制を構築します。【戦2－①】
- ④ 芸術祭サポーターの増大と参加率の向上のため、通年での活躍の場を創出するとともに、主体的に活動するコアメンバーの発掘・育成を図ります。【戦2－①】
- ⑤ アートを道しるべとして、さまざまな地域内コンテンツ（観光資源など）への回遊性の向上を図るため、先端技術を活用した二次交通システムの確立や通信端末による情報発信を強化します。【戦2－①】

【主要事業】大地の芸術祭運営事業、地方と都市との交歓事業（地方創生交付金）

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
大地の芸術祭拠点施設の入込数 （キナーレ、光の館、農舞台、森の学校キョロコ）	148,924人／年 （H27～R元年度平均）	118,000人／年 （R3～7年度平均）

施策15



基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策1 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策③ 関係人口*の拡大・深化

施策の方針

姉妹・友好都市や出身者とのネットワークを深め、これまで築き上げたさまざまな縁を大切につなぎ深めるとともに、新たな応援団を増やし、交流人口から関係人口へのさらなる拡大・深化を図ります。

現状と課題

- ・姉妹都市のイタリア・コモ市や埼玉県新座市のほか、世田谷区や埼玉県和光市などの友好都市とは、民間交流などにより親密な関係が続いています。さらに、東京オリンピック・パラリンピックでのホストタウンの取組によるクロアチア共和国をはじめ、大地の芸術祭を契機としてオーストラリアや中国、台湾などとの交流も進展しました。今後もさらなる交流の深化が求められます。
- ・地元出身者やその関係者からのふるさと納税*や交流による支援など、十日町市の応援団は着実に増えてきました。今後は、地元出身者の次世代との関係性の継続や地元を離れた若者とのつながりを創出することが重要です。
- ・大地の芸術祭を通じて里山文化の魅力を発信してきたことにより、オフィシャルサポーターやこへび隊、まつだい棚田バンクオーナーなど、市外に在住しながらも継続的な関わりを持つサポーターが増え続けています。今後も地域の活力を維持するため、地域外からの支援の力を生かすことが必要不可欠です。
- ・新たなビジネスやカルチャーが生まれ続ける首都圏での生活と、本質的な豊さや価値が存在する里山の二拠点で活動・居住する動きが芽生えてきています。先人から守り続けてきた里山の美しい風景や農のある生活、地域に生きる人々の絆に魅了された方々との関わりが生まれ、新たなライフスタイルやビジネスが展開されています。今後はより一層、十日町市の魅力や里山の価値を発信し、個人や企業・団体から支援・活動してもらう仕組みを構築するなど、多様な形で継続的に関わる関係人口をさらに拡大・深化させることが必要です。



オフィシャルサポーターによる棚田保全活動



地元出身者・応援団との交流会

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 姉妹・友好都市などとの交流深化

- ① 姉妹都市などとの交流を継続し、経済・文化交流の活性化を図るとともに、相互交流を充実させ、さらなる関係性の深化を図ります。【戦2－②】
- ② 大地の芸術祭で整備したオーストラリアハウスや中国ハウスなどの交流拠点施設を生かし、各国との交流活動を深め、国際交流の活性化を促進します。

【主要事業】 姉妹都市・災害時相互応援協定締結都市などとの交流深化

2. 十日町ファン・応援団などの拡大

- ① 観光大使やプロモーション大使など十日町市への関心を持つ人たちをつなぎ、ネットワーク化を推進し、より積極的に十日町市を応援する仕組みを構築します。【戦2－②】
- ② 地元出身者による団体や個人との縁をつなぐため、ふるさと納税や企業版ふるさと納税*などを活用した応援制度を充実させ、十日町ファンの拡大を図ります。【戦2－②】
- ③ 応援団の世代交代においては、これまでの関係性を新たな世代へ引き継ぎ、継続的に十日町市を応援する仕組みづくりを推進します。【戦2－②】
- ④ 市外で活躍する地元出身者のふるさとへの想いを掘り起こし、ふるさととつながる機会の創出や、若者をはじめとした新たな十日町ファンの獲得を図ります。【戦2－②】

【主要事業】 プロモーション事業、顧客管理ネットワーク事業、ふるさと納税制度、地域間交流事業、観光大使活用事業

3. 選ばれる新たなワーク＆ライフスタイルの創出

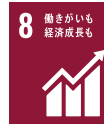
- ① 地方の魅力に着目する実業家や若手起業家などの活躍の場を増やすため、地域の受入体制の構築や地域活力を生む新規ビジネスへのチャレンジを支援します。【戦2－②】
- ② 都会と地方の2つの拠点で活動する新たなワークスタイルやライフスタイルが芽生えており、今後も十日町市が持つ魅力や里山の価値を発信するとともに、支援の充実を図り、二地域居住を促進します。【戦2－②】
- ③ 「大地の芸術祭の里」のブランド力を生かし、十日町市の魅力を国内外に発信することにより、関係人口のさらなる拡大を図ります。

【主要事業】 未来を拓く創業・成長支援事業、新規就農者確保支援対策事業、大地の芸術祭関連事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
関係人口数 （特産品購入者、寄附者、頻繁な訪問者、ボランティア、二地域居住者で継続的な関わりのある方）	14,569人	21,000人

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう11 住み続けられる
まちづくりを

施策16

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策1 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策④ 中心市街地の活性化

施策の方針

中心市街地に活力を取り戻すため「中心市街地活性化基本計画」で整備した拠点施設の活用や、中心市街地に点在する空き地・空き店舗・空き家の利活用に民間活力を導入するなど、中心市街地の活性化を推進します。

現状と課題

- ・「十日町市中心市街地活性化基本計画」の取組により、中心市街地内にあった二つの大型遊休施設跡地は、民間資本により魅力ある空間に生まれ変わりました。また、市民活動などの拠点施設となる市民交流センター「分じろう」、市民活動センター「十じろう」、越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」も整備され、市民主体のさまざまな活動やコンサートなどが開催されています。今後は、十日町駅の観光案内機能を充実させるとともに、拠点施設の有機的な活用を図り、市内外から訪れる人の回遊性の向上を図る必要があります。
- ・中心市街地では市民活動団体である「NPO法人ひとサポ」が主体となり「とおか市」や「まちなか学園祭」などのにぎわいを創出するイベントが行われています。また、周辺地域との相乗効果による新たなにぎわいを創出するための方法や事業を検討する市民活動も始まっています。こうした地域住民と十日町市が一体となったまちづくりを積極的に進める必要があります。
- ・中心市街地は、近年空き店舗を活用した出店が増えてきました。また、中心市街地への居住誘導のため、駅西土地区画整理事業をはじめとする居住空間の整備を進めてきました。しかし、まだ数多くの空き地・空き店舗・空き家が点在しています。これらへの民間投資を誘発し、都市機能を充実させることで、居住空間も含めた魅力ある中心市街地を形成していく必要があります。



「分じろう」でのとおか市の様子



まちなか学園祭の様子

施策の展開

1. 雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち

- ① まちなか居住を促進するため、屋根雪処理の負担軽減や住宅取得などに対する支援を行います。

【主要事業】 克雪すまいづくり支援事業

2. 中心市街地活性化基本計画で整備した拠点施設を活用したにぎわい創出

- ① 拠点施設において商業施設の案内機能の整備や憩いの場としての充実を図るとともに、きもの産地としての魅力が伝わる情報発信を行い、中心市街地のにぎわい創出につなげます。
- ② 拠点施設をステージとする「とおか市」、「まちなか学園祭」などのまちづくり活動を官民連携で持続的に取り組みます。

【主要事業】 まちなかステージ管理運営

3. 新たなにぎわい創出に向けた施策の展開

- ① 新たなにぎわい創出のため、中心市街地に点在する空き地・空き店舗・空き家への民間投資の誘発を図ります。
- ② 十日町駅周辺エリアと芸術や地域の魅力を発信するキナーレ・クロス10・および文化や歴史の魅力を発信する博物館・情報館などへの回遊性の向上を図るとともに、十日町市のさまざまな魅力のつながりによるにぎわい創出に取り組みます。
- ③ 新しくなった新潟県立十日町病院や新潟県立十日町看護専門学校の開校などに伴う、中心市街地の新たな人の流れを生かしながら、にぎわいの創出を図ります。
- ④ 土地区画整理事業により、個人住宅や民間による集合住宅のほか、医療施設や公共施設などが駅西地区に建設されました。駅前という利便性を生かした商業やホテルなどのサービス施設が、民間開発により建設されるよう促します。

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
中心市街地における克雪すまいづくり支援事業活用実績	21件	50件
歩行者・自転車通行量（平日）	4,720人／日	5,500人／日
文化・活動施設の利用者数および屋外活動者数	184,482人／年	215,000人／年

施策17



基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策① 担い手の育成・確保

施策の方針

基幹産業の一つである農業の持続的な発展のため、認定農業者や新規就農者などの担い手の育成・確保を推進します。

現状と課題

- ・十日町市は意欲ある農業者を認定農業者に認定し、農業の担い手として位置付けています。平成26年度から令和元年度の6年間で、168経営体を新たに認定農業者に認定し、令和元年度末現在では総数で504経営体となっています。
- ・信濃川の河岸段丘など平場地域では基盤整備が進み、認定農業者への農地集積が加速しました。川西地域では認定農業者への農地集積率が最も高く、約7割となっています。また、平成27年度からの5年間で8組織が法人化し、農業経営の規模拡大と再編が進んでいます。認定農業者への農地集積や経営の法人化をさらに推進し、経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業*を実践できる次世代の担い手を育成・確保することが必要です。
- ・山間地域では、高齢化・後継者不足が進むなか、規模拡大や組織化を進める農業者やスマート農業に取り組む農業者、また「サッカー×農業」、「体験宿泊施設経営×農業」など、新たな働き方で山間地農業に携わる人も現れています。このように型に縛られない「半農半X*」と呼ばれる農業と関わる取組を支援し、新たな価値観や働き方による多様な担い手を育成・確保することも重要です。
- ・十日町市に移住して新たに就農する人も現れており、新規就農者は平成28年度から令和元年度までの年平均で13.8人となっています。このような人材を確保し、定着させるため、きめ細かな支援が必要です。



ドローンによる葉色診断



未来を担う若き農業者

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 担い手（認定農業者など）の育成・確保

- ① 農業の担い手を育成・確保するため、意欲ある農業者を認定農業者として認定し、農業機械などの整備や、複合営農など農業経営の強化を支援します。【戦3－③】
- ② それぞれの地域にあった担い手（認定農業者・共同機械利用組合・集落営農など）の育成・確保を図り、農業経営の法人化を推進します。【戦3－③】

【主要事業】 認定農業者パワーアップ事業、中山間地域振興対策事業、スマート農業導入支援事業、複合営農促進事業、担い手農業経営支援事業

2. 効率的な農業経営の推進

- ① 農作業の省力化や生産性の向上を図るため、ICT*など先端技術を活用したスマート農業の実証を進め、スマート農業機械の導入を支援します。
- ② 農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約を行い、効率的な営農体制づくりを支援します。

【主要事業】 認定農業者パワーアップ事業、中山間地域振興対策事業、スマート農業導入支援事業、農地中間管理事業

3. 新規就農者の確保・就農定着の支援

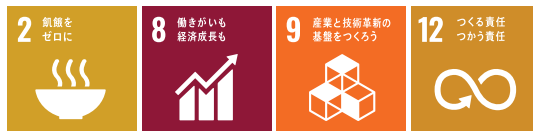
- ① 移住就農者や女性農業者など、これからの農業を担う多様な人材を育成します。【戦3－③】
- ② 就農初期は農業経営が不安定であることから、農業次世代人材投資資金や国・新潟県および十日町市の補助事業などによって、経営確立を支援します。【戦3－③】
- ③ 新規就農者が定着できるよう、関係機関でサポート体制を構築し、フォローアップや相談活動を行うとともに、栽培技術や経営スキルの習得を支援します。【戦3－③】

【主要事業】 農業次世代人材投資資金、新規就農者パワーアップ事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
認定農業者数	504経営体	800経営体
認定農業者に農地集積された面積	39.7%	90%
新規就農者数	13.8人 (H28～R元年度の平均)	14人 (R3～7年度の平均)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策18

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策② 生産基盤の整備・多面的機能の発揮

施策の方針

農村地域の多面的機能を維持・発揮させるとともに、地域資源を生かした農村の振興・活性化を図るため、農業経営の基盤強化や生産基盤の整備に取り組みます。

現状と課題

- ・市内の平場では、基盤整備事業により、過去5年間で51ha（累計5,239ha）のほ場が整備され、経営の効率化に結び付いています。さらなる複合営農化や生産コスト削減などを図るため、1ha以上の大区画ほ場や園芸にも利用可能な汎用性のある水田など、基盤整備を推進する必要があります。
- ・棚田に象徴される山間部は、市内農地の約4割を占める貴重な生産基盤です。十日町市では、「里親数と耕作面積が日本一の棚田バンク」による棚田の維持や、「観光資源としての棚田の活用」による交流人口の創出など先駆的取組を展開しています。こうしたなか、棚田を核とした地域振興を図ることを目的に棚田地域振興法*が制定され、十日町市では令和2年に10地区が地域認定を受けました。今後、同法や日本型直接支払制度を活用し、棚田の保全や地域の振興を図ることが必要です。
- ・市内では、江戸時代や明治時代に整備された用水施設が、今でも多くの農地を潤しています。素掘り隧道や農業用ため池は老朽化した施設もあり、市民の生命や財産に危害が及ばぬよう整備が必要です。



星峠の棚田



多面的機能支払交付金事業*の活動状況

施策の展開

1. 優良農地の確保

- ① 効率的な農業経営やスマート農業*の社会実装を加速するため、水田の大区画化や先端技術を活用した実証を推進します。
- ② 大規模な園芸産地の育成・拡大を図るため、水田の汎用化を推進します。
- ③ 山間部では、地形に合わせたほ場整備や用水確保など、耕作条件の改善を推進します。

【主要事業】 スマート農業導入支援事業、経営体育成基盤整備事業（山谷稲葉地区、城之古新開地区、木落地区、黒沢地区、東田沢地区）、県営農地環境整備事業（姿地区、入間地区、浦田福島地区）、県営中山間地域総合整備事業（六箇地区）

2. 農業農村の保全と維持管理

- ① 棚田地域振興法の関連事業を活用し、農業生産活動や文化活動、共同活動の場を拡げ、農業農村の活性化を推進します。
- ② 集落機能を維持していくため、中山間地域等直接支払交付金事業*など、日本型直接支払制度の取組を推進します。
- ③ イノシシなど鳥獣被害を防止するため、電気柵設置などの支援や有害鳥獣駆除の担い手の育成・確保を図ります。

【主要事業】 棚田地域振興法関連事業、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業

3. 農業用施設の計画的な防災・減災対策の推進

- ① 素掘り隧道など未整備の農業水利施設等の改修・整備を行い、安全で安定した用水機能を確保します。
- ② 地域防災上、重要な農業用ため池に対して、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策を推進します。

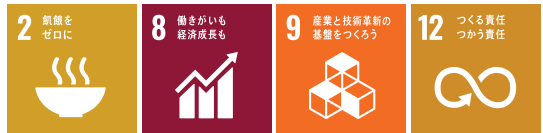
【主要事業】 防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画事業（ため池ハザードマップの作成）、県営ため池等整備事業（ため池：芋沢地区ほか、水路トンネル：中条下条地区、東山地区）、県営中山間地域総合農地防災事業（十日町地区）

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
汎用化水田（排水が良好で畑作可能な水田）面積	3,000ha	3,141ha
棚田地域振興活動計画の認定数	—	10計画

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策19



基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策③ 農業所得の向上

施策の方針

農業所得の向上を図るため、農畜産物の品質向上、ブランド力強化、高付加価値化、複合営農、6次産業化などのアグリビジネスを推進します。

現状と課題

- ・十日町市では、十日町産魚沼コシヒカリをはじめ、そば、アスパラガス、枝豆、雪下人参、ユリ、また徹底した衛生管理が特徴の妻有ポークなど多彩な農畜産物が生産されています。このような地域の食の魅力や文化などが評価され、平成29年には「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)*」、令和2年には「日本遺産*」に認定されました。今後も、国内外に地域の食の魅力や文化を発信するとともに、地域のブランド力を高め、農畜産物の生産振興と農業所得の向上を図る必要があります。
- ・主食用米の需要が減少するなか、米だけに依存しない新たな農業の実践が求められています。新潟県園芸振興基本戦略と呼応した、「かぼちゃ」や「ねぎ」などの産地づくりが必要です。
- ・市内には、大豆の加工販売や農家レストランなど、6次産業化の成功事例があります。今後も、施設型農業による冬期事業の創出や、一年を通じた加工販売、市場ニーズに即した新商品開発などに取り組む農業者を支援する必要があります。
- ・農業所得の向上には、雪室倉庫や温泉熱利用など地域資源を生かした商品の高付加価値化が有効であり、新たな取組にチャレンジする農業者への支援を継続する必要があります。



日本一の高品質米を目指して



ねぎの産地化を目指して

施策の展開

1. 需要に応じた米生産・高品質米生産の推進

- ① 日本一の「十日町産魚沼コシヒカリ」の高品質生産を主軸に、酒米や、飼料用米などの新規需要米の生産を推進し、水田のフル活用を図ります。
- ② 高度情報システムやメール配信システムにより、気候変動に対応した情報を発信し、高品質生産への技術対策を図ります。

【主要事業】 経営所得安定対策事業（国補）

2. 品質向上によるブランド力強化

- ① 十日町産魚沼コシヒカリ、妻有ポークなどのブランド力強化の取組を支援します。
- ② 有機栽培*や県認証栽培*、GAP（農業生産工程管理）*の認証制度などを活用し、高付加価値化を図る取組を支援します。
- ③ 安全・安心な畜産物の生産のため、CSFワクチン*など家畜の予防接種費や畜産農家の防疫管理などの取組を支援します。

【主要事業】 有機農業支援事業、畜産振興対策事業

3. 園芸作物の産地化と複合営農の推進

- ① 生産者と関係機関が連携した「かぼちゃ」や「ねぎ」などの1億円産地化に向けた取組を推進します。また、集出荷施設での作業の共同化など生産出荷体制の整備を推進します。
- ② 米だけでなく、園芸作物との複合営農を推進するとともに、機械化や土づくりを支援し、生産性の高い産地を育成します。

【主要事業】 園芸振興事業（県単）、複合営農促進事業、産地パワーアップ事業

4. 6次産業化と販路拡大の推進

- ① 多様な農畜産物の加工やニーズに応じた新商品開発、農家レストランなど、6次産業化に取り組む農業者を支援します。
- ② 市場だけでなく、直売所や個人施設での販売、ECサイト*を活用した販売など、一年を通して多様な販売活動に取り組む農業者を支援します。
- ③ 「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」や「日本遺産」のブランド力を生かし、食の魅力・文化を発信するとともに、販売強化に取り組む農業者を支援します。

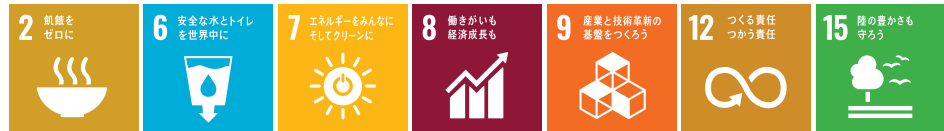
【主要事業】 6次産業等支援事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
農業産出額（米、野菜、畜産）	65億6,000万円 （H30年度）	70億6,000万円
かぼちゃ・ねぎの産出額	かぼちゃ 3,490万円 ねぎ 2,842万円	かぼちゃ 1億5,000万円 ねぎ 1億3,000万円

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策20



基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策④ 森林の整備・森林資源の活用

施策の方針

森林が有するさまざまな公益的機能が発揮されるよう森林整備を進め、森林資源の活用や、きのこ生産の振興を図ります。

現状と課題

- ・市内の林野面積39,418haのうち、十日町市が管理している面積は1,391haです。この5年間、森林資源の充実を目指し、合計142ha（年間平均28ha）の整備を行ってきました。
- ・適正管理に基づく森林の「伐る（きる）」「使う」「植える」という循環利用は、SDGs（持続可能な開発目標）*の達成につながります。森林の循環利用を推進するため、森林組合などの林業事業体と連携し、森林整備を着実に進める必要があります。また私有林も、令和元年度に創設された「森林経営管理制度*」や「森林環境譲与税*」を活用し、循環利用を推進することが必要です。
- ・カーボン・オフセット制度*への取組で、十日町市の森林整備により増加した227トン分の二酸化炭素吸収量を、クレジットとして発行しました。このクレジットの販売収入を活用し、森林整備をさらに推進することが必要です。
- ・十日町市で木質バイオマス発電が計画されるなど、市内の木材は新たな需要拡大が見込まれます。これらを見据え、木材の安定供給に取り組むことが必要です。
- ・十日町市のなめこ・えのき茸の生産量は全国トップクラスで、特になめこは国内生産量の約15%を占め、全国一の実績を誇ります。また令和元年に、市内のきのこ生産者団体が国内初となるグローバルGAP*の団体認証を取得しており、安全性や品質の良さが認められています。今後もきのこの生産振興のため、さらなるコスト低減や品質向上に取り組む生産者を支援することが必要です。



間伐材搬出状況



なめこ収穫ライン

施策の展開

1. 森林の整備・保全

- ① 十日町市が率先して市有林・市行造林の整備に取り組むことで、森林資源の活用による持続可能な循環型社会の進展を促します。
- ② 令和元年度に創設された「森林経営管理制度」で私有林の整備を進め、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指します。
- ③ 「森林経営管理制度」の運用や木材利用などの財源として、「森林環境譲与税」を活用し、森林が有するさまざまな公益的機能が発揮されるように整備を進めます。
- ④ カーボン・オフセット制度の取組により、発行されたクレジットの販売収入を活用して森林整備を促進し、地球温暖化防止対策や林業の活性化に努めます。

【主要事業】市有林・市行造林の整備、森林環境譲与税の活用、カーボン・オフセット制度、林道整備事業

2. 森林資源の活用

- ① 主伐材や間伐材は、市内で建築材やエネルギー材としての活用を推進します。
- ② 広葉樹が多い天然林は、間伐材としての活用を推進します。

【主要事業】ふるさとの木で家づくり事業

3. きのか生産の振興

- ① 生産コスト低減や品質向上による産地強化を図るため、機械導入や施設整備をする生産者を支援します。

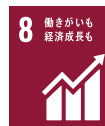
【主要事業】きのか王国支援事業

4. 森林の総合的利用の推進

- ① 森林は、建築材やエネルギー材の利用だけではなく、森林浴や森林散策などによる「癒し」や「健康づくり」「教育」「観光」の場として活用できます。森林と身近に接する多様な取組を支援し、里山の活性化やなりわいの場など、総合的利用の推進に努めます。

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
市有林・市行造林の整備面積	23.3ha／年 (H27～R元年度累積142ha)	55ha／年 (R3～7年度累積250ha)
森林経営管理制度に伴う私有林の整備面積	0ha／年	20ha／年 (R3～7年度累積50ha)

8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
基盤をつくろう12 つくる責任
つかう責任

施策21

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

施策① 地域雇用の維持・創出

施策の方針

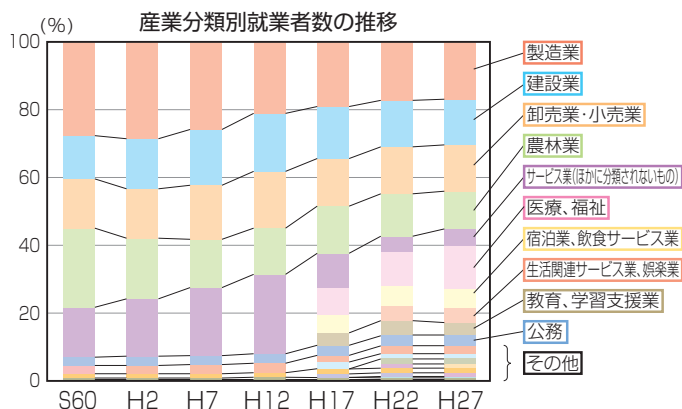
市民が安心して働き続けられる地域雇用を目指して、雇用の受け皿となる企業支援策を講ずるとともに、企業と地域の将来を担う若者をはじめとする人材確保を進めます。

現状と課題

- ・地域雇用の受け皿は、織物業が中心であった時代の後、建設業や小売業、さらに電気機械器具や食品などの製造業に移り、近年は、福祉関連業、きものの修正加工、保管・クリーニングなどのメンテナンス業、宿泊・ホテル業、情報通信業など多様化しています。
- ・雇用状況はリーマンショック以降改善してきており、この間、十日町市の企業設置奨励条例に基づく投資支援などが効果的に活用され、地域雇用の確保につながりました。今後もこの支援を継続することが必要です。
- ・一方で、卒業後に就職を希望する管内高校生の地元就職率は年々減少し、5割を下回っています。中高生のときから市内企業を知る機会を作り、十日町市全体の魅力を伝え、大学や専門学校の卒業後に故郷に戻る思いを育てるとともに、管内企業への若者定着を図る必要があります。また、大学や専門学校卒業生の就職ガイダンスの参加者数が減少傾向にあり、学生へのリクルート情報の発信方法の工夫も必要です。
- ・十日町市は県内でも女性の就業率が高い傾向にあります。女性を含め、全ての人が働きがいをもって仕事ができるよう、家事や子育てなど、生活スタイルにあわせた就業しやすい環境の整備が市内企業に求められます。



まちの産業発見塾の様子



出典：国勢調査

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 企業支援による雇用の継続・創出

- ① 市内企業の雇用維持のため、制度融資や信用保証料の補給など、資金繰りに対する支援を行います。
- ② 雇用の創出を図るため、企業設置奨励事業など、市内企業の規模拡大による設備投資に対する支援を行います。

【主要事業】 企業設置奨励事業、企業投資促進事業、制度融資・信用保証料補給

2. 若者人材の確保

- ① 中学生、高校生に十日町市で生活していくことの魅力を伝えるため、キャリア教育*などにより地元企業の情報を発信します。【戦3－①】
- ② 市外に進学した学生に対する地元企業の情報発信を充実させます。また、企業が行う採用活動に対する支援を行います。【戦3－①】
- ③ 十日町地区雇用協議会との連携を強化し、より効果的な人材確保事業を実施します。【戦3－①】

【主要事業】 まちの産業発見塾、わか者・女性・子育て世代ジモト回帰促進事業、人材確保支援事業、就職ガイダンス・求人説明会

3. 雇用環境の整備

- ① 働きやすい職場環境に向けて、福利厚生向上やワーク・ライフ・バランス*の確立など、市内企業に対する啓発に努めます。
- ② 働きやすい環境整備に向けて、子育て応援企業バックアップ事業などにより、市内企業が行う取組に対して支援を行います。

【主要事業】 子育て応援企業バックアップ事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
企業設置奨励条例・企業投資促進条例に基づく企業支援により増加した雇用者数	245人 (H27～R元年度合計)	250人 (R 3～7年度合計)
市内高等学校を卒業し就職を希望した生徒の地元就職率（十日町・津南地域）	42.1%	55%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策22

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

施策② 市内企業の持続的な発展

施策の方針

新たな市場開拓や、新製品・サービスの開発、人材育成、地域資源の活用などにより事業の成長に向けて頑張る事業者をバックアップし、企業の持続的な発展につなげます。

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症を経験した産業界では、多くの業種で製品の販売方法やサービスの提供方法の多様化が求められています。また、緊急事態時のリスク分散のため、製品などの販売ルートを複数確保し、企業活動の継続を図るとともに、営業力や販路開拓力の強化が必要です。
- ・企業の持続的な発展において、人材育成は非常に重要です。社員の知識や技術の習得および経営ノウハウの取得などが企業に求められています。あわせて、安定した企業活動のため、即戦力となる人材の確保が必要です。
- ・十日町市には日本遺産*に指定された雪国文化や大地の芸術祭など、多くの地域資源があります。これら優れた地域資源を生かした商品開発やサービスの提供など、他社との差別化に挑み、販売力を伸ばす企業が求められます。
- ・中小企業・小規模事業者の地域に根差した事業活動が十日町市の経済を支えています。産業の維持継続および発展のため、中小・小規模事業者の育成に向け、関係団体との連携強化と企業活動の継続的な支援が必要です。



十日町市の資源を活用して開発された商品

商工会議所、商工会の会員数

(単位：事業所)

	H27	H28	H29	H30	R元
十日町商工会議所	1,328	1,306	1,282	1,282	1,238
水沢商工会	170	170	164	163	158
川西商工会	224	226	229	221	207
中里商工会	192	194	186	186	185
松代町商工会	127	124	121	115	118
松之山商工会	88	89	84	80	80
計	2,129	2,109	2,066	2,047	1,986

出典：主要な施策の成果報告書

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 販路の拡大と製品・サービスの開発

- ① 製品や技術の発信のため、見本市などへの積極的な出展を支援します。
- ② ECサイト*を充実させて販路や顧客の確保に取り組む事業所を支援します。
- ③ 異業種交流による商品・サービスの開発支援を行います。【戦3－②】

【主要事業】販路拡大支援事業、頑張る企業競争力アップ事業、異業種交流

2. 人材の育成

- ① 中小企業大学校*や認定高等職業訓練校などが実施する人材育成研修への参加や資格取得を支援し、人材育成を推進します。また、企業グループによる人材育成研修などへも支援します。
- ② 新入社員セミナーの開催など、関係機関と連携した社会人教育の取組を推進します。
- ③ 経営力強化のため経営ノウハウを学ぶ研修などに参加する取組を支援します。
- ④ 外国人や専門技術を有する人材の採用に向けた企業の取組を支援します。

【主要事業】人材育成支援事業、新入社員セミナー、社会人準備セミナー

3. 地域資源の活用

- ① 日本遺産に認定された雪国文化や、大地の芸術祭、国宝・火焰型土器、また、魅力ある地元食材など、地域ブランドを生かした商品開発とサービスの提供を行う地元企業を支援します。

【戦3－②】

【主要事業】商品開発支援事業、販路拡大支援事業、頑張る企業競争力アップ事業

4. 中小・小規模事業者の活動支援

- ① 商工会議所、商工会が取り組む経営発達支援計画に基づいた小規模事業者支援をバックアップします。
- ② 地元での消費を高める賑わい創出イベントや、個店の魅力を高めるソフト事業など、商店街や商業団体が行う取組を支援します。
- ③ 経営者の高齢化や後継者不足に対応するため、新潟県や関係団体と連携し、企業の事業承継を支援します。

【主要事業】中小企業・小規模企業振興基本条例による支援、未来を拓く創業・成長支援事業、商店街活性化支援事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
販路拡大支援事業に基づく支援件数	19件 (H27～R元年度合計)	25件 (R3～7年度合計)
中小企業人材育成支援事業の支援により、研修への参加や資格取得をした人数	211人 (H27～R元年度合計)	250人 (R3～7年度合計)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策23

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

施策③ 産業の新しい展開と成長に向けて

施策の方針

近年成長している産業分野のさらなる発展につながる支援や、新ビジネスへのチャレンジのバックアップ、A I *・I C T *の活用機会創出などにより新たな地域産業の展開を目指します。

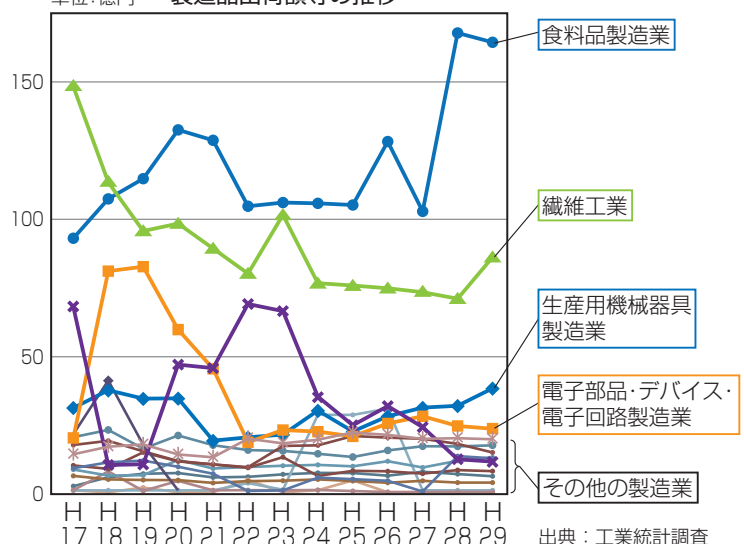
現状と課題

- ・製造・加工分野において、そば、キノコ、マグロなどの食料品製造業が成長してきており、投資や外販を支援することによりさらなる規模拡大が期待できます。また、地域の産業としてさらに発展させるため、より多くの地元産品の活用と冷凍・乾燥加工を行うなどの関連産業の育成が求められます。
- ・繊維関連分野では、クリーニングや修正加工、保管サービスに取り組む事業者が、産地の力を生かして大きく成長しています。これらの事業者と、伝統技術を有するメーカー、全国ネットワークを展開する流通業者のほか、地域の多様な繊維関連事業者が一体となった、全国の繊維・呉服業界を支える基盤都市としての成長が必要です。
- ・I T関連分野では、人口1人当りの情報サービス事業者数の割合が県内20市中2位であり、集積が図られています。企業がこれら情報サービス業者と連携してA I やI C Tを活用することにより、生産性や販売力の強化を図り、新たなビジネスを創出することが求められます。情報サービス業者とA I・I C T活用企業の連携を進め、地域産業として発展を目指す必要があります。
- ・十日町市は県内でいち早くビジネスコンテストや創業相談などの事業に取り組み、新たなビジネスが生まれてきました。引き続き若い世代による新規ビジネスへのチャレンジに対する支援が必要です。
- ・コロナ禍により、多くの企業においてテレワーク*の導入が進んでいます。地方へのサテライトオフィス*進出を進める事業所の誘致につながるよう、受入体制の整備が必要です。



創業セミナーの様子

単位:億円 製造品出荷額等の推移



施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 十日町市を牽引する産業の成長支援

- ① 事業規模拡大や生産性向上のために先端設備の積極的な導入を図る事業者を支援します。
- ② 食料品製造分野のさらなる成長を目指し、地域の農産品などを活用した新たな食品開発や加工、製造に取り組む事業者を支援するとともに、積極的な営業活動により製品を全国に発信します。
- ③ きものの修正加工業や保管サービス業の成長をバックアップするとともに、商工団体などと連携したきものの販路拡大につながる催事などへの支援を行います。また、市内の多様な繊維関連産業の発展を目指して、日本遺産*ブランドを活用した伝統技術の魅力発信事業に取り組めます。

【主要事業】 企業設置奨励事業、企業投資促進事業、6次産業支援事業、地域商社基盤強化事業、販路拡大支援事業、きもの GOTTAKU、十日町織物販路開拓支援事業

2. AI・ICTの活用拡大支援

- ① 生産性向上のため、AI、ICT、RPA*などの先端技術を活用する事業者の設備投資を各種助成制度により支援します。
- ② 市内の情報サービス関連事業者と、AI、ICT、RPAなどの活用を目指す市内企業のマッチングを促進し、市内での先端技術の導入を支援するとともに、情報サービス業の発展につなげます。

【主要事業】 設備投資における固定資産税減免、各種補助金申請支援、異業種交流

3. 新規創業者などへの支援

- ① 専門家による起業・創業相談を充実するとともに、セミナーなどの開催により起業者や第二創業を目指す事業者を支援します。また、創業後のフォローアップを行い、事業者を支えます。
【戦3-②】
- ② 十日町市ならではの創業プランや新しい事業プランなど、有望な起業・創業には補助金の上乗せを行うなどの支援を行います。【戦3-②】

【主要事業】 未来を拓く創業・成長支援事業、新規創業支援資金融資・利子補給

4. サテライトオフィスの整備

- ① ウィズコロナ・アフターコロナによる働き方の変化を捉え、サテライトオフィスの受入体制を整え、首都圏企業に情報発信し、企業誘致につなげます。

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
企業設置奨励条例および企業投資促進条例に基づく企業支援件数	25件 (H27～R元年度合計)	25件 (R3～7年度合計)
新規創業支援者のうちの創業件数	44件 (H27～R元年度合計)	45件 (R3～7年度合計)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策24

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策4 誰もが自由楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策① 市民による学びの場づくりへの支援

施策の方針

市民の学びに対するニーズを捉え、誰もが楽しく学ぶことができる場を提供し、活力・魅力あふれる人づくりと地域づくりを推進します。

現状と課題

- ・公民館が各地域に設置されてから70年以上が経過しました。昭和から平成にかけて、公民館での活動分野が、社会教育から生涯学習に広範囲となるなかでも、市民に対する講座・教室などの学習支援を公民館で取り組んできました。しかし、高等教育機関への進学率が8割を超える状況となるなかで、市民ニーズは多様化・高度化しさまざまな専門分野からの学習支援が必要になってきています。加えて公民館利用者の固定化、高齢化が顕著となり、若者や一般成人の利用減少が長年の課題となっています。
- ・広範囲な生涯学習事業については、地域住民が必要とする事業を住民主体で考え、地域おこし協力隊*や地域支援員*などと連携・協力し、福祉・介護・防災・環境などの分野を実践し、学習することが望まれます。これからの社会教育・公民館活動は文化・芸術分野や青少年の健全育成、家庭教育支援に重点を置くことが必要です。
- ・これからの生涯学習は、地域住民の理解と協力を得ながら、住民主体の組織活動のなかで市民による学びの場を広げる必要があります。教育施設であるがゆえの利用制限を緩和し、多くの地域住民が利活用出来る施設へと変化させるとともに、受益者負担の検討を行う必要があります。
- ・各施設は耐震化や老朽化が課題となっています。現代の学びのスタイルに対応し、市民が生涯にわたって学習を続ける社会環境を実現するため、学習機器などの整備が必要です。



アドベンチャースクール



室井滋&岡淳絵本ライブ&トークショー

施策の展開

1. 地域住民の交流と学びの場づくり

- ① 地域自治組織などが柱となって実施している交流や学びの場づくりのほか、地域おこし協力隊・地域支援員と連携して地域課題の解決を図る取組を支援します。
- ② 自主的に活動するNPO法人や社会教育関係団体と積極的に情報共有を図り、活動を幅広く支援します。

【主要事業】社会教育総合事業、コミュニティ助成事業

2. 青少年・家庭教育および個人学習への対応

- ① 子どもたちの豊かな人間性や自主性を育て、郷土への愛着心と誇りを醸成するため、公民館や「森の学校」キョロロなどで、地域資源と人材を活用し、自然・生活・社会体験事業を実施します。
- ② 各家庭での子どもの発達段階に応じた、家読（うちどく）*や食育などの教育が適切に実施されるよう、関係機関と連携し取組を推進します。
- ③ 公民館での学習情報の提供と生涯学習相談体制の充実を図るとともに、十日町情報館の図書館機能や情報受発信機能、市民からの照会対応などの業務により、市民の学習・調査活動を支援します。

【主要事業】各種体験学習事業、はぐくみのまちづくりフォーラム、情報館の各種サービスの提供

3. 生涯学習施設の整備・充実

- ① 施設の耐震化や修繕を計画的に進め、安全で快適な学習環境を提供します。また、学習設備や備品の整備・充実を推進します。

【主要事業】生涯学習施設の整備・耐震化・改築

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
子どもたちの体験事業への参加者数	6,218人／年	6,700人／年
森の学校キョロロ体験プログラム参加者数	2,289人／年	2,500人／年
施設の耐震化・改築 13施設 （公民館・情報館・キョロロ）	7施設	10施設
市民一人当たり図書などの貸出冊数・点数	5.51冊・点／人	5.80冊・点／人

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策25

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策4 誰もが自由楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策② 文化芸術活動の充実

施策の方針

越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」で、音楽・舞台芸術・美術などの鑑賞や文化芸術の学習・活動・発表の機会を広げるなどして、文化芸術活動の推進と充実を図ります。

現状と課題

- ・平成29年11月、文化芸術活動の拠点施設として、越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」が開館しました。クラシックや和 cultura 芸能のほか、著名なアーティストや文化人などによるコンサート、講演会などを開催し、一流の文化芸術にふれる機会を市民へ提供しています。また、「段十ろう」は、市美術展や市民吹奏楽団のコンサートが開催されるなど、市民の文化芸術活動の発表の場としても多く利用されています。今後、さらなる施設の効率的な運用を図るため、民間活力を導入した指定管理者制度を継続することが必要です。
- ・「段十ろう」のイベント運営を新潟県文化振興財団、自治総合センター（宝くじの活用）、十日町市文化協会連合会、エフエムとおかまちなどと協力して行っており、引き続き文化芸術活動の振興を図ることが必要です。
- ・「段十ろう」・「分じろう」・「十じろう」などの施設では、市民による美術作品の展示、民謡・舞踊のほか、和 cultura の稽古や発表会などの活動を盛んに行っています。引き続き十日町市文化協会連合会などと連携し、市民の自主的な文化芸術活動を促進することが必要です。
- ・少子高齢化などの影響で、市内の文化芸術団体の多くは組織運営が年々難しくなっています。組織の維持と強化のために、後継者育成の支援などが求められています。



文化ホールを活用した事業（国民文化祭）



地域の伝統芸能の継承（水沢伝統芸能保存会）

施策の展開

1. 文化芸術施設の活用

- ① 「段十ろう」を文化芸術活動の拠点として活用します。また、「分じろう」・「十じろう」などの施設と連携し、老若男女が集える空間として活用します。

【主要事業】文化ホール・中央公民館維持管理事業

2. 鑑賞の機会拡充と表現活動の奨励

- ① 著名なアーティストや文化人などによるコンサート、講演会などを定期的・計画的に開催し、優れた音楽や舞台芸術の鑑賞機会を提供します。
- ② 文化芸術への意識の醸成を図るため、市美術展を継続し、「県展」などの上位展の誘致のほか、市民が美術作品を鑑賞する機会を広げます。
- ③ 市民が主体的に取り組むさまざまな文化芸術活動を支援し、市民の表現活動の場を確保します。

【主要事業】文化ホール特別公演事業、市美術展開催事業

3. 個人・グループ・団体の活動の支援

- ① 小中学校での文化芸術体験を推進するため、人材バンクなどの情報提供を充実させます。
- ② 市民による文化芸術活動を活性化するため、十日町市文化協会連合会をはじめ、各文化芸術団体の自主活動を支援します。
- ③ 文化芸術活動団体の後継者を育成するため、研修や学習の機会を提供します。

【主要事業】生涯学習・芸術・文化活動助成事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
文化ホール・中央公民館利用者数	77,415人	84,700人
市美術展の出品者数および入場者数	出品者数 165人 入場者数 3,300人	出品者数 200人 入場者数 3,300人

施策26

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策4 誰もが自由楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策③ 文化財の保存・活用の推進

施策の方針

十日町市固有の歴史や文化を保存するとともに、国・県・市の指定・未指定に関わらず、その価値を幅広く捉え、文化財を積極的に活用します。また、十日町市博物館を拠点に文化観光の推進に取り組み、地域文化の魅力を国内外に発信して地域活性化を図ります。

現状と課題

- ・地域に存在する文化財の価値を幅広く捉え、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用するため、平成30年1月に「十日町市歴史文化基本構想」を策定し、令和2年6月に日本遺産*に認定されました。地域の「財（たから）」の魅力をより深く掘り下げ、地域文化の素晴らしさを国内外に向けて発信することが必要です。
- ・縄文文化や地域の生業である織物文化、その文化を育んだ雪と信濃川を展示テーマとする新しい十日町市博物館が令和2年6月にオープンしました。地域文化の発信基地である博物館を拠点として、市民の地域文化に対する理解や郷土意識を高めるとともに、文化観光を推進し、地域活性化に結び付けることが必要です。
- ・十日町市には固有の歴史や文化があり、国・県・市の指定文化財と国の登録文化財は計172件を数えます。このうち主なものは、以下のとおりです。

縄文文化：国宝「笹山遺跡出土品」、「野首遺跡出土品（県）」、国史跡「田沢・壬遺跡」

織物文化：アンギン、「越後縮の紡織用具（国）」、「明石ちぢみ」

建造物：「松茸神社本殿（国）」、「星名家住宅（国）」、「神宮寺観音堂・山門（県）」

天然記念物：「清津峡（国）」、「田代の七ツ釜（国）」、「ブナ原生林（市）」

民俗文化財：「十日町の積雪期用具（国）」、神楽や風俗慣習などの無形文化財



十日町市博物館



国宝・火焰型土器（指定番号1）

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 文化財の保存と活用

- ① 十日町市歴史文化基本構想に基づき、有形・無形の各種文化財の保存と活用を図り、広く情報発信し、「誰もが多様な文化にふれあえるまちづくり」を推進します。【戦2－②】
- ② 日本遺産に認定された地域の文化・伝統ストーリーを国内外に発信し、地域の特色や歴史的魅力を伝えるなど、観光や産業分野とも連携しながら、文化観光の推進を図ります。【戦2－②】
- ③ 文化財の総合的な保存と活用を図るため、文化財保存活用地域計画の策定を検討します。

【主要事業】 縄文文化発信事業、日本遺産を通じた地域活性化事業

2. 文化財施設の整備と活用

- ① 十日町市博物館を歴史や文化にふれる文化観光の拠点として位置付けるとともに、縄文文化や日本遺産ストーリー関連施設の整備を行い、世界に向けてその魅力を発信します。
- ② 博物館の収蔵物などの文化財や、他館所蔵の国宝などの優良な文化財を活用した企画展を開催し、市民への教育普及活動を積極的に行います。
- ③ 国宝出土地である笹山遺跡を中核に、国史跡「田沢・壬遺跡」や県指定「野首遺跡出土品」などの縄文遺跡の保存や活用を図ります。また、「生きた歴史体感プログラム」など縄文時代を体験・体感できる、ソフトプログラムを充実させます。

【主要事業】 教育普及・展示事業、火焰の都整備事業、遺跡調査発掘事業

3. 文化財の調査・研究と活用

- ① 歴史資料・民俗資料などの資料収集、整理分析、研究を行うとともに、その成果を広く一般に公開し、活用を図ります。
- ② 埋蔵文化財の発掘・整理・分析・研究を行い、調査報告書を順次刊行するとともに、その成果を広く一般に公開し、活用を図ります。

【主要事業】 文化財保護調査事業、埋蔵文化財等調査事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
文化財関連施設（十日町市博物館、まつだい郷土資料館、大棟山美術博物館、ミティラー美術館、星と森の詩美術館）の入館者数	19,230人／年	57,500人／年
指定文化財、登録文化財の件数	172件	178件



施策27

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策④ スポーツの振興

施策の方針

市民が主体となって、スポーツや運動、健康に対する認識を深め、個々のライフスタイルに応じた生涯スポーツに取り組めるよう環境づくりを推進します。また、地域の資産を有効に活用したスポーツイベントの開催や、クロアチア共和国とのホストタウン事業を通じたスポーツ交流に取り組みます。

現状と課題

- ・「スポーツ健康都市宣言」に基づき、「誰でも」・「いつでも」・「どこでも」広くスポーツに親しめるよう、ソフトバレーやグラウンドゴルフなどニュースポーツの推進や、ボッチャなど障がい者が参加できるスポーツの掘り起こし・普及に取り組んできました。引き続き日常生活の一つとして浸透させるため、運動に親しむ機会を一層充実させることが必要です。
- ・競技スポーツでは、専門的な指導者が不足しています。そのため、指導者を育成し、競技の普及や競技力向上を図ることが必要です。
- ・十日町市には「クロアチアピッチ」や、全日本女子レスリング拠点合宿施設「桜花レスリング道場」、国際スキー連盟公認施設「吉田クロスカントリー競技場」など、全国に誇れる施設があります。これらを活用し、国際・全国規模の大会やスポーツキャンプが実施されており、今後も市民や子どもたちに夢と希望を与える大会やスポーツキャンプの誘致などに取り組む必要があります。
- ・官民一体となったプロジェクトチームにより、クロアチア共和国とのホストタウン事業を進め、クロアチアカップサッカーフェスティバルの開催や選手団のキャンプなどを受け入れ、児童や生徒などを中心とした市民との交流を深めてきました。今後も交流を継続し、スポーツを通して国際交流や地域活性化を図ることが必要です。



ソフトバレー大会



ボッチャ

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 生涯スポーツの推進 ～楽しもうスポーツ、つくろう健康～

- ① 市民・行政・スポーツ関係団体それぞれの役割を明確にすることで、生涯スポーツの充実を図ります。
- ② 幼少期から運動やスポーツを習慣化させ、生涯スポーツへとつながるように、子どもが体を動かす楽しさや喜びを感じることができる機会を提供します。【戦1－③】
- ③ 障がい者が、スポーツサークルやスポーツ教室に参加できるよう、身近な地域で気軽にスポーツを楽しめる機会を創出します。

【主要事業】 スポーツ団体・総合型地域スポーツクラブ連携事業

2. 競技スポーツの向上

- ① 競技人口の拡大と競技水準の向上を図るため、スポーツ協会・傘下協会の組織力を強化するとともに、小学校体育連盟・中学校体育連盟との連携により、人材活用に取り組みます。
- ② 指導者育成のためスポーツ関係団体と連携し、専門的な講習会を開催するなど、指導力の向上を図ります。

【主要事業】 競技力向上対策事業、スポーツ派遣費補助事業

3. スポーツを通じた地域の活性化

- ① 全国に誇れるスポーツ施設を生かし、国際・全国規模の大会やプロスポーツ大会、スポーツキャンプを開催・誘致することで、既存施設の活用促進と、交流人口増加による地域経済の活性化を図ります。【戦2－②】

【主要事業】 国際・全国規模・プロスポーツ大会の開催、東京2020オリンピックに向けた事前キャンプの実施

4. スポーツ施設の整備

- ① 競技人口やニーズの変化に対応したスポーツ施設の整備や長寿命化、適正配置など効率的な管理運営を行います。

【主要事業】 体育施設整備事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
スポーツ交流人口を含めたスポーツ施設の利用者数	325,935人／年	400,000人／年
成人の週1日以上スポーツ実施率	49.1% (平成28年度)	65%以上
スポーツキャンプ利用者数	8,065人／年	12,550人／年

施策28

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策5 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

施策① 中山間地域対策の強化・充実

施策の方針

少子高齢化が進行している中山間地域で、地域活力を維持・増進するため、「大地の芸術祭」などによる交流や「地域おこし協力隊*」の受け入れ、「地域支援員*」の配置を通して、地域の特色を生かした取組を促進するとともに、各地域の実情に応じた振興策の充実を図ります。

現状と課題

- ・少子高齢化の進行により高齢化集落が増えており、一部の集落では日常生活や共同作業などの集落維持活動に支障を来している状況があります。その一方、「大地の芸術祭」や「越後田舎体験事業」などによる都市住民との交流を通して、新たな活力を得て主体的に地域づくりに取り組む集落も見られます。
- ・中山間地域の地域力を維持・増進するため、都市部の意欲ある人材を「地域おこし協力隊」として高齢化が進む集落に配置し、地域協力活動を行ってもらうとともに、退任後の定住・定着を図ってきました。退任後、地域資源を生かすNPO法人の設立や、さまざまな分野での起業・就業により十日町市全体の活性化につながっています。引き続き地域おこし協力隊の制度を積極的に活用するとともに、退任後の定住・定着を促進するための受入体制を整えることが必要です。
- ・「地域支援員」が配置された地域では住民への聞き取りやアンケート調査などを実施し、地域課題の把握を行ってきました。人口減少が続く危機感を地域全体で共有し、課題解決に向けた取組が求められます。また、今後、集落機能の維持が困難になった集落には、新たな支援を検討することが必要です。
- ・農業が生活基盤となっている多くの中山間地域では、農業に限らずあらゆる分野で担い手不足が顕著となっています。地域存続のために、担い手不足や農業の継続に対する不安を和らげ、集落機能の低下を防ぐ施策が求められています。



地域おこし協力隊



地域支援員による話し合い

施策の展開

1. 集落の存続と機能維持

- ① 高齢化集落の存続・機能維持や特定の課題への取組に向け、集落や受入事業者の主体的な取組を支援する「地域おこし協力隊」を積極的に活用するとともに、退任後の定住・定着の促進を図ります。
- ② 希望する地域自治組織に対して「地域支援員」を配置し、地域特有の課題解決と地域の自立に向けた取組を支援します。
- ③ 地域ごとの将来推計人口資料（集落カルテ）を作成し、今後の集落のあり方の検討に活用します。

【主要事業】 地域おこし協力隊の設置、地域支援員の設置、将来推計人口資料（集落カルテ）の作成

2. 中山間地域農業の推進

- ① 集落機能の低下や農地の荒廃を防ぐため、中山間地域等直接支払交付金事業*や多面的機能支払交付金事業*に継続的に取り組みます。
- ② 中山間地域に暮らす多くの高齢者にとって農業は“生きがい”です。地形的条件や環境に配慮した整備・保全を推進します。

【主要事業】 中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、棚田地域振興法*関連事業

3. 都市と農山村の交流の促進

- ① 「大地の芸術祭」や「越後田舎体験事業」などの取組を通して、十日町市のファンとなった都市住民を棚田オーナー制度や体験型観光交流などにつなげ、都市・農山村交流事業を促進するとともに、市内においてもまちなかと中山間地の交流を推進し、中山間地域の活性化を図ります。
- ② 「大地の芸術祭」などの交流を契機とした関係人口*の増加を図り、集落活性化事例を波及させることで、芸術祭作品の制作や民泊の受入・農家民宿などに取り組む集落を増やし、集落の存続・機能維持につなげます。

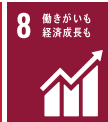
【主要事業】 大地の芸術祭の継続開催、越後田舎体験事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
地域おこし協力隊を希望する地域への配置割合	68.4%	85%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策29



基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策5 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

施策② 移住・定住の促進

施策の方針

“暮らしのゆとり”や“心の豊かさ”を実感できる里山文化の魅力を広く発信するとともに、キャリア教育*や若者・子育て世代への支援、住宅取得支援などにより、U I J ターン*者の増加と転出者の抑制を図ります。また、新型コロナウイルス収束後の地方回帰の流れを捉え、U I J ターン者の増加に即応できる受入体制の充実を図ります。

現状と課題

- ・高校卒業後に若者が十日町市外へ転出する傾向が続くなか、キャリア教育の取組で地元就職率が向上している事例があります。今後は、キャリア教育の取組をさらに幅広く展開して地元定着やUターンの増加を図り、若者の十日町市内での就学・就職の促進や、働く女性・子育て世代を支援する必要があります。
- ・中山間地域を中心に、人口流出や少子高齢化が進行し、集落機能が低下しているなか、大地の芸術祭や地域おこし協力隊*の取組により、移住者が増えています。今後は「人がひとを呼び込む展開」が一層求められます。
- ・新潟県のアンケート結果では、U I ターンを検討するときに、仕事、住宅、子育て環境などを重視する傾向が高いことから、移住後に安心して暮らせるイメージを持てるよう、移住希望者が求める情報の発信と各種支援制度の充実が必要です。
- ・新型コロナウイルスに伴う意識変化による地方回帰の流れを的確に捉え、十日町市が持つ魅力や強みを生かしながら、移住希望者の受入体制のさらなる充実が必要です。



子育て世代のU I ターンを応援



大地の芸術祭の開催による里山の魅力発信

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 若者や女性、子育て世代を対象とした地方回帰の取組と受入体制の強化

- ① 市内高校との連携を深め、市内企業の魅力を伝えるまちの産業発見塾や、Uターン者などを講師とした学生向けの講話を開催するなど、地元で生活する充実感や生きがい伝えるキャリア教育の充実を図ります。【戦2－③】
- ② 市外で頑張る市出身学生を応援するため、「ふるさと便」など十日町市への愛着とつながりをより深く感じてもらうための取組を進めます。【戦2－③】
- ③ 子育てをしながら、安心して働くことができる環境を整備する市内企業を支援します。また、Uターン希望者を対象に、都会にない故郷の魅力や定住・子育てに関する支援制度などを紹介する情報誌を作成し、地元回帰を促進します。【戦2－③】
- ④ 新潟県やふるさと回帰支援センターなどと連携し、地域の魅力を発信するほか、大地の芸術祭や地域おこし協力隊により生まれる「関係人口*」を「定住人口」につなげるため、移住者の受入体制や人材育成の強化に取り組みます。【戦2－③】

【主要事業】 わか者・女性・子育て世代ジモト回帰促進事業、Uターン促進奨学金等返還支援事業、市出身学生応援ふるさと便事業、移住相談、まちの産業発見塾、地域おこし協力隊の設置

2. 移住・定住支援制度の拡充

- ① 移住希望者が移住先として十日町市を選び、安心して移住・定住できるよう、「仕事・住宅・子育て」に関する情報をホームページなどでわかりやすく発信します。【戦2－③】
- ② 若者や女性、子育て世代などの移住者や、地域おこし協力隊退任者に対し、定住・住宅・通勤助成を積極的に行うとともに、空き家バンク制度*やシェアハウス*などを活用して移住・定住の増加につなげます。【戦2－③】
- ③ 学ぶ・働く・暮らす場として十日町市を選んでもらえるよう、新潟県立十日町看護専門学校の学生に家賃や通学費支援を行うほか、医療・介護従事者には十日町市内への就業促進の支援を行い、若者の定着を図ります。【戦2－③】
- ④ コロナ禍における地方回帰の流れを受け、お試し移住体験制度の導入や単身移住者への支援の充実、テレワーク*の導入支援などを行います。

【主要事業】 首都圏移住支援事業、空き家バンク、シェアハウス、看護学生支援事業、看護・介護職員就業支度金支給事業、ふるさと回帰支援事業、結婚新生活支援事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
移住者数	75人	125人
社会動態数	△392人	△330人

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策30

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策5 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

施策③ 男女の出会い・交流機会の充実

施策の方針

結婚に関する相談対応や、独身男女の出会いの機会を提供するイベントの開催など、結婚の希望を叶える取組を強化します。

現状と課題

- ・国勢調査によると、十日町市内で配偶者がいる人の割合は低下傾向にあり、出産・子育て世代である20～40歳代の半数近くが独身です。
- ・令和元年度に実施した市民対象のアンケートでは、未婚の人のうち41.5%が「交際している人はいないが、いずれは結婚したい」と回答しています。また、結婚の予定がない未婚の人のうち47.8%が「適当な相手に巡り合えないので独身でいる」と回答しています。結婚を希望している男女に対し、出会いの機会を提供することが必要です。
- ・婚活イベントの開催や、ハピ婚サポートセンター*の婚活サポート事業で、一定の成果が現れていますが、都市部と比較して若年人口の絶対数が少ないことから、新潟県や近隣自治体、民間事業者が行う各種支援サービスの利用促進と、さらなる連携が重要です。
- ・令和元年度に内閣府がとりまとめた調査では、結婚のための住居の確保や結婚資金が結婚の障がいとなっていると考える若者が多いため、結婚後の新生活を始めやすい環境づくりが求められます。



「男女の出会いの機会」を提供します

適当な相手にまだ巡り合わない	47.8%
経済的に余裕がない	34.8%
異性とうまく付き合えない	23.5%
今は、趣味や娯楽を楽しみたい	22.6%
独身の自由さや気軽さを失いたくない	20.0%

市民アンケート調査「独身でいる理由」

施策の展開

1. 出会いの機会の提供・関連情報の発信

- ① 民間企業や団体などとの協働により、魅力あるイベントなどを実施し、結婚を希望する男女に出会いの機会を提供します。
- ② ハピ婚サポートセンターが実施するマッチングや相談対応を通して、結婚を希望する男女を支援します。
- ③ 結婚に対して前向きなメッセージ、および新潟県や近隣自治体、民間企業などが行う支援サービスの情報を発信するとともに、婚活イベントへの参加を促します。
- ④ 新潟県が提供する広域的なマッチングサービスの利用を促し、多様な出会いの場の提供や結婚に向けた機運の醸成を図ります。

【主要事業】 婚活支援事業、ハピ婚サポートセンターの運営

2. 結婚後の新生活を始めやすい環境づくり

- ① 新生活を始める新婚世帯への支援を行うことで、新たな生活をスタートしやすい環境づくりを推進します。
- ② 結婚後も市内での生活を選ぶ女性を増やすため、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

【主要事業】 結婚新生活支援事業、ふるさと回帰支援事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
新潟県や十日町市の結婚促進事業により 成婚したカップル数	62組 (H27～R元年度合計)	75組 (R3～7年度合計)

施策31

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策① 防災対策の充実

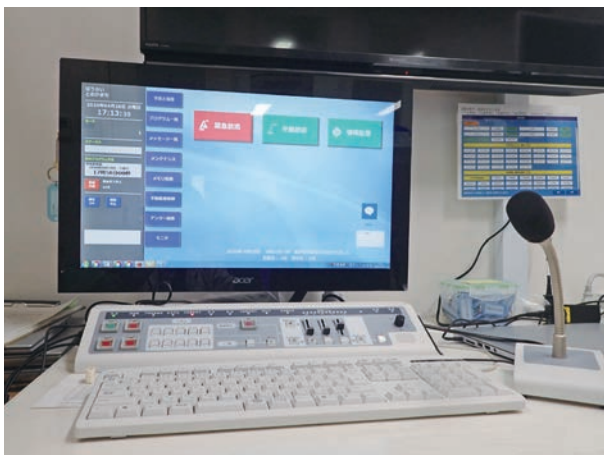
施策の方針

大規模自然災害や原子力災害発生時に、速やかに避難行動をとれる体制づくりを行い、災害に強いまちづくりを推進します。また、国土強靱化の理念を踏まえた地域づくりについて、ほかの計画との整合調和を図るとともに、治山・治水事業をさらに促進します。

新型コロナウイルスなどの感染症に的確に対応するとともに、生活環境に悪影響をもたらす恐れのある管理不全な空家の対策を推進します。

現状と課題

- ・災害発生時に市民が適切に行動できるよう、自主防災組織リーダー研修会の実施や、民生委員・児童委員と避難行動要支援者の支援のための連携を進めてきました。「地域の安全は地域で守る」という共助の観点から、自主防災組織ごとの地区防災計画策定を推進することが必要です。
- ・多発する各種災害に対応するため、デジタル式同報系防災行政無線を整備し、市内全域に屋外拡声スピーカーを設置するとともに、全戸に戸別受信機を配備しました。今後も多様な情報伝達手段の検討・確保が必要です。
- ・国際的にもテロなどの武力攻撃事態が憂慮されており、引き続き国や新潟県と緊密に連携し、国民保護計画に基づく平素からの備えが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症が世界中にまん延して多大な影響を及ぼし、十日町市でも行動計画に基づいた対策を講じました。この経験を生かし、新たな感染症に対して日常から予防対策の徹底、医療分野との連携強化、自然災害発生時の避難対策など、万全な危機管理体制を構築することが必要です。
- ・人口減少・高齢化・核家族化の影響で、空家が増えています。管理がされないものは倒壊など、大きな事故につながるおそれがあるため、利活用を含めた適切な対策が必要です。
- ・ゲリラ豪雨による大規模な自然災害が多く発生しています。市民の生命と財産を守るため、水源かん養機能を保持し、土石流や地すべりなどの山地災害を防止する治山事業と、河川閉塞を防止するための治水事業を促進することが必要です。



デジタル防災行政無線操作卓



総合防災訓練「救急救命講習」

施策の展開

1. 助け合い、支えあうまちづくりの推進

- ① 自主防災組織には、共助の防災活動が自発的に実施できるよう、地区の実情に即した地区防災計画の策定を促します。
- ② 自主防災組織の育成のため、新潟県の地域防災力向上支援事業の活用を図り、引き続きさまざまな活動を支援します。

【主要事業】 自主防災組織育成事業

2. 災害情報伝達システムの活用・整備

- ① 防災行政無線・あんしんメールなどの独自情報伝達手段と民間コミュニティエフエムラジオを連携し、来訪した外国人への伝達も含め、多様で漏れのない災害情報伝達システムの構築を図ります。

【主要事業】 情報伝達システム整備事業

3. 国民保護の意識啓発

- ① 国・新潟県と密接に連携し、外国などからの武力攻撃に備え、避難・救援など市民の意識啓発に努めます。

4. 感染症に対する備え

- ① 新型コロナウイルスなど新たな感染症対策として、避難所の環境整備やマスクなど衛生用品の備蓄、「新しい生活様式」やガイドラインの定着などを進め、引き続き医師会などの関係機関と連携を強化します。

5. 空家の適切管理の推進

- ① 空家の管理と利活用について、市民の理解を深め、法律や条例および十日町市空家等対策計画に基づき、適切な管理を推進します。

6. 治山・治水事業の促進

- ① 危険区域における地すべり防止対策や、急傾斜地崩壊防止対策を計画的に実施します。
- ② 河川の安定および土石流の防止を図るため、積極的に砂防工事を促進します。
- ③ 治山・治水事業の推進を国・新潟県に働きかけます。

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
自主防災組織などが主体となり実施している防災訓練実施率	15.4%	40%
地域防災訓練への市民の参加率	5.98%	12%
あんしんメールの登録数	8,973件	11,100件

施策32

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策② 消防・救急体制の充実

施策の方針

近年、自然災害は大規模・多様化の傾向にあります。これらに対応するため、消防本部・署の防災拠点機能を強化し、消防防災施設や車両、資機材の整備を進めるほか、広域連携による消防体制の強化を図ります。また、救急救命士と応急手当指導者を増員して救命率の向上を目指し、消防団や自主防災組織の強化を図ります。

現状と課題

- ・消防団員サポート制度の導入や消防団員の装備の充実などを進めていますが、少子高齢化などにより団員の担い手は不足しています。引き続き消防団員の装備の充実を図るとともに、消防団協力事業所や自主防災組織などとのさらなる連携強化が必要です。
- ・訓練棟の建設やヘリポートの整備を含めた消防本部庁舎の機能強化により、消防力は確実に向上しています。今後も、これらの施設を有効に活用し、消防力をさらに強化する必要があります。また、消防救急デジタル無線・防災行政無線の有効活用や、県単位での指令業務の共同運用による広域応援体制の構築が重要です。
- ・高齢化に伴い、地域の救急需要はますます増加しています。ドクターヘリの積極的な活用や救急救命士の増員、救急ステーション研修の充実により救急体制の強化を進め、市民への感染症対策や応急手当などの知識・技術の普及促進が必要です。
- ・火災予防業務は高度化・複雑化しており、これらに対応するため、予防体制の充実や強化が必要です。また、住宅用火災警報器については、普及率を高めるとともに、引き続き条例に適合した設置の啓発が必要です。



地域を守る消防団員



十日町地域消防ヘリポート

施策の展開

1. 地域における防災力の強化

- ① 地域防災力の中核的役割を担う消防団と、自主防災組織や消防団協力事業所との連携を強化します。
- ② 消防団の充実強化のため、引き続き消防団の環境改善や装備の機能向上を進めるとともに、女性を含めた団員の確保と加入促進を図ります。あわせて、消防団への加入促進のため、消防団協力事業所制度や消防団員サポート制度の拡充を図ります。

【主要事業】 消防団装備等整備事業、消防団員サポート制度事業

2. 消防防災体制の充実

- ① 防災行政無線などを活用し、市民への情報伝達の迅速化を図ります。
- ② 新たに整備したヘリポートを活用し、ドクターヘリや大型ヘリコプターとの連携を円滑に行うなど、応援体制の強化を図ります。
- ③ 車両や資機材、消防用施設などを計画的に整備するとともに、消防団の組織再編を検討し、効率的な消防体制の整備を図ります。

【主要事業】 災害対応特殊救急自動車等更新事業、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車等整備事業（消防団）

3. 救急救命体制の充実

- ① 円滑な救急搬送や医療機関への受入体制を構築するため、引き続き医療機関との連携を推進します。
- ② 市民への応急手当の普及と指導者の育成に努め、救急隊員においては継続的に救急救命士を養成して、救急業務の高度化を図ります。
- ③ 感染症などのパンデミック*時でも、消防業務を継続できるよう体制強化を図ります。

4. 身近な生活における安全・安心の確保

- ① 防火対象物における消防法令違反に対し、指導と是正処理を強化します。また、住宅用火災警報器の設置をさらに促進し、住宅火災死者数ゼロを目指します。
- ② 自主防災組織の訓練への指導助言のほか、防火防災意識の啓発活動を推進します。

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
消防団員の応急手当 指導者（普及員および指導員）数	82人 （うち指導員10人）	100人 （うち指導員20人）
応急手当講習の受講率（実働人口12～65歳）	15.2%	20%
住宅用火災警報器の普及率、条例適合率	普及率 90.8% 条例適合率 59.9%	普及率 100% 条例適合率 100%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策33

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策③ 交通安全対策の推進

施策の方針

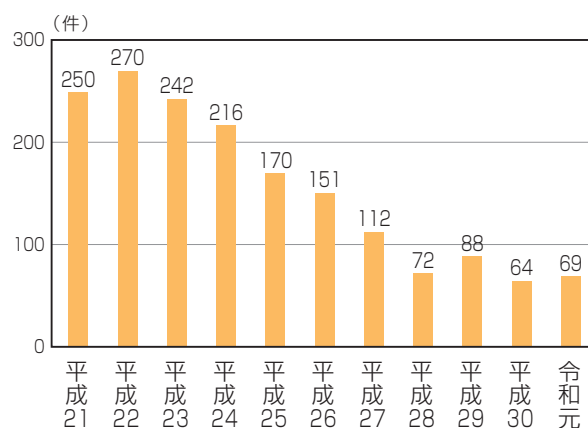
市民の命を守るため、特に高齢者に重点を置いた交通安全教育を一層充実し、交通事故撲滅への市民意識向上を図ります。また、事故多発箇所や通学路の点検を行い、交通安全施設の計画的整備を進めます。

現状と課題

- ・十日町地区交通安全協会や関係機関による交通安全に対する取組、道路改良や交通安全施設の整備により、松之山地域で交通死亡事故ゼロ3,000日を達成するなど交通事故の発生件数は減少しています。一方、高齢者が加害者や被害者となる交通事故の割合は年々増加しています。これまで以上に高齢者に対する安全教育を推進するとともに、高齢者に配慮した安全運転意識を高める取組が必要です。
- ・交通指導員による保育園や学校での交通安全教室、登下校時の地域の見守り活動などが、子どもたちの交通事故防止につながっています。今後も、これらの取組の充実を図り、市民一人ひとりの交通ルール遵守と交通マナー向上の取組を推進することが必要です。
- ・飲酒運転根絶PRや警察の取締強化などにもかかわらず、飲酒運転の検挙者数は減少に転じていません。また、令和2年6月の道路交通法の一部改正により、妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設されました。飲酒運転、妨害運転は犯罪であり、重大な交通事故を引き起こす原因となります。関係機関と協力し、引き続き危険運転根絶への取組が必要です。
- ・安全で快適な交通環境を確保するため、幹線道路や生活道路、通学路など地域の特性に応じて、交通安全施設などの整備を進めることが必要です。
- ・冬期は除雪による堆雪に注意した歩行など、豪雪地帯特有の事情に対応した交通安全教育を幼児期から行うことが必要です。また、交差点付近の見通しを確保した除雪方法など、歩行者の安全・安心に配慮した歩道除雪に努めることも必要です。
- ・自転車は手軽で便利な乗り物として幅広く利用されていますが、重大事故を引き起こす危険も伴います。引き続き、自転車事故の危険性を注意喚起する取組が必要です。



交通安全教室



十日町警察署管内の交通事故発生件数推移

施策の展開

1. 交通安全教育の充実

- ① 高齢者の交通安全意識の向上を図るため、交通安全大会やサポカー*・シニアカー*講習会などを支援するほか、老人クラブや地区公民館などと連携し、参加・実践型の高齢者安全教育を実施します。
- ② 幼少期からの交通安全教育がその後の意識形成の土台となるため、定期的に交通安全教室を実施し、園児や児童はもちろん、引率者も含めた交通安全意識の向上を図ります。
- ③ 十日町地区交通安全協会・学校・事業所・警察・十日町市など関係機関が連携し、きめ細かな交通安全講習会や街頭活動などを実施し、交通ルール遵守や交通マナー向上を図ります。
- ④ 飲酒運転を根絶するため、市民一人ひとりに「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」を強く意識づけ、そのための行動につながるPR活動を強化します。また、あおり運転などの悪質・危険な運転行為の抑止に有効なドライブレコーダーの装着の啓発活動に取り組みます。

【主要事業】交通安全業務委託（安全協会）、都市交通安全対策協議会への支援、交通指導員による交通安全教室、全国交通安全運動街頭指導、飲酒運転根絶PR

2. 道路交通事故対策の実施

- ① 交通危険・事故多発箇所の道路改良や道路標識、ガードレールおよびカーブミラーの設置など、交通安全対策を計画的に実施します。
- ② 信号機の設置や交通指導取締、交通実態に即した適切な交通規制など、地域と連携し、関係機関に対応を働きかけます。

【主要事業】交通事故多発地点点検、カーブミラー設置事業

3. 歩行者への配慮と自転車利用者への注意喚起

- ① 一人ひとりの道路横断時の安全確認徹底や、冬期間の歩行者の安全・安心に配慮した歩道除雪の実施など、歩行者の意識啓発と安全確保を図ります。
- ② 自転車の安全運転と定期的な点検整備の必要性を周知し、自転車保険の加入を促進します。

【主要事業】横断歩行者を守る交通事故防止啓発運動、自転車街頭点検指導

まちづくりの目標値

項 目	現状値 (H27～R元年度の平均値)	目標値 (R3～R7年度の平均値)
十日町警察署管内の交通事故発生件数	81件／年	年間71件以下 (12%減)
交通事故による死傷者数	99人／年	年間84人以下 (15%減)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策34

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策④ 防犯対策の推進

施策の方針

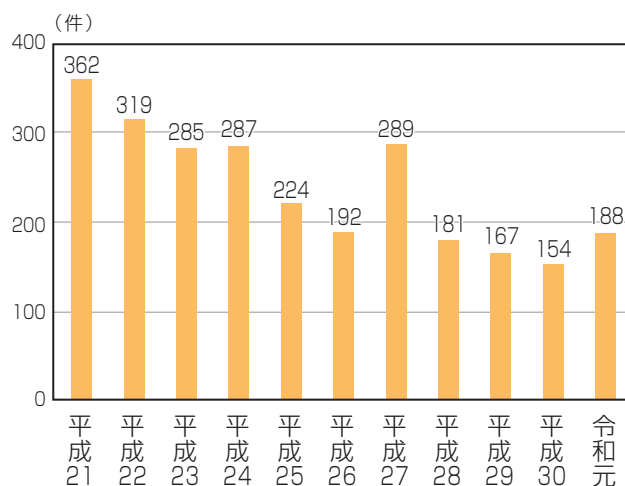
犯罪のないまちづくりを進めるため、関係機関などと連携して市民の防犯意識を高める取組をさらに強化し、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境を整備します。

現状と課題

- ・ 刑法犯の7割近くを占める窃盗による被害は、住宅や乗り物などに鍵が掛けられていないために発生しています。鍵を掛ける習慣の啓発や、地域での「青色回転灯」防犯パトロール、町内へのLED防犯灯の支給などで、被害件数は減少傾向にあります。引き続き市民一人ひとりの防犯意識を高める取組を推進することが必要です。
- ・ 自分の身は自分で守り、地域は地域で守るという、市民の自主的な取組を促進するためには、行政や関係機関の支援が必要です。犯罪が起こりにくい環境を市民・関係機関・行政が一体となって築いていくことが重要です。
- ・ 多重債務・悪質商法による被害や、訪問販売・通信販売などの契約トラブル、インターネットによる不当請求など、消費生活に関する問題が多様化・深刻化しています。このような消費者問題の解決に向けた取組が必要です。
- ・ オレオレ詐欺や還付金詐欺など、特殊詐欺の手口は巧妙化し、被害も高額化しています。また特殊詐欺の被害者は、高齢者だけでなく幅広い年代で増えており、あらゆる手口を想定した防犯対策が必要です。



6月9日ロック（鍵掛け）の日 防犯啓発運動



十日町警察署管内の刑法犯発生件数推移

施策の展開

1. 防犯意識の啓発

- ① 警察などと連携し、「防犯の基本は鍵掛け」と意識づける取組を推進するとともに、防災行政無線やあんしんメールを活用して窃盗・特殊詐欺などの犯罪情報を発信し、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。
- ② 学校や地域での防犯教育を推進し、市民全体で互いに支え合う防犯思想の普及に努めます。

【主要事業】 防災行政無線やあんしんメールによる防犯広報、インターネット犯罪被害防止啓発運動、ロックの日（6月9日）啓発運動

2. 地域・関係機関の連携の強化

- ① 地域防犯組織・警察・学校・保護司会などと密接な連携を図りながら、研修会や防犯環境の点検を実施し、犯罪の防止とともに再犯の防止に努めます。
- ② 夜間の犯罪や事故を防止するため、引き続きLED防犯灯の現物支給事業を進めます。
- ③ 各地域での見守り活動を促進するため、「青色回転灯」を装備した車両での防犯パトロールを普及させます。

【主要事業】 十日町地区連合防犯協会への支援、LED防犯灯現物支給整備事業、青色回転灯防犯パトロール補助金事業、青色回転灯防犯パトロール実施者講習会

3. 消費者保護対策の充実

- ① 多重債務者ほか消費者問題の被害者を救済し、生活再建に導くため、消費生活相談や多重債務相談などに努めます。
- ② 消費者協会などと連携を図り、消費生活センター相談員の専門性を高め、注意喚起とともに特殊詐欺事案の把握に努めます。

【主要事業】 消費者生活相談所設置事業、多重債務相談事業、市民法律相談所設置事業

4. 特殊詐欺被害の防止

- ① 特殊詐欺被害を防ぐため、警察・地域防犯組織・金融機関・福祉関係団体などと連携を強化し、高齢者だけでなく幅広い年代の防犯意識を高める取組を推進します。

【主要事業】 防犯パトロール出発式、年末特別警戒運動

まちづくりの目標値

項 目	現状値	目標値
十日町警察署管内の刑法犯発生件数	196件／年 (H27～R元年度平均)	年間170件以下(13%減) (R3～7年度平均)
消費生活講習会の実施回数	8回／年 (R元年度)	12回／年 (R7年度)

施策35
基本方針3 | 安全・安心なまちづくり
政策2 生涯元気で健やかに暮らせるまち
施策① 健康づくりの推進
施策の方針

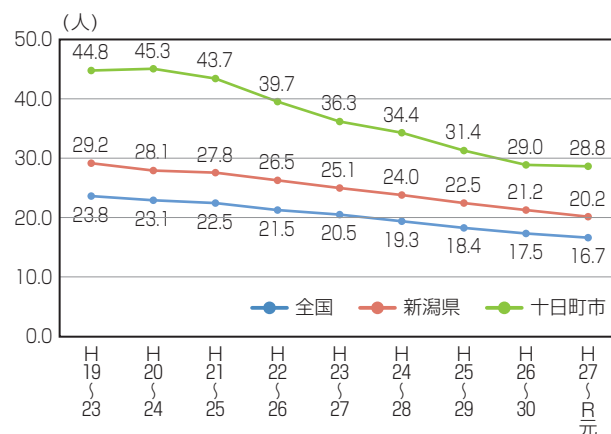
市民の健康寿命を延ばすため、疾病を早期に発見することで、適正受診に結び付けます。また、生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組と、こころの健康対策に重点を置いた健康づくり事業を推進します。

現状と課題

- 生活習慣に起因する疾病の、がん（悪性新生物）・脳血管疾患・心疾患による死亡者数は、依然として5割を超えています。これら生活習慣病の重症化を防ぐため、平成28年からハイリスクアプローチ*として、保健師による特定健診後の緊急訪問や、糖尿病治療中断者の医療機関受診勧奨の実施、また、医師会や運動指導者などと連携し、知識啓発や指導を行ってきました。引き続き住民健診の受診率向上や健診後の保健指導、食生活改善、運動習慣の定着化、歯や口の健康づくりなどに取り組むことが必要です。
- がんは死因の第1位で、全体の25%を占めます。検診による早期発見から適正受診へとつなげるため、これまでがん検診対象年齢の初年度の無料化や未受診者への勧奨を実施したことで、がん検診受診率は新潟県と比較して高い状況にあります。また、平成28年度から医師会と連携し、ピロリ菌抗体検査に取り組み、胃がん予防にも努めています。引き続き検診の必要性を周知し、積極的な受診勧奨を行うことが必要です。
- 十日町市内の自殺死亡率は、これまでの総合的な取組で減少傾向にあるものの、国や新潟県の平均と比較して高い割合にあり、自殺対策は喫緊の課題です。このため、平成31年3月に十日町市自殺対策推進計画を策定し、自殺対策における現状と課題を明らかにし、予防に取り組んでいます。今後、関係機関との連携をより一層強化し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。



健康ポイント事業


 国・県・市の5年平均自殺死亡率
 （人口10万対）推移

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 健康づくり意識の啓発

- ① 市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、主体的に身体とこころの健康づくりに取り組むことができるよう健康教育・健康相談を実施します。また医師会や運動指導者などと連携し、知識啓発に取り組み、生活習慣病予防に努めます。

【主要事業】健康づくり推進事業、健康相談事業

2. 健康づくり推進体制の充実

- ① 健康づくりの担い手となるヘルスメイト*を育成し、市民の身近なリーダーとして、食育の推進や食生活の改善など、広く地域に伝達・普及する活動を支援します。
- ② 働き盛り世代の健康づくりのため、地域スポーツクラブなどと連携し、継続的に健康づくりに取り組めるよう支援します。【戦5－②】

【主要事業】健康ポイント事業、健康教育事業

3. 保健事業の充実

- ① 疾病の早期発見・適正受診のため、検診の必要性の周知や未受診者への受診勧奨を行います。また、保健指導など健診後のフォローの充実を図ります。【戦5－①】
- ② 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。
- ③ 歯周病やむし歯による歯の喪失を防ぐため、歯科健診の充実を図り、生活習慣病に係る歯周病予防や口腔ケアの啓発に努めます。
- ④ 感染のおそれがある疾病の予防およびまん延を防ぐために、各種予防接種を実施します。

【主要事業】健康診査事業、各種がん検診事業、訪問指導事業、生涯健康サポート事業、歯科保健事業、予防接種事業

4. こころの健康対策

- ① 自殺者数の多い「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営に問題を抱える人」に、「生きることの支援*」に関する取組を推進します。
- ② こころの健康を支える取組として、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成、精神疾患に係る相談連絡体制の強化を図ります。

【主要事業】地域精神保健促進事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
胃がん検診受診率	9.3%	10%
自殺死亡率の減少（10万人当たり）	28.8人／年 （H27～R元平均）	20.2人／年 （R3～7平均）

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策36

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策2 生涯元気で健やかに暮らせるまち

施策② 地域医療の充実

施策の方針

市民が安心して医療を受けられるための体制整備を推進するとともに、新潟県立病院、医師会および新潟県立十日町看護専門学校との連携を図りながら、地域に必要な医療および介護従事者の確保に努めます。

現状と課題

- ・十日町市の人口10万人当たりの医師数は、111.9人（新潟県平均210.5人）、看護職員数は1,023.9人（新潟県平均1,160.1人）という状況（平成30年12月31日現在）にあります。
- ・平成27年6月に魚沼基幹病院が開院し、魚沼圏域の三次救急および高度急性期の機能が確保され、新潟県立病院や診療所との役割分担により、圏域内で完結できる医療体制が整いました。しかし、地域医療の充実のためには、医療従事者のさらなる確保・定着が必要なことから、十日町市独自の支援事業により、診療所の新規開業や後継につなげたほか、地元出身医師への働きかけにより、医師3名を確保するなど、医療体制の維持に一定の成果をあげました。
- ・医療と福祉の連携拠点として、令和2年に医療福祉総合センターを開設しました。この医療福祉総合センターには、新潟県立十日町看護専門学校が併設されるとともに、休日一次救急診療センターなどの診療所の役割を担える機能を有しています。
- ・新潟県立十日町病院は、平成28年5月の部分開院を経て、令和2年9月に新病棟が完成し、全棟開院しました。一方で、市内の病院が診療所に移行するなど病床数は減少傾向にあります。新潟県立松代病院においては地域の人口減少に伴い、入院・通院患者が減少しており、山間地における医療体制の確保・存続に向けた取組が必要です。
- ・地域の精神科入院病棟の閉鎖により、市民には強い不安があるため、緊急時に対応できる病院機能の確保が求められています。
- ・新型コロナウイルスなどの感染症が国内外で発生し、社会生活に大きな影響を与えています。このような状況に対応できる危機管理体制の構築と医療提供体制の整備が必要です。



新潟県立十日町看護専門学校



PCR検査

施策の展開

1. 医療従事者の確保

- ① 医師確保策として、市内病院で勤務する若手医師の研究資金貸与や医学生の研修支援などを継続的に実施します。また、看護職員などの確保策として、修学生の資金貸与や市内の就業者の支援などを実施します。
- ② 新潟県立十日町看護専門学校の学生確保のため、学生の支援を実施するとともに、学校との連携を推進します。
- ③ 医療従事者の定着に向けた活動を実践するボランティア活動を応援します。

【主要事業】 医師派遣大学寄附事業、医師研究資金貸与事業、地域医療等維持確保支援事業、看護師・理学療法士等修学資金貸与事業、看護・介護職員就業支度金支給支援事業、看護学生支援事業

2. 医療施設整備などの充実

- ① 二次医療を担うほか、幅広い診療機能を有する地域中核病院としての新潟県立十日町病院を支援します。
- ② 医療施設整備等支援事業を活用し、市内で新たに開業する医師、市内診療所を後継する医師および既に開業している医師への支援に努めます。
- ③ 新潟県立松代病院は、高齢化率の高い地域において、訪問診療・訪問看護などを実施するなど近隣の自治体に暮らす住民にとっても重要な医療機関であることから、県営での維持・存続を新潟県へ働きかけます。
- ④ 精神病床を有する医療機関の整備を国・新潟県へ働きかけます。

【主要事業】 医療施設整備等支援事業

3. 医療体制の充実強化

- ① 医療福祉総合センターを拠点に活動する新潟大学寄附講座「十日町いきいきエイジング講座」*と連携し、持続可能な地域医療提供体制を構築します。
- ② 医療機関や医師会、薬剤師会などの協力を得ながら、休日一次救急診療センターを運営するとともに、通常の診療時間に適正な診療科で受診する適正受診の啓発を行います。
- ③ 「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神医療の理念を踏まえ、圏域外の医療機関とも連携し、在宅医療を支える仕組みを構築するなど、継続して診療が受けられる医療体制を整備します。
- ④ 災害時や新たな感染症に対応するため、医療機関や医師会との連携を強化し、緊急時の医療体制維持に努めます。

【主要事業】 医療福祉総合センター運営事業、休日一次救急診療センター事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
看護師などの医療職の地元就業者数	4人	10人

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策37

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策2 生涯元気で健やかに暮らせるまち

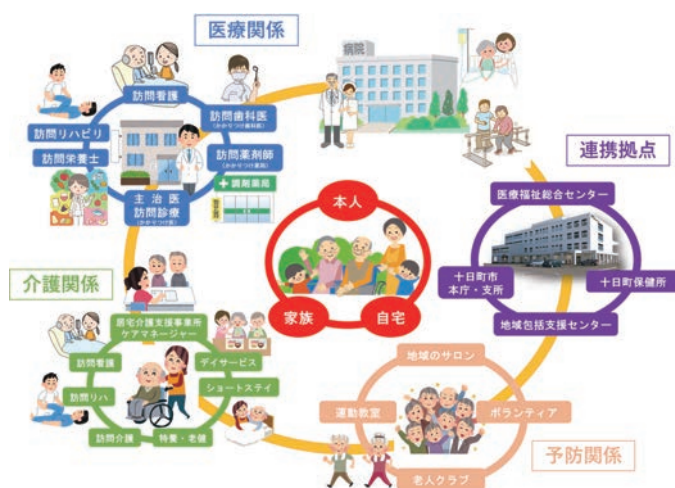
施策③ 地域包括ケアシステム*の推進

施策の方針

市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療福祉総合センターを拠点に関係機関と連携し、医療・介護・予防・住まい、および生活支援サービスを一体的に提供する、「地域包括ケアシステム」を推進します。

現状と課題

- ・十日町市の高齢者人口（65歳以上）は、令和2年（2020年）にピークとなり、また75歳以上人口は、令和12年（2030年）にピークを迎えます。このことから、医療や介護の需要が一層増加することが見込まれるため、地域包括ケアシステムを構築することが必要です。
- ・地域が抱える課題は、多様化かつ複雑化しており、保健・医療・福祉の分野に限らず、社会全体で受け止めて考えていく必要があります。
- ・中山間地域を多く抱え、また医療・介護・福祉に従事する人材が不足している十日町市では、病院や施設を過度に整備・補強するのではなく、自宅で安心して療養できる体制をつくる必要があります。令和元年10月には、新潟大学と寄附講座「十日町いきいきエイジング講座」*の協定を締結し、高齢化が進む山間地でも、継続的に医療などのサービスが受けられる仕組みづくりの研究を進めています。
- ・医療と福祉を取り巻く環境の変化に伴い、複合的な問題やどこに相談すべきか分からない困り事を抱える人たちも多く、個々の機関では対応し切れないケースが増加しています。こうした社会環境の変化に対応するため、専門職間で連携し、さまざまなケースに応じた支援を検討することが必要です。



地域包括ケアシステムのイメージ図



出向くケアと医療*

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 地域包括ケアシステム推進体制の整備

- ① 医療福祉総合センターを拠点に、高齢・障がい・福祉などに関する相談内容を集約するとともに、各種相談事業所などが抱える課題を分析し、その課題解決に向け、さまざまな機関が具体的な対策を協議できる体制を整備します。【戦5－③】
- ② 高齢者福祉および地域医療の充実のため、地域包括ケアシステムの充実を図り、一体的なサービスの提供を推進します。【戦5－③】

【主要事業】医療福祉総合センター管理運営事業、生活支援体制整備事業

2. 出向くケアと医療の仕組みづくり

- ① 新潟大学寄附講座と連携し、市民の健康状態や生活の満足度、地域の医療体制・訪問看護体制などの現状を把握します。また、山間地や高齢化集落に対しても、持続可能なサービスを提供できるよう、「出向くケアと医療」の仕組みを構築します。【戦5－③】
- ② 「出向くケアと医療」の仕組みにあわせ、新潟県立十日町病院や新潟県立松代病院、医師会などと連携し、訪問診療や訪問看護などのサービスを提供できる体制を構築します。

【主要事業】医療福祉総合センター管理運営事業、新潟大学寄附講座事業

3. 医療と福祉の連携拠点を整備

- ① 医療福祉総合センター内に医療福祉相談窓口を設置し、住民や支援者の相談に応じます。また、複合的な問題は、支援者間の調整を図り、関係機関が連携できる支援体制を整備します。
- ② 医療福祉総合センター内で各種研修会を開催し、医療・福祉・介護分野の人材育成を図ります。また、医療と介護の連携強化に向け、専門職が集える環境を整備します。
- ③ 介護予防型地域ケア会議などにより、高齢者の健康状態の改善や生活の課題解決による自立を促進し、QOL（生活の質）の向上につなげます。また、支援者のスキルアップや支援者間の連携強化を図ります。

【主要事業】医療福祉総合センター管理運営事業、在宅医療・介護連携推進事業、介護予防型地域ケア会議

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
市立訪問看護ステーション	0か所	1か所

施策38



基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策3 環境にやさしく自然と調和するまち

施策① 脱炭素・循環型社会の推進

施策の方針

脱炭素・循環型社会を構築する取組として、ごみの減量化および再資源化の推進と、太陽光・水力・地中熱などの自然エネルギーや、森林資源・生ごみなどのバイオマス資源*を活用した、再生可能エネルギーの創出を推進します。

現状と課題

- ・地球温暖化対策は世界的な課題であり、市民一人ひとりが解決に向けて取り組む必要があります。十日町市は、「十日町市地球温暖化対策実行計画」で、2025年の二酸化炭素排出量を2013年度比で43%以上の削減を目指しています。さらに2050年には、「ゼロカーボンシティ*」の実現を目指しており、そのためには、再生可能エネルギーの最大限の創出、省エネルギー、森林整備による温暖化対策など、幅広い分野での取組が必要です。
- ・バイオマス産業都市構想を推進するため、公共施設への森林資源を利用した設備の導入や使用済み紙おむつ燃料化実証事業など、バイオマス資源の利用に取り組んでいます。また、松之山温泉地熱バイナリー発電事業の民間事業者との事業化など、自然エネルギー利用への施策を進めています。市内電力消費量の30%相当を再生可能エネルギーで創出する目標の達成には、民間事業者の発電事業などへの参入のほか、行政・市民・民間が一体となって再生可能エネルギー利用を推進することが必要です。
- ・エコポイント事業は、マイバック持参の普及によるレジ袋削減など、市民の環境意識向上に大きな成果を上げ終了しました。また、ごみ減量意識の向上により分別回収の徹底や3R*の取組が浸透し、ごみの排出量は年々減少しています。限りある資源の有効利用や環境負荷の少ない循環型社会の構築のため、今後も継続して市民や事業者への普及啓発が必要です。
- ・ごみ焼却施設（十日町市エコクリーンセンター）の大規模改修の完了により、津南地域衛生施設組合で処理していた中里地域と松之山地域の「ごみ」の処理を本市施設で行うようになりました。加えて、「し尿」の処理についても令和3年4月から本市施設で行うようになります。今後は効率化を図るため、津南地域衛生施設組合の「ごみ」や「し尿」について、受入体制の検討が必要です。



使用済み紙おむつ燃料化実証事業に着手



次期一般廃棄物最終処分場完成イメージ図

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 再生可能エネルギー導入・省エネルギー対策の推進、二酸化炭素排出量の削減

- ① 太陽光・水力・地中熱などの自然エネルギーや、森林資源・生ごみなどのバイオマス資源を活用した発電および熱利用を推進し、脱炭素社会の形成を目指します。【戦4－①】
- ② 化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへの利用転換を推進するため、市民や事業者の環境意識向上を目的とした情報発信や環境啓発活動を行います。【戦4－②】
- ③ 森林整備による二酸化炭素の吸収や次世代自動車の導入促進などにより、2050年の「ゼロカーボンシティ」実現を目指し、「地球温暖化対策推進」の取組を進めます。

【主要事業】再生可能エネルギー活用推進事業、再生可能エネルギー活用促進補助事業、水力発電推進事業、バイオマス利活用推進事業

2. ごみ減量化・リサイクルの推進

- ① 環境にやさしい資源循環型社会の構築を目指し、3Rの普及啓発を通じて、市民や事業所からのごみ排出量削減をさらに推進します。
- ② ごみの分別収集方法を、「ごみ便利帳」、ホームページやスマートフォンアプリなどを活用し、市民に分かりやすく情報提供します。

3. ごみ焼却処理、し尿処理の一元化

- ① ごみ焼却施設（十日町市エコクリーンセンター）の改修を計画的に進め、施設の延命化に努めます。
- ② 中里地域・松之山地域のし尿処理を、し尿前処理施設で一元処理し、経費削減を図ります。また、津南地域衛生施設組合のごみの受入体制を整えます。

4. 次期一般廃棄物最終処分場の整備と霧谷管理型最終処分場の管理

- ① 廃棄物の飛散やにおいの拡散防止など、環境保全対策に優れ、通年利用できるクローズド型（屋根付き）の次期一般廃棄物最終処分場の整備を進めます。
- ② 次期一般廃棄物最終処分場では、埋立てごみの破碎や資源物の回収で減量化を図り、施設の延命化に努めます。
- ③ 埋立てが完了した霧谷管理型最終処分場の水処理施設など、浸出水の適正処理に努めます。

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
再生可能エネルギーの創出量	7,068MWh／年	90,000MWh／年 (市内消費電力の30%相当)
温室効果ガス排出量（市内全域）	244,237 t -CO ₂	173,872 t -CO ₂
一般廃棄物再資源化率	19.7%	34%
一般廃棄物（ごみ）排出量	17,946 t／年	17,000 t／年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策39



基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策3 環境にやさしく自然と調和するまち

施策② 豊かな自然環境の保全

施策の方針

豊かな自然環境の保全や自然生態系を維持し、河川・山林・里山の適正な管理を図り、やすらぎと潤いのある空間の整備に努めます。

現状と課題

- ・十日町市は、信濃川やブナ林に代表される森林など豊かな自然に恵まれており、貴重種をはじめ多様な野生動物が生息・生育しています。この恵まれた自然景観や自然生態系を未来に残すため、人と豊かな自然が共生する社会づくりが必要です。
- ・河川敷や道路沿いのごみ拾いを行う「クリーン作戦」の実施日を統一し、環境保全への連帯感と美化意識の向上に取り組んできました。また、十日町市民環境会議をはじめとした市内の多様な組織・団体が自然環境の保全活動を実践し、多くの市民が参加しています。今後も豊かな自然環境や自然生態系を維持するために、一人ひとりの環境保全意識を一層高める取組が必要です。
- ・環境問題は、日常生活や産業活動のなかのさまざまな要因で発生しており、十日町市でも水質汚濁・騒音・振動・悪臭などの公害が発生しています。関係者の努力により件数は年々減少傾向にありますが、引き続き環境監視などの取組が必要です。さらに、課題解決を推進するため、市民・事業者・行政の協働の仕組みづくりが必要です。
- ・市民一人ひとりが、環境保全の重要性について意識を深めることが重要です。自然とのふれあいを通じ、身近な環境問題を学ぶことのできる機会を設けることが必要です。



クリーン作戦（信濃川河川敷）



環境フェア

施策の展開

1. 自然環境の保全

- ① 都市部との交流促進やボランティアの育成、環境保護団体や発電事業関係者との協力などで、市内外の人たちと一体になった自然環境維持・保全活動を支援します。
- ② 不法投棄を防ぐため、啓発看板設置や環境パトロールの活動を支援します。

【主要事業】 自然生態系維持・保全事業、クリーン作戦

2. 安心して暮らせる生活環境づくり

- ① 水質汚濁・騒音・振動・悪臭などに対する環境監視および指導を引き続き実施し、地域の実情に応じた環境の保全に努めます。
- ② 重金属などの有害物質を含むごみの分別収集を徹底し、土壌・地下水汚染の未然防止に努めます。

【主要事業】 騒音・振動・悪臭対策事業

3. 環境保全の意識啓発

- ① 探鳥会やトレッキングをはじめ、植物・昆虫・水中生物などの自然観察会を実施し、環境の大切さを学ぶ機会を充実させます。
- ② サケの稚魚放流活動などを通じ、河川環境への関心を高めます。
- ③ 環境講演会や環境フェアを開催し、環境問題に関する意識啓発を行うとともに、市民の関心と理解をさらに深めるため、広報紙やホームページを活用し、自然と共生した暮らしの情報提供を行います。

【主要事業】 環境啓発推進事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
環境美化運動参加者数 （クリーン作戦、環境衛生推進協議会運営委員 美化活動）	2,829人／年	2,900人／年
苦情処理件数 （水質汚濁、騒音、振動、悪臭、大気・土壌汚染、 不法投棄、その他）	51件／年	年間40件以下 （21%減）



施策40

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策3 環境にやさしく自然と調和するまち

施策③ 水資源の確保・活用

施策の方針

水の安定供給や適正な地下水利用を図るため、地下水の節水や水源かん養に努めます。また、信濃川や清津川の維持流量確保に努めるとともに、市民が気軽に河川を利活用できるよう、河川環境の整備を推進します。

現状と課題

- ・十日町市の水の供給は、地下水と河川水に依存しており、長期的に安定した水源の確保を図ることが必要です。
- ・市街地をはじめ、地下水位の低下が問題となっている地域では、消雪パイプに節水タイマーを設置するなど、地下水の適正利用・保全に努めています。今後も継続的に地下水の節水対策を推進するとともに、山林や農地の保全による水源かん養を促進することが必要です。
- ・流雪溝の水源として、主に河川水を利用しています。引き続き除排雪に有効な流雪溝の整備を進めるとともに、河川水の再利用など、水の有効活用を推進することが必要です。
- ・十日町市にとって貴重な地域資源である信濃川は、発電のために多くの水が使われたことで、河川環境が悪化し、市民と信濃川との関わりが希薄になっていました。平成27年に一定の維持流量が確保され、河川環境の改善が見られてからは、市民の目が再び信濃川に向けられ、水辺空間を利用したラフティングなど民間活動が行われるようになりました。今後も、観光や市民交流などの分野で水辺の利活用が進むよう、河川環境の維持・改善を図ることが必要です。
- ・発電のために、清津川から取水された水が魚野川に放流されています。これを改善するための試験放流で清津川の河川環境は改善され、清津川フレッシュパークでは多くのにぎわいが生まれています。地域や観光振興に必要な流量を確保するため、試験放流の状況を見ながら、関係者との調整を進めることが必要です。



消雪パイプと節水タイマー



清津川で行われるさかなまつり

施策の展開

1. 水資源の確保と有効活用

- ① 長期水需給計画に基づき、今後も水資源の確保と安定した水供給に努めます。
- ② 地下水位の低下が問題となっている地域では、地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプへの節水タイマー設置を拡充するなど地下水の節水対策を推進します。
- ③ 山林や農地の保全管理に努め、河川水と地下水の汚染防止や水源かん養を促進します。
- ④ 流雪溝用水として使用した河川水を再利用するなど、水の有効活用に努めます。

【主要事業】水資源保護対策事業（消雪パイプ節水対策、流雪溝用水再利用）

2. 河川環境の整備と利活用

- ① 市民による河川環境の保全および河川利用に関する活動を支援します。
- ② 信濃川や清津川には、豊かさや潤いを与える水辺環境があります。これらの環境と市民が気軽にふれあい、活用できるよう、水辺空間を整備するとともに、観光振興にも生かします。
- ③ 新潟県、南魚沼市と連携し、今後の清津川のあるべき姿を検討します。

【主要事業】河川環境整備事業、信濃川親水化整備事業、信濃川生涯学習関連事業、越後田舎体験事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
消雪パイプ用節水タイマーの設置数	21か所	43か所
水辺の利用者数	2,488人／年	3,120人／年

施策41

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策① 道路網の整備

施策の方針

上越魚沼地域振興快速道路の早期完成を働きかけるとともに、十日町インターチェンジ（仮称）へのアクセス道整備やインターチェンジ周辺整備を進めるための土地利用計画を策定し、受入態勢を整えます。また、国・県道の未改良区間や危険個所の解消に向けた取組を強化するとともに、効率的な市道の整備や道路施設の老朽化対策を推進します。

現状と課題

- ・「上越魚沼地域振興快速道路」は、上越市と南魚沼市を結ぶ災害に強く信頼できる地域高規格道路として、着実に整備が進められています。平成29年度には「八箇峠道路」の八箇～野田間が開通し、交通の難所である八箇峠の交通障害が解消されました。広域交通ネットワークの形成に向け、「八箇峠道路」の六日町バイパスまでの全線供用開始と、国の直轄権限代行で事業化された、「十日町道路」の整備促進に向けた取組の強化が必要です。
- ・道路ネットワークの骨格となる国・県道では、現在、国道403号の池尻室野間や国道353号の松之山新山工区、国道117号の歩道整備、そして県道中条田川線の街路事業など大規模な事業が実施されています。しかし、依然として沢沿いや峠越えの路線が多く、雨や雪による災害で通行が規制される区間を抱えています。年間を通じて安全・安心に通行できる道路の確保のため、危険個所の早期解消が必要です。
- ・地域の活動を支える市道の整備は、優先度などを考慮しながら計画的に進めています。円滑な交通と住環境の改善につながる市道整備への市民の期待は大きく、今後はより計画的かつ効果的な整備が必要です。
- ・通学路交通安全プログラムや未就学児緊急安全点検などにより、歩行者の安全対策に努めていますが、交通量が多い幹線道路は、対策が不十分な区間が多く残っています。通学路や商業地を中心に、歩行者や自転車の安全対策を進める必要があります。
- ・老朽化が進む橋りょうなど道路施設は、定期的な安全点検の結果に基づき、計画的に修繕・更新を進めています。しかし、多くの施設が今後集中的に更新の時期を迎えるため、より効率的な維持管理を行うことが必要です。



拡幅予定の稲荷町踏切



定期的に行う橋りょう点検

施策の展開

1. 地域高規格道路整備の促進

- ① 「上越魚沼地域振興快速道路」は、沿線の自治体との連携を図りながら、整備区間の早期完成と未着手区間の早期事業化に向け、関係機関に強く働きかけます。
- ② 平成29年度に八箇～野田間が開通した「八箇峠道路」は、六日町バイパスまでの全線供用開始に向け取組を強化します。
- ③ 国の直轄権限代行により事業化された、八箇～北鎧坂間「十日町道路」の整備促進に向けた取組を強化し、新潟県と連携しながら確実に推進します。
- ④ 十日町インターチェンジ（仮称）周辺の土地利用基本計画を策定するとともに、インターチェンジへのアクセス道である市道高山水沢線の整備を進めます。

【主要事業】 道路整備事業、十日町インターチェンジ（仮称）周辺土地利用基本計画策定

2. 国・県道整備の促進

- ① 国・県道は、災害や雪による孤立集落や交通の遮断、事前通行規制区間の解消を優先し、あわせて円滑な交通の確保や地域活力の支援のため、未改良区間と危険箇所の早期整備を関係機関に働きかけます。

3. 市道整備の推進

- ① 国・県道の役割を補完する幹線道路は、利便性と安全性の向上を目的に、効率的な道路整備を進めます。
- ② 生活道路は、雪対策を含めた住環境の改善のため、投資効果を踏まえた路線選定を行ったうえで、計画的な整備を図ります。

【主要事業】 道路整備事業

4. 歩行者・自転車の安全対策

- ① 国・県道は、歩行者の安全対策が急務となる歩道の整備と、歩道幅員狭小区間の早期解消を新潟県に働きかけます。
- ② 市道は、通学路や商業施設周辺を中心に、歩道の整備と路肩の拡幅を進め、安全な歩行空間の確保やバリアフリー対策を進めます。

【主要事業】 通学路交通安全対策事業

5. 道路施設の老朽化対策

- ① 施設の安全性を確認するため、橋りょう・トンネル・スノーシェッドについては5年に1回、そのほかの構造物についても適切な時期に点検を実施します。
- ② 効率的な維持管理・更新を行うため、点検結果をもとに長寿命化修繕計画を更新しながら、計画的に修繕を実施します。

【主要事業】 道路メンテナンス事業（施設の点検、橋りょう修繕、舗装修繕）

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
道路改良延長（H27からの累計値）	12.9km	20.8km
歩道整備延長（のべ延長）	45.8km	47.8km
橋りょう長寿命化修繕数（H27からの累計値）	12橋	34橋



施策42

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策② 上下水道の整備

施策の方針

安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した水道施設の更新を行うとともに、良好な水源と水質の確保に努めます。また、快適な市民生活を支え、公共用水域の水質保全のため、下水道施設の計画的な更新を行うとともに、さらなる水洗化率の向上を図ります。

上下水道事業の全てに地方公営企業法を適用したことに伴い、上下水道事業経営の健全化を進めます。

現状と課題

- ・水道については、老朽化した施設や管路が多いことから、十日町浄水場の改築、老朽化した施設の更新、主要管路の耐震化を中心に計画的に進めてきました。今後も安定給水を確保するため、計画的に老朽化した施設や管路の整備更新を進めることが必要です。また、山間部の水道未普及地域では浅井戸や“わき水”などを水源としているため、水質・水量とも不安定な状況です。このため、清津峡地域では、令和元年度から水道施設の整備を開始しました。安全で安定的な生活用水の供給を行うため、早期供用開始に向け、計画的に整備を進めることが必要です。
- ・下水道については、公共用水域の保全や生活環境整備の充実を図るため、老朽化した処理場や管路施設の更新と耐震化に取り組んできました。今後も計画的に改築更新、施設の統廃合を実施し、維持管理費の低減と施設管理の効率化を図ることが必要です。また、近年頻発する集中豪雨による浸水被害対策として、浸水ハザードマップの作成による災害時のリスク情報の公開や雨水管渠の整備を進めてきました。上下水道ともに防災・減災対策が急務となっています。
- ・集合処理計画区域外では、合併処理浄化槽*の施設整備が遅れているため、補助金を活用した整備の促進を図ってきました。水洗化率の向上のため、今後も普及啓発を図ることが必要です。
- ・平成24年度から料金徴収業務を民間に委託し、職員数の削減や収納率の向上による経営改善を図ってきました。また、人口減少により上下水道使用量が減少し、使用料金が減収するなか、経営状況を明確にするため、令和2年度に上下水道事業の全てに地方公営企業法を適用しました。今後は経営基盤の強化と市民サービス向上のため、さらなる経営改善を進めることが必要です。



十日町浄水場（平成31年3月完成）



主要管路の耐震化

施策の展開

※【戦〇ー〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 水道施設の整備

- ① 生活用水の安定給水を確保するため、水源や浄水場などの老朽化した施設を計画的に更新・改良し耐震化を進めます。管路については、病院・避難所などの重要施設へつながる主要管路の耐震化、並びに老朽管の更新を優先して進めます。
- ② 水道未普及地域の安定した生活用水確保のため、それぞれの地域の水需給状況などの変化を把握し、施設整備を計画的に行います。

【主要事業】上水道老朽管更新事業、上水道耐震化事業、未普及地域解消事業、十日町浄水場改築事業

2. 下水道施設の整備

- ① 老朽化した、処理場・管路施設の耐震化や機能向上を図るため、長寿命化支援制度および機能強化支援制度を活用し、計画的な施設改築または施設統合を進めます。
- ② 近年の頻発する集中豪雨による浸水被害が顕著な下島地区の雨水渠整備を計画的に進め、防災・減災対策に取り組みます。
- ③ 消化ガスや下水熱などの再生可能エネルギー利用の実現に向け、引き続き調査に取り組みます。

【戦4－①】

【主要事業】十日町市下水処理センター・松代浄化センター設備更新事業、農業集落排水施設（鐙島地区）の特環公共下水道統合事業、公共下水道浸水対策事業

3. 合併浄化槽の整備

- ① 集合処理計画区域外の水質保全や生活環境の充実を図るため、合併処理浄化槽の整備を進めます。

【主要事業】循環型社会形成推進事業

4. 上下水道事業経営の健全化

- ① 持続可能な事業運営を行うため、計画的な施設の統廃合や更新、官民連携や近隣自治体との広域化を検討します。また、料金改定を含めた経営改善に取り組みます。

【主要事業】広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、料金の適正化

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
<u>有 収 率</u> （料金対象水量÷年間総配水量）	88.3%	92%
<u>水洗化率</u> （水洗化人口÷処理人口）	94.3%	97%

施策43

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策③ 生活交通の確保・利便性の向上

施策の方針

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基幹系路線バスや鉄道輸送の確保とあわせ、中山間地域の新たな交通システムの構築など、地域の実情に即した生活交通の確保と利便性の向上を図ります。

現状と課題

- ・人口減少や自家用車の保有率増加で、路線バスを中心とする公共交通機関の利用者は年々減少しています。また、高齢化による路線バスの運転手不足も深刻な問題となっており、不採算路線からの交通事業者の撤退が進み、生活交通の維持・確保は大きな課題となっています。
- ・十日町市は「路線バス」への補助とともに、中山間地域では「市営バス」や「乗合タクシー」を運行し、地域の実情に即した路線編成や運営体制に改善するなど、公共交通空白地域の解消、生活交通の維持・確保に取り組んできました。また利用拡大の面では、近隣自治体と連携し、既存路線の延伸による自治体間の接続の改善や、若者の利用促進を目的にスマートフォン定期券の導入などを実施していますが、さらなる利用促進策が必要です。
- ・北越急行(株)は、特急はくたかが廃止になったことで、今後20年以内に総合資金が底を突きかねない大変厳しい状況にあります。地域にとって重要な公共交通であるほくほく線の運行を今後も維持していくためには、観光分野などと連携した施策をさらに展開するとともに、新潟県・関係市町村が一体となり、さまざまな支援・振興策に取り組む必要があります。
- ・生活交通の利便性向上や利用促進を図るためには、交通事業者、沿線地域と新潟県・関係市町村が連携し、適切な組み合わせの交通手段を確保するとともに、同時に公共交通の利用をPRすることが必要です。



市営バス六箇線運行



ほくほく線車内の様子

施策の展開

1. 基幹系路線バスの維持・確保

- ① 国道117号や253号、353号、主要地方道小千谷十日町津南線を運行する、比較的利用者の多い基幹系路線バスの維持・確保に努めます。
- ② 基幹系路線バスを維持するため、交通事業者や国・新潟県と連携・分担しながら、必要な支援措置を実施し、利便性の確保に努めます。

【主要事業】生活交通確保対策補助事業

2. 市営バス・乗合タクシーなどの運行

- ① 通院や通学、買い物などの日常生活に不可欠な輸送を最優先に、交通事業者や福祉有償運送*事業者などと連携し、地域の実情に即した生活交通の確保に努めます。
- ② 小中学校の再編が進んだ場合、スクールバス運行の大幅な変更が想定されるため、生活交通路線の見直しも必要となります。一定程度の利用が見込める路線は、スクール混乗型市営バスを運行させるなど、関係部局と連携しながらバス運行体制の整備を適切に行います。
- ③ 一定程度の利用が見込めない市営バス路線は、地域ニーズに即した乗合タクシーに移行させるなど、適切な輸送サービスのあり方を検討したうえで、必要な見直しを行います。
- ④ 中山間地域は、地域に密着した乗合タクシーとして、A I *などの先端技術を活用したデマンド型交通*の導入を進め、利便性の向上を図ります。

【主要事業】市営バス運行事業、予約型乗合タクシー運行事業、新モビリティサービス関連事業

3. 持続可能な鉄道輸送への支援

- ① 飯山線とほくほく線は、沿線地域と連携し、マイレール意識*を高めるための施策を実施し、利便性の向上と利用促進を図ります。
- ② ほくほく線が継続的に安定運行されるよう、北越急行(株)の自主的な取組を促しながらさまざまな支援策を講じます。国の支援制度を活用するほか、新潟県・関係市町村が連携し、持続可能な経営が図られるよう支援します。

【主要事業】ほくほく線安全輸送設備等整備補助事業、ほくほく線沿線地域振興連絡協議会の開催

4. 公共交通の利用促進

- ① 市民生活に直結する路線バスや市営バスなどだけでなく、鉄道事業者を含む全ての公共交通機関と連携し、沿線住民と地域の実情に即した公共交通のあり方を検討しながら、「乗って支える公共交通」の意識を醸成して利用促進に努めます。

【主要事業】公共交通マップ作成、地域公共交通会議の開催

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
十日町駅の乗車数	飯 山 線： 481人／日 ほくほく線： 936人／日	飯 山 線： 500人／日 ほくほく線： 1,000人／日
市営バス・乗合タクシーの利用者数	市 営 バ ス：11,079人／年 乗合タクシー： 2,040人／年	市 営 バ ス：12,000人／年 乗合タクシー： 2,300人／年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策44

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策④ 住宅・公園などの整備

施策の方針

高齢者や障がい者に配慮した生活支援型住宅*など、ニーズにあった住宅・宅地の供給を推進するとともに、公営住宅などの長寿命化を図ります。また、市民の憩いの空間であるとともに、災害時に活用できるオープンスペースともなる公園・広場の確保と公園施設のバリアフリー化や老朽化対策を推進します。

現状と課題

- ・ 高齢化の進展や若者の転出など、社会状況が大きく変化するなか、高齢者や障がい者に配慮した生活支援型住宅など、多様なニーズに対応した住宅施策を進める必要があります。また、住宅取得は安価な用地の供給が少ないため、居住水準を確保する優良宅地の供給を促進することが課題となっています。
- ・ 公営住宅については、単身者の入居条件の緩和や、長寿命化を図るための屋上防水や外壁塗装などの大規模改修を行ってきました。継続的に維持管理するため、人口減少などによる需要の減少を見据え、建物本体や設備など、さまざまな長寿命化対策を計画的に進める必要があります。
- ・ 中越大震災や長野県北部地震では、昭和56年以前の旧建築基準法で建築された住宅に多くの被害が発生しました。住宅耐震化は生命を守る基礎であることから、平成17年から木造住宅の耐震対策事業を実施しています。まだ多くの家屋で耐震診断や耐震改修が実施されていない状況にあるため、市民への周知を図り、耐震化を促進することが必要です。
- ・ 桂公園やナカゴグリーンパークなど各地域の公園・広場の充実や、博物館に隣接した緑の広場や児童センターめごろんどのしばふ広場など、市民の憩いの場や子どもの遊び場の整備に努めてきました。引き続き誰もが安全・安心に利用できるよう、公園・広場・緑道の整備を図るとともに、公園施設のバリアフリー化や老朽化対策を実施する必要があります。



公営住宅「市営四日町住宅」



博物館に隣接した緑の広場

施策の展開

1. 優良な住宅や宅地の供給促進

- ① 誰もが安心して快適に住み続けることができる、優良な住宅供給につながる住生活基本計画を推進し、多様な生活スタイルに合った住まい選びを支援します。
- ② 高齢者や障がい者に配慮した生活支援型住宅など、ニーズに合った住宅供給を促進します。
- ③ 駅西・西本町土地地区画整理事業で造成した市有地をはじめ、千年ニュータウンや美咲町・沖ノ原住宅団地などの優良住宅地の供給を推進します。

2. 公営住宅の整備

- ① 民間賃貸住宅への入居が困難な低所得者層を対象に、適切な居住水準を備えた公営住宅の供給を推進します。
- ② 老朽化した公営住宅は、将来的な需要を想定したうえで大規模改修を推進し、既存施設を最大限利用して長寿命化を図ります。

【主要事業】 公営住宅などの長寿命化改修工事

3. 住宅のバリアフリー化・耐震化の促進

- ① 高齢者や障がい者の自立を促し、家族の介助にかかる負担を軽減するためのバリアフリー型住宅などの建設および改修を推進します。
- ② 住宅の耐震診断、耐震改修に対する支援制度を継続するとともに、耐震化が促進するよう、行政・市民・民間が一体となって新たな方策の検討を進めます。

【主要事業】 木造住宅耐震対策事業

4. 誰もが利用できる身近な公園・広場の整備と公園施設の老朽化対策

- ① 地域の状況に応じた快適で安全な空間を確保するため、必要に応じた公園・広場・緑道の整備を行います。
- ② 憩いの場として誰もが利用できるよう、公園施設のバリアフリー化を推進します。
- ③ 日頃の安全・安心な利用はもちろん、災害時には適切に活用できるよう、公園施設の老朽化対策を実施します。

【主要事業】 公園施設のバリアフリー化・老朽化対策事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
公営住宅の大規模改修棟数	23棟	32棟
住宅の耐震補強棟数	21棟	28棟
公園施設のバリアフリー化 か所数	2か所	6か所

施策45

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策⑤ 計画的な土地利用の推進

施策の方針

市街地・住宅地域・農業生産地域・森林地域などの種別に対応し、都市計画をはじめとした各種制度の活用による計画的な土地利用を推進します。また、適正な土地利用に必要な不可欠である地籍の確定を進めます。

現状と課題

- ・十日町市は合併前の旧市町村単位で、それぞれの居住・経済・観光の圏域があります。高齢化や若年層を中心とした人口流出が続くなか、地域活力の維持向上を図るため、各地域の特性や資源を効率的に活用したコンパクトなまちづくりが必要です。
- ・上越魚沼地域振興快速道路による高速交通体系の確立や、十日町市の魅力を十分に生かした地域とすることを目的として、平成29年に（仮称）十日町インターチェンジ周辺土地利用基本構想を策定しました。本構想を踏まえ、周辺環境と調和した土地利用を行うことが必要です。
- ・十日町市の将来像や、都市機能を形成する事業計画にあわせた都市計画道路の決定から、20年以上が経過しました。今後は現状にあわせた都市計画道路の見直しが必要です。
- ・農業振興地域整備計画*を基に優良農地を保全し、秩序ある土地利用や効率的な農地利用に努めています。社会経済や農業情勢の変化にあわせて計画を見直し、引き続き優良農地の保全と利便性の向上を図ることが必要です。
- ・地籍の確定は適正な土地利用に必要な不可欠です。平成21年度から進めている市街地での地籍調査は計画どおりに進み、令和3年度に完了予定です。また、分かりにくかった住所表示を行政区と一致させることで明確になりました。今後は未実施地域に着手し、市全体の進捗率向上を図るとともに、引き続き分かりにくい住所表示の明確化が必要です。

地籍調査の実施状況（令和2年4月1日現在）

地域名	計画面積(k㎡)	完了済面積(k㎡)	進捗率(%)
十日町	203.59	79.41	39.00
川西	72.73	72.73	100.00
中里	56.92	56.92	100.00
松代	87.42	0.00	0.00
松之山	83.80	0.00	0.00
市全体計	504.46	209.06	41.44

※完了済面積は、国土調査法第19条5項（区画整理・ほ場整備）を除く



地籍調査の様子

施策の展開

1. 都市計画を活用した効果的・効率的な土地利用の推進

- ① 地域活力の維持向上を図るため、地域の核となる都市エリアを設定し、各地域の特性や良好な景観・観光資源を生かした効果的・効率的な土地利用のあり方を検討するなど、コンパクトなまちづくりを計画的に推進します。
- ② 上越魚沼地域振興快速道路十日町インターチェンジ（仮称）周辺の効果的な土地利用の検討を進めます。
- ③ 都市計画道路の見直しを行い、現状の交通体系にあった整備計画を策定し、事業を促進します。

2. 農業振興地域整備計画の見直し

- ① 秩序ある土地利用と農地の効率的な利用、および優良農地の保全を図るため、農用地区域などを再点検し、農業振興地域整備計画の見直しを行います。あわせて、旧市町村単位となっている農業振興地域および農業振興地域整備計画の統合を図ります。

3. 地籍調査事業の推進

- ① 課税の適正化・公平化や土地行政の効率化、災害復旧活動の迅速化など、土地に関する施策を円滑に進めるため、未実施地域の地籍調査を推進します。
- ② 地番と行政区名が大きく異なり、分かりにくい地域は、地籍調査と同時に町界町名整理を行います。

【主要事業】 地籍調査事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
十日町地域地籍調査実施面積	79.4 km ²	80.9 km ²
松代・松之山地域地籍調査実施面積	0 km ²	1.6 km ²

施策46



基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策5 雪とともに生きるまち

施策① 市道除雪の充実

施策の方針

冬期間の安全・安心を確保するため、市道除雪体制をさらに充実するとともに、消雪パイプ・流雪溝の整備や雪崩防止対策を推進します。

現状と課題

- ・市道除雪は、平成25年度の制度見直しで地域格差の解消と市民負担の軽減を図り、安定した除雪体制の維持に努めてきました。一方で十日町市は国内有数の豪雪地帯であり、例年の除排雪に多大なコストが生じているため、持続的な除雪体制のあり方の検討、また昨今の異常気象などの気候変動に対応した除雪体制を構築することが必要です。
- ・消雪パイプは雪出し場が確保できない家屋連たん地区を中心に、計画的に整備を進めています。除雪の担い手不足や気候変動も踏まえ、安定的な除雪による道路交通を確保するため、引き続き効果的・効率的な整備を進めることが必要です。
- ・流雪溝は路肩の堆雪などを効率的に排雪できる施設として、計画的に整備を進めており、十日町市街地は当初計画路線の整備が完了しました。また、現在整備を進めている川治地区と川西地域では、計画路線の約5割が完了しています。今後は、川治地区と川西地域の整備を進めるとともに、未整備地区の整備を計画的に推進し、水源の確保に努めることが必要です。
- ・山間集落は雪崩による生命の危険や生活への支障が大きい不安となるため、雪崩危険個所の定期的なパトロールを行い、雪庇落としや雪崩予防柵設置などの安全対策に取り組んでいます。これからも冬期間の安定した交通確保を図るため、雪崩危険個所の早期解消に努めることが必要です。



ロータリー除雪車による除雪



流雪溝を利用した住民除雪

施策の展開

1. 道路除雪の推進

- ① 除雪機械の計画的な更新やロータリー除雪車を増強し、除雪コストの削減や除雪業者の負担軽減を図ります。
- ② GPSを活用したリアルタイムな除雪状況の把握や除雪作業の自動計測など、除雪管理システムのICT*化によるスマートな除雪体制の構築を図ります。
- ③ 効率的な除雪のために必要な雪捨て場を安定して確保できるよう、引き続き市民に理解と協力を求めています。

【主要事業】市道除排雪事業、除雪機械整備事業

2. 消雪パイプの整備

- ① 機械除雪が困難な家屋連たん地区を中心に、引き続き消雪パイプ整備を推進します。また、交通需要が高い道路では、機械除雪との効率性・経済性を比較し、消雪パイプの必要性を検討します。
- ② 老朽化した消雪パイプの延命化を図りながら、計画的に更新を行います。
- ③ 消雪パイプ整備は、地下水の適正揚水を考慮し、効率的な散水方法の検討や節水タイマーの導入を推進します。また、利用にあたっては、地下水資源を守るため地下水位の測定を継続的にを行い、節水に努めます。

【主要事業】消雪パイプ整備・更新・修繕・改修事業

3. 流雪溝の整備

- ① 河川からの取水で水源確保を図りながら、川治地区と川西地域では早期供用開始に向け整備を進めます。また、学校町区域での流雪溝の整備に着手し、計画的な整備を行います。
- ② 各地域の流雪溝運営組織と連携し、効率的な運用と維持管理に努めます。

【主要事業】流雪溝整備事業

4. 雪崩危険個所の解消

- ① 雪崩危険個所のパトロールを強化し、早期把握と事故防止を図ります。
- ② 市道では、雪崩予防施設の設置や段切り対策などを検討し、雪崩危険個所の早期解消に努めます。また、国・県道の雪崩対策の計画的な実施を関係機関に働きかけます。

【主要事業】雪崩調査の実施

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
消雪パイプ整備延長	84.6km	87.2km
流雪溝整備延長（十日町・川西地域）	89.1km	94.5km

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策47



基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策5 雪とともに生きるまち

施策② 市民のくらしを支える雪処理支援・利雪親雪の促進

施策の方針

克雪住宅の普及促進、高齢化集落や要援護世帯への除排雪援助など、市民のくらしを支える雪処理支援の充実を図ります。また、雪とともに生きる地域の特徴として雪を貴重な資源と捉え、雪エネルギーの利用促進や雪を使ったイベントの充実を図るなど、利雪親雪の取組を進めます。

現状と課題

- ・十日町市の住宅建設は屋根雪処理対策が最重要課題であり、克雪すまいづくり支援事業を継続的に実施したことで、近年建設される住宅のほとんどは克雪化されています。しかし、まだ住宅の約4割は雪下ろしが必要な住宅であり、雪下ろし作業に伴う事故が発生しています。引き続き克雪住宅の普及促進や雪下ろし作業時の安全対策を推進することが必要です。
- ・平成29年度に認定外道路除雪の補助要件の緩和を行うなど、雪処理に対する支援の充実を図ってきました。しかし、人口減少と高齢化が進むなか、自力での雪処理が困難となる高齢化集落や要援護世帯への対応が大きな課題となっています。集落安心づくり事業や要援護世帯除排雪援助事業などによる継続的な支援を実施するとともに、支援制度の拡充やほかの制度との統合など、総合的な対策の検討が必要です。
- ・雪を貴重な地域資源として捉え、雪冷熱を利用した雪室や冬の各種イベントをはじめ、世田谷区子どもまつりに雪を運搬するなど、さまざまな利活用や交流に取り組んでいます。今後も雪エネルギーの利用促進、さらなる有効活用のため、利雪親雪の取組を積極的に進める必要があります。



小型除雪機械の共同導入事業



克雪住宅（融雪屋根）

施策の展開

1. 克雪住宅の普及促進

- ① 克雪すまいづくり支援事業を継続して実施し、冬でも安心して暮らせる克雪住宅の普及促進に努めます。
- ② 屋根の雪おろしに伴う墜落事故を防止するため、安全対策設備の設置を支援し、安全対策の普及促進に取り組みます。

【主要事業】 克雪すまいづくり支援事業、すまい雪おろし安全対策支援事業

2. 集落雪処理支援体制の充実

- ① 高齢者世帯の見守りや雪下ろし作業などは、地域・集落が安定して行えるよう地域克雪体制の確立を支援します。
- ② 集落安心づくり事業や要援護世帯への支援などを継続的に行うとともに、支援制度の拡充やほかの制度と統合・効率化も検討し、冬でも安心して暮らせる集落の生活環境改善に努めます。

【主要事業】 集落安心づくり事業、要援護世帯除排雪援助事業、冬期集落安全・安心確保対策事業、十日町市小型除雪機械共同導入事業

3. 利雪親雪の促進

- ① ブランド化を目的とした農産物などの貯蔵や冷房に利用するための雪室の活用促進に加え、新たな雪冷熱エネルギーの利活用を検討します。
- ② 雪を貴重な地域資源として捉え、親しみを抱くことができるイベントを充実させ、日本遺産*に認定された雪国の歴史と文化を積極的に発信して交流を広げるなど、利雪親雪の取組を推進します。

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
既存住宅の克雪化改良棟数	868棟	932棟

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策48



まちづくりの推進に向けて

政策1 協働のまちづくりの推進

施策① 地域自治の推進

施策の方針

地域自治の推進には、“地域の課題は地域で自主的・自立的に解決を図る”地域自治組織の活動が不可欠です。まちづくりの道しるべである「まちづくり基本条例*」の理念に沿い、行政とともに地域の公共を支える地域自治組織の活動を推進します。

現状と課題

- ・平成24年度に設立された13の地域自治組織は、「まちづくり基本条例」において公共を支えるパートナーとして明確に位置付けられ、地域の特長を生かし、公共課題の解決に取り組んでいます。
- ・また、地域自治推進事業交付金を地域自治組織単位に交付し、地域自治組織が取り組む集落機能維持のための活動や、防災、環境保全活動など、地域づくりの支援を行っています。高齢者の生活支援サービスを地域で運営する組織もあり、取組内容はそれぞれ異なりますが、今後も地域自治を充実発展させていくことが必要です。
- ・それぞれの地域によって地域課題は異なります。課題解決のためには、地域の実情に合わせた学びの場づくりや、個別に対応を進めるためのマンパワーの活用が重要です。
- ・地域自治組織の拠点となる、コミュニティセンターの改築や公民館の耐震化工事などを進めてきました。引き続き施設の改修などを計画的に進めることが必要です。
- ・防災や福祉などの専門的な分野ではNPOやボランティア団体など多様な協働の担い手との協力・連携を図ることも必要です。



高山コミュニティセンター竣工式



地域自治推進事業の活動（除雪車体験）

施策の展開

1. 地域自治活動の充実

- ① 公共を支えるパートナーである地域自治組織に対して、引き続き地域自治推進事業交付金を交付します。交付金の使用用途を地域自治組織に一任し、自立に向けた取組を推進するほか、とおかまち応援寄附金を活用して自主財源の確保を支援します。
- ② 地域自治活動への人的支援として地域支援員*を配置し、それぞれの地域の実情に合わせた個別の地域課題解決につなげます。
- ③ 地域自治組織の活動拠点となる施設について、必要な整備・改修を進めます。
- ④ 防災や福祉などの専門的な活動は、地域自治組織とNPOやボランティア団体との連携を支援するなど、多様な協働の担い手との連携を推進します。

【主要事業】 地域自治推進事業交付金（パワーアップ事業*）、地域自治組織活動支援交付金、地域支援員の配置、公民館の改修・耐震化、コミュニティーセンターの整備・改修

2. コミュニティの活性化

- ① 地域コミュニティの活性化を図るため、住民主体の学びの場づくりの検討を進めるとともに、環境美化・資源のリサイクル・自主防災・地域福祉・地域文化の保全や継承など、地域活動を支援します。
- ② 各地区のコミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。

【主要事業】 自治総合センターコミュニティ助成事業、十日町市地域集会施設建設費等助成事業

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
地域自治組織に対するとおかまち応援寄附金の寄附額	5,664千円	13,000千円

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策49

まちづくりの推進に向けて

政策1 協働のまちづくりの推進

施策② 市民活動の推進

施策の方針

公共の複雑化・高度化が進み、多様な主体が公共を支える仕組みが必要となっているなかで、まちづくりの道しるべである「まちづくり基本条例*」の理念に沿い、行政とともに地域の公共を支えるNPO法人や市民活動団体などの市民活動を推進します。

現状と課題

- ・「まちづくり基本条例」の制定で、NPO法人・市民活動団体・地域自治組織など、公共を支える協働の担い手による、まちづくりを推進する基盤が整いました。協働のまちづくりを推進するため、これら団体の活動をより広く市民に周知し、さらに市民が主体となるまちづくりを推進するための機運醸成が必要です。
- ・市民活動の中核となる中間支援組織*「NPO法人ひとサポ」は、市民交流センター「分じろう」や市民活動センター「十じろう」を拠点として、NPO法人や市民活動団体などの連携を進めています。この連携から、「まちなか学園祭」や「こどもまつり」などの新たな取組が生まれ、市民活動や「まちなか」の活性化につながっています。今後はこうした取組を、十日町市全体に広げていく必要があります。
- ・社会情勢は刻々と変化し、地域が抱える課題や市民が求めるニーズは、ますます多様化・高度化しています。市有施設の管理運営や市営バスの運行、障がい者・高齢者の支援などは、専門的な知識を持つNPO法人と十日町市の協働により課題解決を進めています。今後もNPO法人や市民活動団体の専門的な知識を生かし、あらゆる分野で協働の取組を広げていく必要があります。



市民活動見本市「めっかめっか」



中間支援組織「NPO 法人ひとサポ」

施策の展開

1. 市民活動の支援

- ① さまざまな協働の担い手の特長を生かし、市民協働のコーディネート役を担う中間支援組織の活動を支援し、協働のまちづくりのさらなる推進を図ります。
- ② 市民交流センター「分じろう」に市民活動の相談窓口を設置し、助言や情報提供を行うとともに、助成金を交付して、市民活動を支援します。
- ③ NPO法人や市民活動団体の活動を、ホームページやSNS*などで広く発信することで、その取組を十日町市全体へ広げます。
- ④ NPO法人や市民活動団体および市民に活動の場を提供し、多種多様な市民活動団体の連携や協働を推進します。
- ⑤ 市民活動の拠点となる施設について、引き続き利用しやすい環境づくりを進めます。

【主要事業】 協働のまちづくり事業、まちなかステージ運営事業、とおかまち市民活動助成金

2. 協働の基盤となる組織の育成

- ① 市民活動団体が持続性を持って発展的に活動できるよう、任意団体の法人化への支援を行います。
- ② とおかまち応援寄附金を活用して、市民活動団体の自主財源の確保を支援します。
- ③ 研修や講座を実施し、協働を進めるための人材育成を推進します。

【主要事業】 NPO活動支援交付金

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
市民活動相談窓口の利用件数	127件	200件
NPO法人に対するとおかまち応援寄附金の寄附額	14,691千円	18,620千円

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策50



まちづくりの推進に向けて

政策2 時代に即応した自治体経営

施策① 効果的な行政運営・広域連携の推進

施策の方針

限りある行政の経営資源を、より効果的・効率的に活用し、市民目線に立った行政サービスを提供します。また、業務の性質や状況に応じて最適な手法を選択するなど、ほかの自治体と連携を強化し、広域連携を推進します。

現状と課題

- ・国の制度を活用し、4つの保育園の民営化によるサービス向上や、会計年度任用職員制度導入による処遇改善など、時代に即応した自治体経営を行ってきました。また、子育て教育部・文化スポーツ部・環境エネルギー部の新設を行うなど、適正な職員数を維持しつつ組織再編を行いました。社会情勢の変化により生じる新たな課題が増大しているなか、効果的・効率的な行政運営を行うことが必要です。
- ・職員の適正配置のために、人事評価制度や国・新潟県・民間との人事交流、各種研修の充実、係長昇任試験の導入などで、職員の能力向上に努めてきました。より効果的・効率的な行政運営を推進するため、職員の能力をさらに引き出すことが必要です。
- ・平成28年度から第二次総合計画に行政改革の取組を盛り込み、まちづくりの目標値の項目と一体的に管理・推進して、効果的・効率的な自治体経営に取り組んできました。今後は、人口減少とともに職員数も減少することを踏まえ、A I *やR P A *などを活用し、効率的な行政運営によるスマート自治体*への転換が必要です。
- ・大学や専門学校グループ、民間事業者と連携協定を締結し、多様な分野で相互に協力しながら、地域社会の発展と人材育成を進めてきました。これらの産学官連携による成果を、さらなる地域の活性化につなげることが必要です。
- ・さまざまな分野で行政事務を共同処理し、ほかの自治体と連携し広域行政を行ってきました。しかし、人口構造の変化やSociety5.0*実現に向けた先端技術の活用で、社会経済がさらに変化することが予想されるため、これらを見通し相乗効果やスケールメリットが期待できる事務は、より一層ほかの自治体と連携し、行政運営を進めることが必要です。

行政改革項目

市民との協働・情報共有

取組項目	成果指標 (まちづくりの目標値)
市民の参画と協働の推進	審議会などにおける公募委員の割合 審議会などの女性委員の割合 広聴活動への市民の参画人数
情報の共有化の推進	ホームページの年間アクセス数 連携活用するLINEフォロワー数

行政運営の効率化

取組項目	成果指標 (まちづくりの目標値)
民間活力の導入	指定管理者制度の新規導入施設数
地方公営企業の経営健全化	有収率 (料金対象水量÷年間総配水量) 水洗化率 (水洗化人口÷処理人口)
職員の意識改革と人材育成	職員研修への年間参加回数

財政運営の適正化

取組項目	成果指標 (まちづくりの目標値)
計画的な財政運営	経常収支比率 財政調整基金*保有額 地方債残高
経費の削減	借地料の削減
自主財源の確保	市税 (6項目) の収納率

施策の展開

1. 職員の能力向上と適正配置

- ① 職員の自主的な自己啓発を支援し、前例・形式主義にとらわれない広い視野と柔軟な発想を持ち、多様化・高度化する行政ニーズに対応できる職員を育成します。
- ② 階層別・分野別の専門研修をより一層充実し、政策立案能力・法務能力・説明能力などの高い専門性と積極性を備えた職員を養成します。また、メンタルヘルス研修を実施し、職員の業務に対する意欲向上を図ります。
- ③ より効率的な行政運営と市民サービスの向上のため、組織や業務の見直しを進め、職員適正配置計画の達成を目指します。
- ④ 職員の人事交流を引き続き実施し、異なる組織の業務を相互に経験することにより、職員の能力や組織力の向上を図ります。

【主要事業】 職員研修事業、職員適正配置計画、人事交流

2. 効果的・効率的な行政サービスの推進

- ① 行政改革の取組をまちづくりの目標値の項目と一体的に推進することで、より効果的・効率的な自治体経営に取り組みます。
- ② 効果的・効率的な行政運営を行うために行政評価を実施し、評価結果を各種計画策定や予算編成に活用します。
- ③ 行政運営の効率化と市民サービスのさらなる向上を図るため、優れた技術やノウハウを持つ民間事業者への業務委託を推進します。
- ④ 時代の変化に即応した行政サービスの提供や業務効率化のため、A I や R P A などを活用した業務の標準化・効率化と、市民サービスの向上を一体的に推進します。
- ⑤ まちづくりのため、連携協定を締結している団体との取組を充実させ、多様な分野での連携協定を推進します。

【主要事業】 市民アンケート、総合計画達成度報告、指定管理者制度

3. 広域連携の推進

- ① 防災・福祉・医療・衛生など、ほかの自治体との間で互いに利益を享受できる分野は、事務事業などの共同化を図り、広域連携を推進します。
- ②ほかの自治体と共同処理または受託する事務事業は、常にその内容の適正化を図りつつ、さらなる事務処理の効率化に努めます。
- ③ 業務の標準化やコスト削減のため、自治体クラウド*を推進し、ほかの自治体との各種情報システムの共同化に努め、スマート自治体を目指します。

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
<u>職員研修への年間参加回数（1人当たり）</u>	1.7回／人	2.5回／人
<u>指定管理者制度の新規導入施設数</u>	—	累計10施設
新たに広域連携により取り組む事務事業の数(累計)	—	4事業

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。



施策51

まちづくりの推進に向けて

政策2 時代に即応した自治体経営

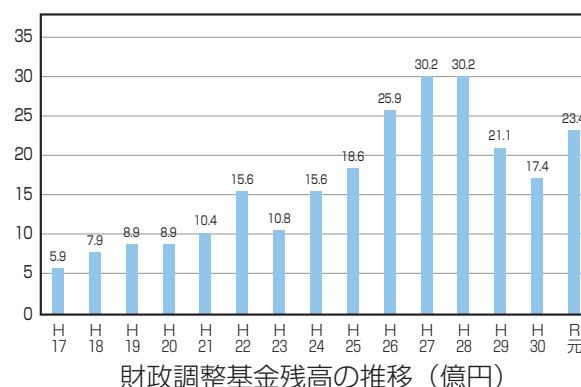
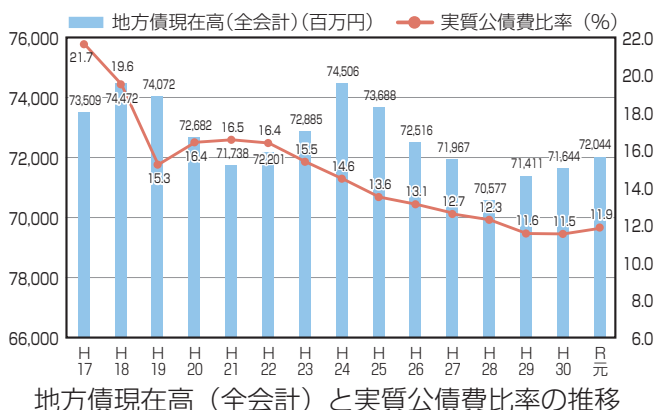
施策② 健全な財政運営

施策の方針

将来にわたり健全な財政運営を図るため、事業の選択と集中を進め、市民ニーズや時代に即した公共施設の再編を検討します。また、自主財源の確保と基金の積み増しに努め、健全な財政運営を進めます。

現状と課題

- ・ 有利な地方債を最大限に活用するなかで、中心市街地の拠点整備や公共施設などの建て替え、そして耐震化を伴う大規模改修を行うなど、30年先を見据えた投資をおおむね完了することができました。また、一般会計、特別会計、および水道事業会計をあわせた全体の地方債現在高を抑えることで、実質公債費比率は減少しています。一方、令和2年度で合併特例期間も終わり、交付税措置率の高い有利な地方債が減少することから、今後は、新規発行額と償還額のバランスに留意しながら地方債現在高のコントロールに努める必要があります。
- ・ 臨時職員を含めた職員体制の見直しによる経費の削減に努め、その財源を市民サービスの拡充に充ててきました。今後は、限られた財源や人的資源のなかで、「Society5.0*時代の地方」を実現するスマート自治体*への転換に積極的に取り組む必要があります。
- ・ 不要になった建物については、施設の解体や土地の返却などを進めることで、合併後のピーク時から約30%の借地料を削減することができました。また、遊休施設の売却とともに廃校となった学校などを民間企業へ譲渡や、大地の芸術祭の拠点施設として活用しています。今後も引き続き、公共施設の適正配置を進める必要があります。
- ・ 国の有利な補助金や合併特例債を有効に活用するなど、効率的な財政運営を行いながら、新たに少子化対策基金*を創設しました。今後も引き続き、財政調整基金*の一定額確保など、基金の適切な運用に努める必要があります。
- ・ 市税に関しては、新潟県地方税徴収機構に職員を派遣するなど、徴収技術・実績の向上に努めています。その成果として収納率は高い水準を維持しており、安定した市税収入の確保に寄与しています。近年、滞納繰越額は、約2億円で推移していますが、長期案件の滞納処分などをより一層進め、滞納額を縮減させていく必要があります。



施策の展開

1. 持続可能な財政運営

- ① 経常的経費の削減や財政調整基金の適正管理、また、新しい時代に即した事業の拡充や新規事業への転換により、持続可能な財政運営の実現に努めます。
- ② 交付税措置の無い市債発行を抑制し、引き続き健全な財政運営を行います。

2. 事務事業の整理・統合

- ① 事務事業における行政関与の必要性や成果などを踏まえ、事業の整理・統合・廃止を行います。
- ② 限られた財源・人的資源を有効に活用するため、引き続き事業効果、優先度および重要度の高い事業に加え、SDGs*やSociety5.0に即応した事業に予算付けを行います。

3. 財政運営の改革と借地の解消

- ① 強固な財政基盤を構築するため、財源を有効に活用しながら財政調整基金を積み増し、時代に即応した市民サービスが維持できるよう、健全な財政運営に努めます。
- ② 公共施設等総合管理計画を令和3年度に改訂し、改訂後の計画に基づく個別施設の再編方針を定め、より計画的な公共施設の適正配置を進めます。
- ③ 地権者との交渉を順次進め、公共施設の借地料の負担軽減を含め、借地の早期解消に努めます。

【主要事業】 公共施設等総合管理計画（令和3年度改訂）

4. 収入の安定的確保と収納率の向上

- ① 子どもたちを対象とした租税教育を充実し、納税に対する意識高揚を図ります。
- ② 引き続き市税の適正な課税に努めるとともに、新潟県などと連携して滞納整理に取り組み、収納実績の向上を図ります。

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
<u>経常収支比率（一般会計）</u>	98.0	現状未滿
<u>財政調整基金保有額（一般会計）</u>	23.4億円	30億円
<u>地方債残高（一般会計）</u>	475.1億円	400億円未滿
<u>借地料の削減</u>	約5,600万円	約4,500万円 (20%削減)
<u>市税（6項目）の収納率</u>	96.4%	96.5%以上

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策52

まちづくりの推進に向けて

政策2 時代に即応した自治体経営

施策③ 情報社会の進展に即応した広報・広聴活動の推進

施策の方針

十日町市のイメージアップや市政への市民参画を推進するため、情報社会の進展に即応した広報と広聴活動を推進します。

現状と課題

- ・情報量が増大するなかで、「市報とおかまち」は、市民にとって必要な情報が的確に伝わるよう、掲載内容の整理と厳選を行うことが必要です。
- ・ライフスタイルや価値観が多様化する現代社会で、誰もがいつでも十日町市からの情報を入手できるよう、SNS*や防災行政無線など多媒体と連携できるホームページのリニューアルを行いました。今後は、これを活用して積極的に情報伝達していくことが必要です。
- ・現在、十日町市のお知らせや市議会の一般質問などの情報を、FMラジオ局と連携して発信しています。今後は、5G*通信の実用化により、これまで以上に市民が利用しやすく、行政も活用しやすい広報・広聴ツールの導入が必要です。
- ・「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」を実現するためには、市内外問わず広く魅力を発信しなくてはなりません。そのために、職員一人ひとりが「市の広報マン」とであると自覚し、それぞれの業務にあたる必要があります。
- ・市民一人ひとりの提言や要望を施策に反映することは、地域自治や協働のまちづくりの推進につながります。そのため「市長とふれあいトーク」、「市長への便り」、「市長の集落訪問」などを通し、広聴の機会を広げることが必要です。



市長による集落訪問



出前講座などによるキャリア教育*の推進

施策の展開

1. 情報の迅速で正確な提供・情報発信の多様化

- ① 読みやすく・親しまれる「市報とおかまち」となるよう、厳選した情報を掲載し、読者ニーズをとらえて適宜改善を行います。
- ② リニューアルしたホームページと、LINEなどのSNSや防災行政無線を連携して情報発信を行います。あわせて、5G通信のプッシュ型情報伝達手段*の導入を行うほか、引き続きFMラジオを活用して、情報をタイムリーに発信します。
- ③ 高齢者や障がい者など、誰もが不自由なく情報を入手できるよう、情報発信の多様化を進めます。
- ④ 職員一人ひとりが「市の広報マン」として活動するための啓発や研修などを行います。

【主要事業】市報とおかま치의発行、ホームページ運用と多媒体連携、防災行政無線、FMラジオを活用した情報発信

2. 広聴活動の充実

- ① 地域団体・分野別団体、個人などあらゆる立場の声を広く聴き、政策形成に反映する広聴行政を継続します。
- ② 公募委員制度、パブリックコメント制度、事業形成段階でのワークショップなどを活用し、市民と行政の双方向型コミュニケーションによるまちづくりを推進します。
- ③ 十日町市の施策などを直接説明し意見を伺う出前講座を引続き開催するとともに、キャリア教育での活用をさらに進めます。
- ④ 市民アンケートを実施し、本総合計画の施策に対する市民の満足度、重要度およびニーズを把握するとともに、その結果を市政に反映します。

【主要事業】市長とふれあいトーク、市長への便り、パブリックコメント制度、出前講座、市民アンケート

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
<u>ホームページの年間アクセス数</u>	961,024回／年	1,148,000回／年
<u>広聴活動への市民の参画人数</u>	406人／年	600人／年
<u>連携活用するLINEフォロワー数</u>	—	4,800人
<u>審議会などにおける公募委員の割合</u>	12.3%	30%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策53

4 質の高い教育を
みんなに9 産業と技術革新の
基盤をつくろう10 人や国の不平等
をなくそう11 住み続けられる
まちづくりを16 平和と公正を
すべての人に17 パートナースhipで
目標を達成しよう

まちづくりの推進に向けて

政策2 時代に即応した自治体経営

施策④ Society5.0*時代に即応した自治体への転換

施策の方針

AI*やRPA*などの先端技術を導入し、少ない労力で質の高いサービスを提供するスマート自治体*を推進するとともに、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるSociety5.0社会を推進します。

現状と課題

- ・マイナンバーカードによる住民票などのコンビニ交付サービスを導入し、オンラインサービスの拡大を図っています。マイナンバーカードを利用した行政サービスのさらなる充実が必要です。
- ・人口減少による税収減や職員減の一方で、目まぐるしい時代の変化に対応した多種多様な行政サービスの提供が求められていることから、AI-OCR*やRPAなどの先端技術を導入し、少ない労力で質の高いサービスを提供するスマート自治体*への転換が必要です。
- ・2040年には生産年齢人口の2割以上の減少が見込まれています。十日町市においても、介護従事者や農業の担い手不足がさらに進み、産業の維持やサービスの確保が困難になると想定されます。このため、ICT*やAIなどの先端技術を活用し、効率的で利便性の高いサービスを提供するSociety5.0社会の実現が求められています。

Society 5.0で実現する社会



[内閣府作成]

施策の展開

1. オンラインサービスの推進

- ① マイナンバーカードの普及と機能の充実を図るとともに、来庁せずとも申請や届出などの手続きを行うことができるオンラインサービスを推進します。

【主要事業】行政手続きのオンライン化の推進、マイナンバーカード普及率の向上

2. スマート自治体の実現に向けた取組

- ① 市民サービスに直結する分野から、A I - O C RやR P A技術の導入を図り、大量なデータを瞬時に正確に処理することにより、事務の効率化を進め、質の高いサービスを提供します。
- ② 国が推進する業務プロセスの標準化と歩調を合わせ、他市町との共同利用を進めます。

【主要事業】A I - O C R・R P Aなど技術の導入推進

3. Society5.0社会の実現に向けた取組

- ① 通信インフラである5 G *網の整備が進むと、高所作業など危険を伴う作業はロボットによる遠隔作業が可能となります。ドローンやI o T *を利用し、省力化と安全な作業環境の構築に取り組む事業者を支援します。
- ② 医療介護分野では、I o TやA Iを導入し、施設ではロボットによる見守り支援、在宅の要支援者には遠隔診療やリアルタイムの自動健康診断が可能となります。A Iなどを導入し、新しいサービス提供に取り組む事業者を支援します。
- ③ 産業分野では、A Iのサポートにより、経験が浅い労働者でも熟練者と同様な品質の製品製造や、農産物の安定生産が少人数でも可能となります。A Iなどを導入し、生産効率の向上や作業の省力化などに取り組む事業者を支援します。
- ④ 教育分野では、国の支援策を通じて、5 GやA Iを活用し、教育教材のデジタル化やI C T環境の整備と活用を図り、学校における教育の情報化を推進します。

【主要事業】介護施設見守り支援ロボット導入事業、中山間地域振興対策事業（スマート農業* 機械導入支援）

まちづくりの目標値

項 目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
オンライン申請導入件数	6件	20件
マイナンバーカード普及率	11%	95%
R P A、A Iなど技術導入件数	0件	10件

第3章 | 未来戦略の具体施策

戦略 1 次代を担う「人財」を育てます

1 施策の方向（基本構想）

①知育

小中一貫教育をさらに充実させながら、子どもたちの学力の向上を図ります。さらに、創造性と国際性豊かな人づくりの視点から、外国語教育の積極活用やＩＣＴ*を活用した学習など、個々の能力を引き出す教育を実践していきます。

②心の教育（徳育）

互いに支え合い周囲を思いやる心と行動力を身につけ、社会で自立できるよう育みます。また、ふるさと教材*の活用やキャリア教育*を通じ、地域の伝統・歴史・暮らしなどの学びにより、親や先人たちを慕い尊び、生まれ育った地に愛着を持ち誇ることができるよう、心の教育に取り組みます。

③体力づくり（体育）

子どもたちの健やかな成長のため、その身体（からだ）と体力づくりを支えます。発達期における栄養面への十分な配慮のほか、地場の食材を可能な限り生かし、学校給食の充実をさらに進めます。あわせて、地域の人材や環境を活用し、運動やスポーツを通して、子どもたちの体力づくりを推進していきます。

2 目標（指標）

指 標		基準値 (平成26年度)	現在の状況 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
住む地域や十日町市が好きと 思う児童生徒の割合 ※十日町市小中一貫教育取組評価の質問	小学3～6年生	96.8%	95.7%	96.8%以上
	中学生	88.8%	89.0%	90%以上
将来の夢や希望を持っている 児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査の質問	小学6年生	86.3%	85.3%	90%以上
	中学3年生	72.2%	72.9%	80%以上

3 戦略1の具体施策

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
①知育	小中一貫教育の推進 ・中学校区において、小学校と中学校が中1ギャップ*を乗り越える連続・連携した教育活動を展開し、学力向上の取組や不登校・いじめなどへの対応の充実を図ります。 ・各中学校区内での児童生徒の交流活動などを積極的に行い、自己有用感を高め、コミュニケーション能力を身に付け・高めるなどの社会性を育みます。	4
	学校・教員の指導力の向上 ・中学校区ごとに計画訪問を実施し、教員への具体的な指導・助言を行うことで指導力・授業力の向上を図り、児童生徒の学力向上につなげます。 ・指導主事などによる学校訪問指導や、教職員相互のネットワークづくりによる情報共有、優れた指導力をもつ教員による授業研修会などを行い、教職員の指導力・授業力の向上を図ります。また、ICTを活用した授業の研究と整備を進め、教職員の指導・授業を支援します。	
	英語教育の充実 ・小中学校での英語教育を一層推進するため、外国語指導助手（ALT）による授業支援や、研修の機会の提供と内容の充実など、学校サポート体制を強化します。 ・小学校低学年対象の英語体験教室や、小中学生対象の夏休み英語交流学習、外国への語学研修・ホームステイ体験など、児童生徒が英語に親しみ、外国文化にふれる機会の充実を図ります。	5
②心の教育 （徳育）	ふるさと十日町市を愛する教育活動の充実 ・コミュニティ・スクール*の取組を推進し、小中一貫教育や、学校・家庭・地域が一体となって取り組む特色ある学校づくりを充実します。 ・小中学校の総合的な学習の時間を中心に、「ふるさと教材」や大地の芸術祭など地域資源を活用した教育を推進します。また、「まちの産業発見塾」や中学校職場体験活動において、学校・行政・企業などと連携し、キャリア教育の充実を図ります。	5

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
③体力づくり （体育）	心と体を育む食育・健康教育の推進 ・家庭・学校・地域・行政が連携して食育を推進し、学校給食を通じて食に関心をもつ子どもを育てます。また、引き続き地産地消を推進し、自然や人に感謝する心を育てます。 ・安全・安心な学校給食を提供するため、給食施設の老朽化の解消と高い衛生管理による施設運営を図ります。 ・児童生徒の体力向上のため、各学校の運動習慣づくりと取組を支援します。	5
	生涯スポーツの推進 ・幼少期から運動やスポーツを習慣化させ、生涯スポーツへとつながるように、子どもが体を動かす楽しさや喜びを感じることができる機会を提供します。	27

「施策No.」：第2章基本方針別（分野別）の個別施策で掲げる具体的な施策番号のこと。

戦略2 十日町市への人の流れを加速します

1 施策の方向（基本構想）

①大地の芸術祭の里ブランドの構築と外国人誘客の推進

大地の芸術祭の里ブランドの構築並びに外国人誘客を推進するため、観光関連施設の整備や情報発信、受入体制を強化します。

②地域資源の活用と交流人口・関係人口*の拡大

あらゆる社会情勢の変化とともに、観光地に求められるニーズの変化を見据えた施策が重要となります。恵まれた自然環境や歴史文化をはじめ、雪国体験や農業体験、国宝・火焰型土器などを中心とする地域資源の強みを最大限に生かした観光施策を推進します。これにより、出身者団体、友好都市などとの絆を深めるとともに、国内外の十日町ファンを増やすことで、交流人口・関係人口の拡大を図ります。

③移住の推進

移住に必要な情報を的確に発信するとともに、助成金の交付や空き家バンクの設置などの移住施策を関係機関と連携を図りながら積極的に推進します。また、新型コロナウイルスの感染リスクを回避する動きのなかで、地方での暮らしに対する関心が大きく高まりました。十日町市の魅力発信により移住・定住を促進します。

2 目標（指標）

指 標	基準値	現在の状況	目標値
交流人口 ※観光動態調査	242万人 (平成17～26年度の平均)	253万人 (平成28～令和元年度の平均)	263万人 (平成28～令和7年度の平均)
移住者数 ※十日町市や新潟県の移住 促進事業を活用して移住 した人数	16人 (平成21～26年度の平均)	115人 (平成28～令和元年度の平均)	121人 (平成28～令和7年度の平均)

* の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

3 戦略2の具体施策

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
①大地の芸術祭の 里ブランドの構築と外国人誘客の推進	大地の芸術祭の里ブランドの構築 ・ 自然体験などほかの観光資源とあわせた季節毎の多彩なプログラムを実施します。 ・ 大地の芸術祭の里ブランドとポテンシャルを基に雪国観光圏など広域圏で連携し、海外からの観光客への受入体制の整備や誘客に向けた情報発信を強化します。 ・ 持続可能な活用・経営のため、芸術祭拠点施設や関連施設の魅力を高め、民間企業や多様な団体が参画できる体制づくりを構築します。 ・ 空き家・廃校を活用した作品のうち、宿泊施設ではサービスの質を高め、何度も訪れたいくなるような観光コンテンツに磨き上げます。 ・ 大地の芸術祭の里ブランドを生かし、企業と連携した商品開発やサービスの提供により、地域経済全体の底上げとなる仕組みづくりを検討します。	14
	大地の芸術祭の推進 ・ 3年に1度開催する「大地の芸術祭」を、通年誘客に向けた周知の機会として捉え、持続可能な体制・規模で実施します。 ・ 地域の実情に沿った作品の活用や、価値ある既存作品の維持管理により、大地の芸術祭の質の向上を図ります。 ・ 集落・町内会の主体的な参加や、地区・団体・企業などさまざまな単位における市民参画を促進し、通年で運営できる体制を構築します。 ・ 芸術祭サポーターの増大と参加率の向上のため、通年での活躍の場を創出するとともに、主体的に活動するコアメンバーの発掘・育成を図ります。 ・ アートを道しるべとして、さまざまな地域内コンテンツ（観光資源など）への回遊性の向上を図るため、先端技術を活用した二次交通*システムの確立や通信端末による情報発信を強化します。	

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
②地域資源の活用 と交流人口・関係人口*の拡大	観光資源の活用 ・「雪」をルーツとした、「衣・食・住・祭・美」など地域固有の生活文化と関連が深い資源を活用するとともに、大地の芸術祭の里の発信力を生かした特色ある観光産業の振興を推進します。 ・清津峡や美人林、棚田などの地域資源の価値を維持するため、自然景観の保全活動などの取組を応援する仕組みづくりを推進します。	13
	観光関連事業者の育成 ・世界基準で評価された食・リゾート・温泉地を核に、宿泊、飲食、土産、交通など観光関連産業との連携を促進し、国内外からの観光客の受入体制を強化します。 ・宿泊施設と旅行事業者が連携した滞在型観光商品開発などを支援し、少人数型の観光ニーズに対応した受入メニューの多様化を促進します。 ・雪国観光圏をはじめ、広域連携による周遊プログラムの開発などを支援し、地域間相互の送客により地域経済活性化を図ります。	
	効果的な観光情報の受発信と受入体制の強化 ・民間事業者の育成や広域ツアーガイドの育成・組織化など、国内外からの観光客の受入体制を整備し、二次交通の広域運行や回遊ルートの開発により来訪者の利便性を向上させます。 ・継続的なマーケティング調査・分析*の実施により、観光ニーズに応じた事業を展開し、国内外に向けた観光情報の効果的な発信や、民泊・農泊受入の強化など、滞在型観光*の充実を図ります。 ・先端技術を活用したVRツアー*の開発や、SNS*を活用した観光情報のPRを効果的に実施します。	
	姉妹・友好都市などとの交流深化 ・姉妹都市などとの交流を継続し、経済・文化交流の活性化を図るとともに、相互交流を充実させ、さらなる関係性の深化を図ります。	15

* の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
	十日町ファン・応援団などの拡大 ・観光大使やプロモーション大使など十日町市への関心を持つ人たちをつなぎ、ネットワーク化を推進し、より積極的に十日町市を応援する仕組みを構築します。 ・地元出身者による団体や個人との縁をつなぐため、ふるさと納税*や企業版ふるさと納税*などを活用した応援制度を充実させ、十日町ファンの拡大を図ります。 ・応援団の世代交代においては、これまでの関係性を新たな世代へ引き継ぎ、継続的に十日町市を応援する仕組みづくりを推進します。 ・市外で活躍する地元出身者のふるさとへの想いを掘り起こし、ふるさととつながる機会の創出や、若者をはじめとした新たな十日町ファンの獲得を図ります。	15
	選ばれる新たなワーク&ライフスタイルの創出 ・地方の魅力に着目する実業家や若手起業家などの活躍の場を増やすため、地域の受入体制の構築や地域活力を生む新規ビジネスへのチャレンジを支援します。 ・都会と地方の2つの拠点で活動する新たなワークスタイルやライフスタイルが芽生えており、今後も十日町市が持つ魅力や里山の価値を発信するとともに、支援の充実を図り、二地域居住を促進します。	
	文化財の保存と活用 ・十日町市歴史文化基本構想に基づき、有形・無形の各種文化財の保存と活用を図り、広く情報発信し、「誰もが多様な文化にふれあえるまちづくり」を推進します。 ・日本遺産*に認定された地域の文化・伝統ストーリーを国内外に発信し、地域の特色や歴史的魅力を伝えるなど、観光や産業分野とも連携しながら、文化観光の推進を図ります。	26
	スポーツを通じた地域の活性化 ・全国に誇れるスポーツ施設を生かし、国際・全国規模の大会やプロスポーツ大会、スポーツキャンプを開催・誘致することで、既存施設の活用促進と、交流人口増加による地域経済の活性化を図ります。	27

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
③移住の推進	若者や女性、子育て世代を対象とした地方回帰の取組と受入体制の強化 ・市内高校との連携を深め、市内企業の魅力を伝えるまちの産業発見塾や、Uターン者などを講師とした学生向けの講話を開催するなど、地元で生活する充実感や生きがい伝えるキャリア教育*の充実を図ります。 ・市外で頑張る市出身学生を応援するため、「ふるさと便」など十日町市への愛着とつながりをより深く感じてもらうための取組を進めます。 ・子育てをしながら、安心して働くことができる環境を整備する市内企業を支援します。また、Uターン希望者を対象に、都会にない故郷の魅力や定住・子育てに関する支援制度などを紹介する情報誌を作成し、地元回帰を促進します。 ・新潟県やふるさと回帰支援センターなどと連携し、地域の魅力を発信するほか、大地の芸術祭や地域おこし協力隊*により生まれる「関係人口*」を「定住人口」につなげるため、移住者の受入体制や人材育成の強化に取り組みます。	29
	移住・定住支援制度の拡充 ・移住希望者が移住先として十日町市を選び、安心して移住・定住できるよう、「仕事・住宅・子育て」に関する情報をホームページなどでわかりやすく発信します。 ・若者や女性、子育て世代などの移住者や、地域おこし協力隊退任者に対し、定住・住宅・通勤助成を積極的に行うとともに、空き家バンク制度*やシェアハウス*などを利活用して移住・定住の増加につなげます。 ・学ぶ・働く・暮らす場として十日町市を選んでもらえるよう、新潟県立十日町看護専門学校の学生に家賃や通学費支援を行うほか、医療・介護従事者には十日町市内への就業促進の支援を行い、若者の定着を図ります。	

「施策No.」：第2章基本方針別(分野別)の個別施策で掲げる具体的な施策番号のこと。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

戦略3 新しい力で産業を活性化します

1 施策の方向（基本構想）

①若者人材の確保

次代を担う若者の地元就業や定着に向け、市内企業の情報と十日町市の魅力を若い世代に伝えるとともに、企業の若手人材確保に向けた活動を支援します。

②創業・新規ビジネスサポート

創業にチャレンジする若者などを積極的に支援し、創業相談窓口の設置や創業後のサポート体制の充実を図るとともに、新たな事業展開にチャレンジする事業者を支援し、売れるものづくりや販路の開拓を推進します。

③農業の担い手の育成・確保

農業の持続的な発展のため、認定農業者や新規就農者に加え、新たな価値観や働き方による多様な担い手の育成・確保を推進します。

2 目標（指標）

指 標	基準値	現在の状況	目標値
新規創業件数※1	3.2件 (平成21～26年度の平均)	13.8件 (平成28～令和元年度の平均)	15件 (平成28～令和7年度の平均)
新規就農者数※2	8.6人 (平成17～26年度の平均)	13.8人 (平成28～令和元年度の平均)	14人 (平成28～令和7年度の平均)

※1 新規創業件数は創業支援事業対象者数と十日町市の新規創業支援資金の融資を受けた事業者の合計値

※2 新規就農者数は林業であるきのこ生産組織の新規就業者を除いた人数

3 戦略3の具体施策

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
①若者人材の確保	若者人材の確保 ・中学生、高校生に十日町市で生活していくことの魅力を伝えるため、キャリア教育*などにより地元企業の情報を発信します。 ・市外に進学した学生に対する地元企業の情報発信を充実させます。また、企業が行う採用活動に対する支援を行います。 ・十日町地区雇用協議会との連携を強化し、より効果的な人材確保事業を実施します。	21
②創業・新規ビジネスサポート	販路の拡大と製品・サービスの開発 ・異業種交流による商品・サービスの開発支援を行います。	22
	地域資源の活用 ・日本遺産*に認定された雪国文化や、大地の芸術祭、国宝・火焰型土器、また、魅力ある地元食材など、地域ブランドを生かした商品開発とサービスの提供を行う地元企業を支援します。	
	新規創業者などへの支援 ・専門家による起業・創業相談を充実するとともに、セミナーなどの開催により起業者や第二創業を目指す事業者を支援します。また、創業後のフォローアップを行い、事業者を支えます。 ・十日町市ならではの創業プランや新しい事業プランなど、有望な起業・創業には補助金の上乗せを行うなどの支援を行います。	23
③農業の担い手の育成・確保	担い手（認定農業者など）の育成・確保 ・農業の担い手を育成・確保するため、意欲ある農業者を認定農業者として認定し、農業機械などの整備や、複合営農など農業経営の強化を支援します。 ・それぞれの地域にあった担い手（認定農業者・共同機械利用組合・集落営農など）の育成・確保を図り、農業経営の法人化を推進します。	17

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
	新規就農者の確保・就農定着の支援 ・移住就農者や女性農業者など、これからの農業を担う多様な人材を育成します。 ・就農初期は農業経営が不安定であることから、農業次世代人材投資資金や国・新潟県および十日町市の補助事業などによって、経営確立を支援します。 ・新規就農者が定着できるよう、関係機関でサポート体制を構築し、フォローアップや相談活動を行うとともに、栽培技術や経営スキルの習得を支援します。	17

「施策No.」：第2章基本方針別(分野別)の個別施策で掲げる具体的な施策番号のこと。

戦略4 再生可能エネルギーを最大限創り出します

1 施策の方向（基本構想）

①地域資源の活用

豊富な地域資源を活用し、木質バイオマス発電、使用済み紙おむつの燃料化、地熱発電、水力発電などによる再生可能エネルギーの創出に積極的に取り組みます。

②意識啓発

市民に対し、エネルギー自体の消費量を減らす「省エネルギー」の意識啓発と、消費するエネルギーについては、再生可能エネルギーに転換するよう、ペレットストーブや太陽光発電、蓄電池などの導入を促進します。

2 目標（指標）

指 標	基準値 (平成25年度)	現在の状況 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
再生可能エネルギー の創出量	4,838MWh/年	7,068MWh/年	90,000MWh/年
(参考) 市内の電力消費量に 対する割合	1.5% (4,838MWh/ 317,129MWh)	2.4% (7,068MWh/ 300,000MWh)	30.0% (90,000MWh/ 300,000MWh)

3 戦略4の具体施策

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
①地域資源の活用	再生可能エネルギー導入・省エネルギー対策の推進 ・太陽光・水力・地中熱などの自然エネルギーや、森林資源・生ごみなどのバイオマス資源*を活用した発電および熱利用を推進し、脱炭素社会の形成を目指します。	38
	下水道施設の整備 ・消化ガスや下水熱などの再生可能エネルギー利用の実現に向け、引き続き調査に取り組みます。	42
②意識啓発	再生可能エネルギー導入・省エネルギー対策の推進 ・化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへの利用転換を推進するため、市民や事業者の環境意識向上を目的とした情報発信や環境啓発活動を行います。	38

「施策No.」：第2章基本方針別(分野別)の個別施策で掲げる具体的な施策番号のこと。

戦略5 健康な高齢者を増やします

1 施策の方向（基本構想）

①早期対応

健康で長生きするため、健診の必要性を周知し、疾病の早期発見・早期治療の取組や、生活習慣病の発生予防と重症化予防を推進します。

②健康づくりの推進

国や新潟県の健康寿命の延伸を重点とした施策と連携し、「健康とおかまち21」に基づき、働き盛り世代に食生活改善や自分に合った運動習慣を取り入れる健康づくりを推進します。

また、介護予防の情報提供、運動教室や通いの場などの充実をととして、高齢者の自立促進、重度化防止を図りながら、元気で活動的な生活を続けられるよう、介護予防の取組を推進します。

③支援体制

医療と介護の両方を必要とする高齢者に対して、医療と介護サービスが一体的に切れ目なく提供できる体制（地域包括ケアシステム*）を構築していきます。

また、認知症についての正しい知識を普及するとともに、早期の発見と対応につながるよう支援体制を構築していきます。

2 目標（指標）

指 標	推計値 (令和7年度)	現在の状況 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
新規介護認定者数	1,018人	806人	900人

* の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

3 戦略5の具体施策

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
①早期対応	保健事業の充実 ・ 疾病の早期発見・適正受診のため、検診の必要性の周知や未受診者への受診勧奨を行います。また、保健指導など健診後のフォローの充実を図ります。	35
②健康づくりの推進	介護予防の推進 ・ 高齢者が元気で活動的な生活を続けられるよう、介護予防の情報提供、運動教室や通いの場などの充実を図り、地域における介護予防の取組を推進します。	9
	健康づくり推進体制の充実 ・ 働き盛り世代の健康づくりのため、地域スポーツクラブなどと連携し、継続的に健康づくりに取り組めるよう支援します。	35
③支援体制	在宅医療と介護の連携・生活支援の充実 ・ 医療と介護を必要とする高齢者に対して、サービスが一体的に提供できるよう、医療福祉総合センターを拠点に医療・介護関係者間の連携体制の構築や人材育成などを推進します。また、講演会などの開催により在宅医療・介護に対する市民意識の啓発を推進します。 ・ 高齢者が住み慣れた環境で日常生活を送れるよう、地域で支え合う生活支援体制を構築するとともに、地域での提供が可能な総合事業などのサービスの充実を図ります。	9
	認知症予防と支援の拡充 ・ 認知症予防の取組を充実させるとともに、早期発見・早期対応に向けて医療・介護・福祉の関係機関による連携体制を構築し、重度化防止に取り組めます。 ・ 相談窓口の充実や通いの場を確保するとともに、認知症に対する正しい知識を啓発し、地域で支え合う体制を構築します。	

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
	地域包括ケアシステム* 推進体制の整備 ・医療福祉総合センターを拠点に、高齢・障がい・福祉などに関する相談内容を集約するとともに、各種相談事業所などが抱える課題を分析し、その課題解決に向け、さまざまな機関が具体的な対策を協議できる体制を整備します。 ・高齢者福祉および地域医療の充実のため、地域包括ケアシステムの充実を図り、一体的なサービスの提供を推進します。	37
	出向くケアと医療* の仕組みづくり ・新潟大学寄附講座*と連携し、市民の健康状態や生活の満足度、地域の医療体制・訪問看護体制などの現状を把握します。また、山間地や高齢化集落に対しても、持続可能なサービスを提供できるよう、「出向くケアと医療」の仕組みを構築します。	

「施策No.」：第2章基本方針別(分野別)の個別施策で掲げる具体的な施策番号のこと。

第4章 | 地域別の振興方策

十日町中央地域

行政区（集落）数：63 / 世帯数：3,281世帯 / 人口：7,895人（高齢化率：38.59%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『人と人との絆を深め、より安全、安心で笑顔ある地域をめざす』

中心市街地活性化事業で整備した拠点施設の活用や、市街地に増えつつある空き地・空き店舗・空き家に民間活力を導入し、利活用するなど、中心市街地の活性化を推進します。また、振興連合会を核として、各振興会が協働してさらなる地域力の向上を図ります。

2 振興方策

（1）交流拠点を核とする中心市街地の活性化と街なかコミュニティの確立

「道の駅クロステン」および「越後妻有里山現代美術館キナレ」は、「大地の芸術祭の里」ブランドづくりだけでなく、十日町四大まつりにおける来訪者との交流、地域情報の発信などの重要な観光拠点施設となっています。

既存の商店街や新たな需要を呼び起こすサービス業、地場産品を活用した食品産業などと連携を図りながら、中心市街地における来訪者の回遊性を高め、街なかのにぎわいを呼び込みます。あわせて中心市街地の空き家や空き店舗を有効利用します。

また、町内単位のコミュニティに加え、福祉、環境、教育、文化活動などにおいて、地域ぐるみの支え合いを実現させ、新たな活動拠点となる市民交流センター「分じろう」や市民文化ホール「段十ろう」などを活用し、街なかの特性を生かしたコミュニティの確立を目指します。

（2）市街地近郊の住宅供給地としての新たなまちづくり

中心市街地に隣接し、ほくほく線しんご駅のある新座地区を中心とした地域コミュニティの活性化を図るとともに、引き続き、新たな居住者を地域ぐるみで受け入れる魅力あるまちづくりを進めます。

（3）日常の安全安心の環境づくり

安全・安心に暮らせる地域づくりに向けて、小学生の通学路などにおける交通安全対策としての安全パトロールや、身近な公園内の遊具など施設老朽化対策を主体的に取り組めます。

雪処理における流雪溝の適正な利用と管理を図るとともに、新座地区の消雪パイプの敷設や流雪溝未整備地区の施設整備を推進し、屋根雪処理や道路除雪の効率化を図ります。

また、高齢者への訪問サービス事業の展開により、高齢者がより安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組めます。

(4) 防災まちづくりの推進

本地域は、緑豊かな山林を有し、その恩恵に預かりながらも、地震や水害など災害時には脅威ともなり得る自然を抱えている地域でもあります。

市民交流センター「分じろう」・市民活動センター「十じろう」・市民文化ホール「段十ろう」・児童センターしばふ広場を拠点とし、地域住民と関係団体が協力して避難や救助活動を行うことができる体制づくりを進め、森林・河川を包含した地域の安全対策に取り組めます。

高山地域

行政区（集落）数：14 / 世帯数：828世帯 / 人口：2,030人（高齢化率：34.19%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『安全で安心に暮らせる^{たかやま}郷土、豊かな心を地域で育む^{たかやま}郷土』

地域コミュニティの機能をさらに強化し、連携して幼児から高齢者までの各世代の交流を推進するとともに、居住環境の向上、防災・安全意識の高揚を目指します。

2 振興方策

（１）都市サービス拠点が集積する優位性の活用

文教施設や地域中核病院のほか、大型の商業施設には週末を中心に内外から人や車が集まり、他地域にはない賑わいが創出されています。この地域の賑わいを維持・促進するとともに、中心市街地を含めた周辺地域全体の発展を図ります。

（２）地域コミュニティの活性化による地域力向上

新たに整備した高山コミュニティセンターを拠点に各世代間の交流を図り、つながりをつくる活動を促進するため、さまざまな地域活動を展開します。

（３）交通安全対策の強化

幹線道路の交通量の増加に伴い交通事故が頻発していることから、事故発生危険か所の点検や交通安全対策の向上を目指します。

（４）防災体制の強化

地域住民の防災安全意識を高揚し、防災組織の体制強化を図るとともに、災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応や有事における迅速な対応を図ります。

（５）地域ぐるみの健康づくりの促進

地域住民の健康づくりのため、関係機関と連携し健康増進のさまざまな事業を展開し、健康で生き生きと暮らし続けることのできる地域づくりを目指します。

十日町西部地域

行政区（集落）数：16 / 世帯数：1,141世帯 / 人口：2,842人（高齢化率：31.39%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『安全・安心で住み継がれる地域づくり』

ほくほく線十日町駅の玄関口としての情報発信や地域コミュニティの一層の向上を図り、災害に強く安心して快適に暮らせる地域を目指します。

2 振興方策

（1）新たな市街地の持続的発展

土地区画整理により新たに形成された住区での居住環境の維持とともに、魅力ある都市景観の形成やバリアフリー化を推進します。また、文教・医療・スポーツ施設環境に恵まれた優位性を生かし定住・交流人口の増加を図り、地域資源を活用した賑わいあふれる魅力ある地域を目指します。

（2）都市機能が集積する優位性の活用

文教施設や地域中核病院、十日町駅西口へのスムーズな連絡を図るとともに、中心市街地と大型商業ゾーンを結ぶ市道稲荷町線や稲荷町踏切の整備により、さらなる地域の賑わいの創出と周辺地域全体の発展を図ります。

（3）元気な高齢者を増やす健康づくりの推進

高齢者が介護状態にならず、元気で活動的な生活を続けられるよう、運動教室やいきいきサロンなどの交流の場を拡充するとともに、医療環境が充実する優位性を生かし、働き盛りの人が健康で長生きするため保健事業や健康づくり事業を推進します。

（4）地域コミュニティの活性化

住環境の整備により住宅やアパートが建設され賑わいを見せている反面、若年層の地域コミュニティ意識の低下が懸念されることから、地域内の課題解決や各種イベントへの参加を促し意識の高揚を図ります。また、活動の主体となる青年団体などの育成・支援や活動拠点の整備などにより地域コミュニティの活性化と基盤強化を図ります。

（5）防犯・防災体制の確立

事故や犯罪の防止、災害から命を守るため、警察や医療機関・学校などとの連携・情報交換を図るとともに、自主防災組織を中心に地域住民の連携をより一層強化します。また、交通安全施設の整備促進や避難所の充実・避難訓練の実施などハード・ソフトの両面を推進し、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる地域を目指します。

十日町南地域（川治・六箇）

行政区（集落）数：46 / 世帯数：2,240世帯 / 人口：5,857人（高齢化率：36.52%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『“南”の和・輪 示そう元気・活力・地域力！』

上越魚沼地域振興快速道路八箇峠道路の一部区間開通や十日町道路の事業化決定など着実に道路環境の整備が進んでおり、里山の観光資源を生かした誘客の推進とともに、都市機能の充実を図り、住民同士の交流・コミュニティの向上などを進めます。

2 振興方策

（１）道路交通の要衝としての優位性の確立

広域交通の結節点の特性を生かし、地域内道路の環境整備を推進し、地域内外とのアクセス性を向上させることにより、さらなる地域の振興発展を図ります。

（２）地域コミュニティの活性化

地域内に活発に活動している団体がある一方で、アパート居住者などが多い地区のコミュニティ低下が懸念されることから、新たな枠組みのもとで、若年層の参画や世代を超えた交流が図られるよう、各種活動を実施し組織の活性化と体制強化を図ります。

（３）地域ぐるみの安全なまちづくり

歩行者の安全を確保するため、国道117号の歩道整備を促進するとともに、生活環境の多様化による事故や犯罪、災害に対応できるよう地域住民の連携を強化し、行政と一体となって安心して暮らせる地域を目指します。

（４）多彩な観光資源や地域イベントで交流促進

あじさい公園や二千年蓮をはじめ魚沼スカイラインなどの魅力ある地域資源や地域内で催される多彩なイベントを連携させ、交流促進と活力ある地域づくりを図ります。

（５）市街地近郊の食糧庫と地域農業の育成

中心市街地に近いながらも農地が確保され、水稻のほか野菜やソバなど豊富な農産物を生産しており、これら産品を生かした特産物の開発により、地域農業の振興に努めます。

（６）高齢者福祉のまちづくり

地域内には、特養施設「まほろばの里川治」をはじめ「ヴィラ明石」や「とこしえりあん」など高齢者の福祉施設があります。「慈光こども園」や「山本愛泉保育園」の園児たちと催し物を通じ交流することにより、認知症や閉じこもり、寝たきりを防止し、元気な高齢者づくりに努めます。

中条飛渡地域

行政区（集落）数：31 / 世帯数：1,338世帯 / 人口：3,719人（高齢化率：38.24%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『自然に親しみ歴史に学び～みんなでつくろう夢のある郷土』

中条地区と飛渡地区は、一層の連帯を図りながら、国宝・火焰型土器の出土地としての高い価値を生かし、飛渡川や池谷集落を始めとする里山の魅力などをあわせて情報発信します。

2 振興方策

（1）笹山遺跡周辺の整備・活用促進による地域活性化

国宝・火焰型土器や笹山遺跡などの歴史資源とともに、陸上競技場、笹山野球場などのスポーツ施設を生かした地域振興を進めます。

また、歴史的遺産である火焰型土器群を将来に受け継いでいくため、さらなる情報発信とともに、大地の芸術祭との連携や地域住民主体で始めた「じょうもん市」、「縄文レストラン」の運営など、地域の振興発展に向けた住民主体の活動を支援し、地域内の連携を一層促します。

（2）地域コミュニティの活性化

中条地区と飛渡地区の2つの地区が1つの地域としてまとまり、既存の各団体とともに連携していくことで、地域コミュニティの一体感の形成を図り、さらなる地域活性化を図ります。

（3）安全で快適な都市基盤整備の促進

地域内外での交流人口増加に対応するため、道路や歩道の整備を促進し、高齢者にも優しい安全で快適な環境づくりに取り組みます。また、地震などの災害時における備えなどについて、住民と行政が協力しながら計画的に進めます。

（4）南魚沼市、魚沼市への連携ルートの整備

十日町市の国道117号と魚沼市の国道17号を、国道252号と主要地方道大和焼野線で結び、新幹線浦佐駅や魚沼基幹病院までの最短コースとして、十日町市の東の玄関口の役割を担うとともにさらなる利便性の向上を図ります。

（5）里山の魅力とイベントによる交流の促進

飛渡川での自然観察や、鮭の稚魚・ヤマメ・イワナの放流、ホタルの観察会など、豊かな自然を生かし親子で楽しめるイベントや、農事組合法人やNPO団体と連携した農業体験による都会に住む人々との交流を通し地域の活性化を進めます。

大井田地域

行政区（集落）数：14 / 世帯数：1,047世帯 / 人口：2,708人（高齢化率：35.12%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『歴史と文化にふれあい安心して住み続けられる大井田地域をめざして』

居住環境などの基盤整備を図るとともに、大井田コミュニティセンターを拠点に住民の交流・親睦活動を推進し、神宮寺周辺の魅力を向上します。

2 振興方策

（１）生きがいのあるコミュニティの創造

地域自治組織の活性化と地域住民の参加を基本とした行事を立案し、実施します。
また、地域住民と小中学校および行政の連携で人材育成を推進します。

（２）大井田小学校跡地周辺地総合整備計画の推進

行政との連携と地域の英知を結集し、当該か所の整備を実現するとともに、避難施設の充実を図り、地域拠点としての整備を推進します。

（３）県指定文化財の神宮寺観音堂・山門を含めた大井田の郷公園付近の整備・保全

大井田の郷公園管理運営委員会の活動を支援し、当地域はもとより他地域の住民からも憩いの場として活用してもらえるよう公園の整備を進めるとともに、大井田同族会との友好を深める場としても活用します。

（４）地域おこしでスモールビジネスの立ち上げ

地域住民の参加を促し休耕地を活用したさるなし栽培を軌道に乗せ、地域名物となる商品化を進めるとともに、地域に根付いた生きがいのあるさまざまな事業を展開します。

（５）大井田地域の魅力を発信

市内13地域のなかでハザードマップ上最も危険性が少ないことや、中心市街地に隣接していること、また、憩いの場の大井田の郷公園などの魅力をアピールし、活気ある地域を創造します。

吉田地域

行政区（集落）数：17 / 世帯数：828世帯 / 人口：2,358人（高齢化率：41.82%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『心を合わせ吉田地域の未来を一步ずつ』

一層の農業振興を図るとともに、クロスカントリー競技場への各種大会や合宿の誘致、自然、歴史・文化資源などを活用した交流を図ります。

2 振興方策

（1）クロスカントリースキーコースを活用した地域の活性化

吉田クロスカントリースキーコースを活用し、各種競技会や合宿を地域ぐるみで受け入れることにより、地域の情報発信と交流人口の増加につなげて地域の活性化を図ります。

（2）地域資源の積極的PRと活用

クロスカントリースキーコースの夏場の利用、鶴沼池の環境保全、黒滝などの自然、鉢の石仏、星と森の詩美術館などの自然・文化資源を積極的にPRするとともに、上越魚沼地域振興快速道路インターチェンジの誘致を進め、来訪者が地域内の周遊を楽しめるような有機的なつながりを持たせていきます。

また、大地の芸術祭とその作品の活用により、来訪者と地域の交流を深めながら、地域の魅力向上と定住化に向けた取組を進めます。

（3）中魚沼丘陵の新たな魅力の発掘と発進

地域西側に広がる中魚沼丘陵を、山並みの眺望、ハイキング、森林浴、自然観察などができるスポットとして山間地の新しい活用方法を考え、十日町市の新しい観光資源として情報発信していきます。

（4）多様な地場特産物の開発

地域来訪者をはじめ、地域内外にこの地域をPRできる新しい地場特産物の開発に取り組みます。

また、6次産業化による起業などを促し若者の定着を進めるとともに、地場特産物とコシヒカリをあわせた食による産業振興を進め、住民がいつまでも夢と生きがいを持ち続けられるよう、地域の活力向上を図ります。

（5）安心して暮らせる地域づくり

医療機関の通院や福祉施設への通所のため、冬期の交通の利便性を確保するとともに、歩行者の安全のために流雪溝や歩道の整備促進に取り組みます。

また、高いコミュニティ意識を生かして、地域と行政が一体となった体力づくり運動や、健康づくりのほか、災害時の備えや体制づくりなどを進め、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

下条地域

行政区(集落)数：27 / 世帯数：1,112世帯 / 人口：3,046人(高齢化率：40.81%)

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『豊かな自然、確かな絆、明るい明日』

子育て、人材の育成、野首遺跡や新保広大寺節など歴史・伝統文化の保存・普及活動、日野市をはじめとした交流活動など、多様で活発な取組を進展させます。

2 振興方策

（１）共生社会実現に向けた地域づくりの推進

福祉や医療に加え子育ての環境整備を進め、共生社会実現に向けた地域づくりを目指します。

（２）多様な地域資源や人材の活用による将来を担う人づくり

新保広大寺節など地域の伝統文化を子どもたちに継承するとともに、こども園・小中学校と連携して将来を担う人材の育成に努めます。また、地域の将来を担う人づくりや地域おこしに、地域内の多様な人材の力が発揮できるよう支援します。

地域内から発掘された野首遺跡出土品の歴史的価値を内外に発信します。

（３）交流促進による地域の活性化

長く継続している都市との交流を生かしながら、地域の情報発信と賑わい創出を図ります。また、山間地を中心とした自然の豊かさなど新たな魅力を発掘・発信し、大地の芸術祭などの来訪者と地域との交流を一段と深めます。

（４）生活環境の整備および防災体制の強化

地域内の歩道整備や地域の拠点となる施設の改修などの生活環境整備を推進します。また、近年多発する自然災害や原子力災害に備え、防災体制の一層の連携強化を進めます。

（５）指定棚田地域振興活動の推進

棚田地域振興法*の指定地域に認定されたことから、協議会の設立および振興活動計画の作成・実践をととして、地域の振興を図ります。

（６）公共施設の有効活用

地域の拠点施設の在り方などの検討を進め、行政とともに公共施設の改廃および有効活用に取り組みます。また、公共施設の改修により、活力ある地域づくりを推進するとともに、東京都日野市との交流促進を図ります。

水沢地域

行政区（集落）数：43 / 世帯数：1,805世帯 / 人口：4,967人（高齢化率：38.01%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『未来を形に！安全安心で元気で豊かな水沢を造ろう！』

当間トンネルおよび広域農道の開通による当間高原リゾートへのアクセスの向上や大規模営農の活性化が進む一方で、上越魚沼地域振興快速道路十日町道路の整備とともに、十日町インターチェンジ（仮称）へのアクセス道となる市道高山水沢線の整備も進められています。インターチェンジ周辺の土地利用を図りながら、地域資源を活用します。

2 振興方策

（１）滞在・体験型の交流による活性化

当間高原リゾート、上越国際スキー場当間ゲレンデ、十日町カントリークラブなど自然を生かしたリゾート・レジャー施設に加えて、つつじ原、黒沢観光栗園などの体験型観光施設を積極的に活用し、交流人口の拡大を図ります。また、地域の住民や各団体が運営に関わることで、地域一体となった活性化に取り組みます。

（２）上越魚沼地域振興快速道路インターチェンジの設置と周辺整備

上越魚沼地域振興快速道路インターチェンジ周辺については、中心市街地や南魚沼市、信濃川西側との広域的市場性や地域住民の利便性・大規模農業を考慮しながら、地域住民との協働による土地利用計画を策定します。あわせて、幹線市道との接続や歩道設置など地域振興の支援に取り組みます。

（３）農産物を生かした地域の活性化

大規模営農や整備された広域農道の利用で、農業特産物の販路開拓や農業による地域の活性化と雇用創出を図り、若者が就農しやすい営農形態の工夫に積極的に取り組みます。

（４）地域コミュニティを生かした地域の活性化

地域内の住民組織や各種団体の連携が取れていることを生かして、地域内のイベントや大地の芸術祭に取り組み、地域の活性化を図ります。また、若年層の参加を促し、コミュニティ意識の向上を図ります。

（５）防犯・防災のまちづくりの推進

将来の道路整備による交通量や交流促進による地域内外での人の流れの変化を見据えて、安全・安心に暮らせる地域づくりが必要なことから、住民と関係団体が協力して地域の防犯・防災対策の継続を図るとともに、新しい生活様式に対応した住環境整備を推進します。

（６）健康増進・介護予防の向上

山間地では、地域公共交通による移動手段を確保し、地区公民館と連携し、健康増進・介護予防など住民サービスの向上を図ります。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

川西地域

行政区（集落）数：49 / 世帯数：2,213世帯 / 人口：6,077人（高齢化率：41.70%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『住んでしあわせ 来てしあわせ 笑顔で暮らせる ふるさと川西』

共助、協働、支え合いにより子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

2 振興方策

（１）環境と調和した産業の振興

主幹産業である農業の持続的発展のため、環境保全型農業を推進し、トレーサビリティの導入による農産物のブランド強化、雪などの再生可能エネルギーを活用した高付加価値化を図るとともに、農商工の連携による地域の特産品開発や普及、インターネットを活用した販売体制の強化を図ります。

（２）安全・安心な生活環境づくり

地域住民の健康づくりを支援する医療・福祉の充実や、豊かな自然環境と共生しながら、冬でも安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。また、災害への備えや体制づくりのほか交通安全、防犯対策など、子どもや高齢者の安全・安心の確保に取り組みます。

（３）地域農業を支える地産地消と食育の推進

地域農業の活性化に資する地産地消の取組として、学校給食での地場農産物の利用による消費拡大や食育の推進を図ります。また、地域住民の食に対する安全・安心意識の高揚に应えるため、直売所の充実による流通の拡大を図ります。

（４）田舎を武器にした地域間交流の推進

ここに暮らす我々にとっては「あたりまえ」に思える雪や山菜、田んぼや四季折々の美しさを誇る自然環境などを価値ある地域の魅力として発信し、田舎体験や民泊に代表される「都市との交流事業」を推進しながら、交流・定住人口の増加を図ります。

（５）地域を担う人材育成

自治組織の運営や地域の伝統ある祭事を守り伝える担い手を確保するため、地域コミュニティの活性化や若年層の意識高揚を促すとともに、各地域や団体の活動を連携する仕組みづくりや移住希望者の受け入れを積極的に進めます。

（６）地域支え合いの推進

ボランティア組織やNPOなど、地域支え合い組織への支援と連携を図り、地域に密着した健康づくりや高齢・障がい者福祉、子育て支援、高齢化集落対策などを推進します。

中里地域

行政区（集落）数：42 / 世帯数：1,764世帯 / 人口：4,855人（高齢化率：40.04%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『守ろう豊かな自然。育てようふれあいの中里』

上信越高原国立公園内に位置し、日本三大峡谷である、国指定名勝天然記念物の「清津峡」、同じく国指定名勝天然記念物である「七ツ釜」などの観光資源をはじめ、清津峡溪谷歩道トンネルなどのアート作品活用により、首都圏からの南の玄関口として、農業と観光資源を生かした観光産業の創出を図ります。

2 振興方策

（1）地域特性を生かした付加価値の高い農業の推進

良質な米作り・地域特性を生かした付加価値の高い農産物の栽培・育成に努め、担い手の確保・育成や、農地集約化など農業生産基盤の強化を図っていきます。さらに、カサブランカなどの地域特産品の流通・販売経路の確立とPRの強化にも努めます。

（2）地域が誇れる自然環境の保全と有効活用

「清津峡」、「七ツ釜」、新潟県自然環境保全地域「小松原湿原」などの自然資源の保全や信濃川、清津川、釜川などの河川環境整備と活用を図ります。また、ブナ林をはじめとする美しい里山や棚田などの農地の保全と活用を推進します。

（3）観光資源の再開発と周遊型観光拠点の魅力・サービスの向上

中里地域は、「清津峡」、「七ツ釜」のほか、清津川フレッシュパーク、清田山キャンプ場、JR宮中取水ダム（鷹ノ巣）など多くの観光資源に恵まれています。また、大地の芸術祭作品を取り入れリニューアルオープンした清津峡溪谷歩道トンネルや清田山キャンプ場の改修など、大規模な観光資源の再開発も完了しました。

当地域では今後、来訪者の利便性向上を図るとともに、周遊コースの設定により交流人口の増大を目指します。さらに、観光地の魅力を高めるために観光ガイドの育成や来訪者に対するもてなしの心を育てるとともに、増加している国内外の観光客の受け入れに対応する取組を進めます。

（4）首都圏と奥信越地方を結ぶ交通アクセスの強化

国道353号は、首都圏と奥信越地方を結ぶ重要路線です。しかし、十二峠付近の山々は土質が軟弱であり、土砂災害が発生する可能性が非常に高い状況です。こうしたことから現道のさらなる土砂・雪崩災害の防止対策とともに、十二峠新トンネル開削の事業化に向け、積極的に取り組みます。

（５）都市との体験型交流による観光の推進

首都圏をはじめとした都市との体験型交流を積極的に推進するため、地域の人材や資源を活用した越後田舎体験事業に取り組みます。また、民泊受入農家や体験インストラクターの確保・育成に努めるとともに、ミオンなかさを起点とした信濃川ラフティングや清田山キャンプ場の体験プログラムの充実を図り、継続的な体験交流観光を支える体制づくりを推進します。

（６）地域コミュニティ活動の推進と自治意識の醸成

地域自治組織の機能強化を図るため、中里地域まちづくり協議会を中心に７地区振興会・各種団体・学校との交流や地域おこし協力隊*との連携を進めます。また、地域支援員*を配置し各集落、各地域の特性を生かしたコミュニティを推進し、子どもからお年寄りが一体感をもって暮らせる地域づくりを行います。

（７）安全安心を育てるまちづくり

中里地域の安全安心を図るため、地域の若年層の意識高揚や地域間の連携による防災力を高めるほか、防災備蓄品やライフラインの確保などの災害時における備えを進め、地域自主防災力の強化を図ります。また、各地区自主防災組織や関係者間での交流連携を図りながら、安全で安心して住み続けられる地域を目指します。

松代地域

行政区（集落）数：36 / 世帯数：1,275世帯 / 人口：2,888人（高齢化率：49.86%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『住み続けたいまち やすらぎの里まつだい』

棚田地域振興法*の指定地域として、農業の推進と地域資源を活用した6次産業の振興、世田谷区や早稲田大学などとの都市交流の深化、来訪者の長期滞在化により、多くの人が訪れ、新たなライフスタイルによる地域活力の創出を進めます。

2 振興方策

（1）観光交流拠点施設の機能充実による観光と地域間交流の推進

「まつだいふるさと会館」は、まつだい駅と道の駅の複合施設であり、上越地方と中越地方をつなぐ交通結節点です。

また、「松代・松之山温泉観光案内所」があり、十日町市の西側玄関口として市内の観光やイベントのほか、松代、松之山地域の温泉やスキー場、キャンプ場などへつなぐ観光交流拠点となっています。

駅を中心として、これらの観光施設と連携した取組を進めることで、地域の魅力を高め、観光の推進と交流人口の拡大を図ります。

（2）大地の芸術祭の里などの地域資源を生かした地域活性化の推進

まつだい農舞台などの大地の芸術祭関連施設やアート作品群のほか、絶景の棚田や古民家、そして、越後まつだい冬の陣などのイベントが注目されています。

国指定重要文化財の松茸神社本殿をはじめ、歴史の道百選の松之山街道（上杉軍道）など歴史にまつわる建造物や史跡もあり、松茸神社では、伝統行事である七つ詣りが行われています。

これらの歴史や文化、自然環境などの地域情報を共有し活用を図るとともに、大地の芸術祭の里の取組を地域ぐるみで推進します。

（3）都市農村交流による関係人口*の拡大と地方移住の推進

世田谷区、八王子市、早稲田大学や東京松代会などとの長年にわたる交流が続いています。

まつだい芝峠温泉「雲海」は、世田谷区の指定保養施設として利用され、早稲田大学松代自動車練習場や早稲田クラブ松茸ドーミトリイでは、大学の合宿やゼミ、地域貢献活動などが盛んに行われています。

これらの地域の交流施設を活用し、民泊農家の育成や、地域住民と連携した受け皿づくりを進め、田舎体験プログラムや体験観光メニューの充実、特産品の開発、棚田米の付加価値販売・販路の拡大による地域活性化を推進します。

また、都市住民が地方で継続的に活動する「二地域居住」など新たなライフスタイルによる移住の推進に取り組みます。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

（４）指定棚田地域を活用した棚田農業の担い手確保と次世代への継承

星峠・儀明・蒲生の棚田など「越後松代棚田群」は、日本の原風景「棚田の里」として知られ、全国から多くの観光客が訪れています。

高齢化などにより棚田の維持管理が困難となるなか、「まつだい棚田バンク」の取組やスマート農業*の取組が注目され、女子サッカーチーム「FC越後妻有」や地域おこし協力隊*などの移住者による新たな担い手としての活動が期待されています。

松代地域では全域が棚田地域振興法*の指定地域に認定されたことから、宿泊・交流施設の松代棚田ハウスを拠点に、農業体験や体験型観光に取り組み、地域農業の次世代への継承を図ります。

（５）地域自治意識の高揚と地域を誇れるまちづくり

各集落や地域団体と連携した地域づくりを推進するため地域支援員*を配置します。また、地域の歴史や文化、魅力などの情報をまとめ、小・中学校、高等学校と情報共有し、地域に自信と誇りが持てるまちづくりに取り組み、卒業後に地域を離れてもＵターンしやすい環境づくりを推進します。

（６）高齢者にもやさしいまちづくり

高齢者が運転免許証を返納しても冬期間の生活支援や病院への通院などに安心して利用できる市営バスの運行を維持継続します。また、高齢者の居場所づくりや日常的な健康づくりを進め、隣同士の声掛け運動やサロンの機会の提供など、高齢者にもやさしいまちづくりを推進します。

（７）災害や事故に強い安全安心な地域づくり

災害時の避難や救助活動を円滑に行うためには、地域と行政の役割分担が求められます。

住み続けられる地域づくりのために自主防災組織の活動と備えを充実させ、安全安心に暮らせる生活環境の整備に取り組みます。また日常における子どもや高齢者の交通事故対策に地域ぐるみで取り組みます。

松之山地域

行政区（集落）数：35／世帯数：810世帯／人口：1,816人（高齢化率：54.85%）

令和3年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『美しい自然に包まれた創造とやすらぎの里松之山』

自然や産業、文化などが連携した癒しとくつろぎの交流型観光地づくりを進めます。

2 振興方策

（1）農業を中心とした地域の活性化

古くから基幹産業として営まれてきた農業を中心とし、地域の活性化を図ります。農業を土台にした体験交流プログラムなどを積極的に展開するほか、地元産酒米と松之山ストーリーを結び付けた新酒開発や山菜・地場野菜などの直売所整備を図ります。

（2）美しい原風景をかたちづくるブナ林や棚田の保全

棚田地域振興法*の取組により休耕田の有効活用やブナ林の維持・管理など、地域が一体となって棚田やブナ林の保全・活用に務め、癒しとくつろぎ空間の創出を目指します。そのための新規就農者の育成や体験事業などを通じた外部人材の活用に取り組みます。

（3）松之山温泉を核とした観光地づくり

「森の学校」キョロロ、最後の教室といった大地の芸術祭作品、松之山温泉スキー場や市指定文化財の旧村山家主屋・表門（大棟山美術博物館）など、地域の観光資源の魅力をさらに高め、松之山温泉を核とした観光交流の拡大を図ります。

また、先進的な環境施策である源泉を活用した地熱バイナリー発電や消雪パイプによる道路融雪事業を軸として、温泉水の再利用や発電所の見学ツアーなどに取り組み、新たな地域振興策を推進します。

（4）体験交流プログラムの充実

地域の自然や生活、文化などが体験できる越後田舎体験事業やリニューアルした越後妻有大厳寺高原キャンプ場におけるノルディックウォーキング、カヌー・サップなどの体験交流プログラムの充実を図ります。

また、地元ガイド・インストラクターの確保・育成により、継続的な体験・交流型観光を支える体制づくりを推進します。あわせて、ミッション型地域おこし協力隊の導入により、雪里留学の取組を推進し、特色ある教育環境を創出します。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

（５）高齢者が安心して住める地域づくり

高齢者の地域内交流の活性化を図るとともに、労働意欲のある高齢者の知恵や経験を活用し、NPOなどとの連携による買い物や通院支援など、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進します。また、円滑な除雪体制の構築など、地域と一体となって高齢者を見守り、支え合う仕組み作りに取り組みます。

（６）災害や事故に強い安全安心な地域づくり

災害発生時の避難や円滑な救助活動を行うため、日頃から地域のつながりの強化を図るとともに、自主防災組織と民生児童委員との連携強化により活動の充実を図ります。また、増加する空き家の管理や利活用、高齢者の交通事故対策など、日常における安全・安心を確保するため、地域ぐるみで取組を進めます。